

令和6年11月28日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	2頁
○出席議員	2頁
○欠席議員	2頁
○説明のため出席した者	2頁
○職務のため出席した事務局職員	3頁
○開会宣告	4頁
○開議宣告	4頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	4頁
○日程第 2 会期の決定	4頁
○諸般の報告	4頁
○日程第 3 議案第114号から	
日程第23 議案第134号まで	4頁
○休会の件	7頁
○散会宣告	7頁

令和6年12月2日（月曜日）第2号

○議事日程	9頁
○本日の会議に付した事件	9頁
○出席議員	9頁
○欠席議員	9頁
○説明のため出席した者	9頁
○職務のため出席した事務局職員	10頁
○開議宣告	12頁
○日程第 1 一般質問	12頁
9番 藤森真悦議員	12頁
3番 伊藤雅輝議員	31頁
5番 高橋美奈議員	43頁
2番 和田祐治議員	59頁
16番 平山秀直議員	72頁
○散会宣告	81頁

令和6年12月3日（火曜日）第3号

○議事日程	83頁
○本日の会議に付した事件	83頁
○出席議員	83頁
○欠席議員	83頁
○説明のため出席した者	83頁
○職務のため出席した事務局職員	84頁
○開議宣告	85頁
○日程第 1 一般質問	85頁
1番 花田勝暁議員	85頁
7番 金谷勝議員	97頁
13番外崎英継議員	100頁
17番 桑田哲明議員	118頁
○散会宣告	135頁

令和6年12月4日（水曜日）第4号

○議事日程	137頁
○本日の会議に付した事件	137頁
○出席議員	137頁
○欠席議員	137頁
○説明のため出席した者	138頁
○職務のため出席した事務局職員	138頁
○開議宣告	140頁
○日程第 1 議案第135号から	
日程第 3 議案第137号まで	140頁
○休会の件	141頁
○散会宣告	142頁

令和6年12月12日（木曜日）第5号

○議事日程	143頁
○本日の会議に付した事件	144頁

○出席議員	144頁
○欠席議員	145頁
○説明のため出席した者	145頁
○職務のため出席した事務局職員	146頁
○開議宣告	147頁
○日程第 1 議案第124号から	
日程第 8 議案第137号まで	147頁
○日程第 9 議案第126号から	
日程第11 議案第128号まで	149頁
○日程第12 議案第129号から	
日程第14 議案第131号まで	150頁
○日程第15 議案第114号から	
日程第24 議案第123号まで	152頁
○日程第25 発議第 4号	154頁
○委員会付託省略の議決	156頁
○市長挨拶	159頁
○閉会宣告	160頁
署名	161頁

参考資料

○議決結果表	163頁
○会期及び日程	165頁
○一般質問通告表	167頁
○議案付託区分表	173頁

令和6年五所川原市議会第7回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

令和6年11月28日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第114号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第5号））
- 第 4 議案第115号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第6号）
- 第 5 議案第116号 令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第117号 令和6年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第118号 令和6年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第119号 令和6年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第120号 令和6年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第121号 令和6年度五所川原市高等看護学院特別会計補正予算（第1号）
- 第11 議案第122号 令和6年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第12 議案第123号 令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第124号 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第125号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第126号 五所川原市認知症の人とともに生きるまちづくり条例の制定について
- 第16 議案第127号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第128号 五所川原市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定

める条例の一部を改正する条例の制定について

- 第18 議案第129号 工事請負契約の締結について
- 第19 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市民学習情報センター）
- 第20 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（金木観光物産館）
- 第21 議案第132号 五所川原市基本構想の策定について
- 第22 議案第133号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第23 議案第134号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

1番 花田勝暁議員	2番 和田祐治議員
3番 伊藤雅輝議員	4番 木村清一議員
5番 高橋美奈議員	6番 藤田成保議員
7番 金谷勝議員	8番 秋田幸保議員
9番 藤森真悦議員	10番 黒沼剛議員
11番 松本和春議員	12番 成田和美議員
13番 外崎英継議員	15番 木村慶憲議員
16番 平山秀直議員	17番 桑田哲明議員
18番 鳴海初男議員	19番 山田善治議員
20番 木村博議員	21番 伊藤永慈議員
22番 山口孝夫議員	

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（25名）

市長 佐々木 孝 昌

総務部長	長谷川 哲
財政部長	鎌田 寿
民生部長	三橋 大輔
福祉部長	片山 善一朗
経済部長	川浪 治
建設部長	赤城 一
上下水道部長	平野 聡史
会計管理者	中谷 吉範
教育長	中原 真紀
教育部長	藤原 弘明
選挙管理委員会 委員長	中谷 昌志
選挙管理委員会 事務局長	鳴海 新一
監査委員	小田桐 宏之
監査委員 事務局長	岡田 正人
農業委員会会長 職務代理者	小山内 清人
農業委員会 事務局長	一戸 武二
総務課長	川浪 生郎
財政課長	佐々木 崇人
市民課長	小林 益代
福祉政策課長	鎌田 郁
農林政策課長	川口 均
土木課長	外崎 経明
経営管理課長	飛鳥 順一
教育総務課長	須藤 淳也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	工藤 義人
次長	今 智司

◎開会宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより令和6年五所川原市議会第7回定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○木村清一議長 これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○木村清一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、21番、伊藤永慈議員、22番、山口孝夫議員、1番、花田勝暁議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○木村清一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から12月12日までの15日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○木村清一議長 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員より、地方自治法の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書は、お手元のタブレット端末に配信しておりますので、御了承願います。

(何事か呼ぶ者あり)

私語は慎んでください。

◎日程第 3 議案第114号から

日程第 2 3 議案第 1 3 4 号まで

○木村清一議長 次に、日程第 3、議案第114号 専決処分の承認を求めることについてから日程第23、議案第134号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてまでの21件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、おはようございます。令和 6 年五所川原市議会第 7 回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第114号は、専決処分の承認を求めることについてであります。令和 6 年度五所川原市一般会計補正予算（第 5 号）を定めたので、これを報告し、その承認を求めるものであります。

議案第115号は、令和 6 年度五所川原市一般会計補正予算（第 6 号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億8,566万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ334億6,102万3,000円とするものであります。立佞武多の館大規模改修事業に係る継続費の年割額の変更及び施設型給付費給付事業の増額に伴う経費等を計上するものであります。

議案第116号は、令和 6 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,776万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ61億9,880万6,000円とするものであります。

議案第117号は、令和 6 年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会計補正予算（第 2 号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ212万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億2,832万1,000円とするものであります。

議案第118号は、令和 6 年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会計補正予算（第 1 号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3,568万2,000円とするものであります。

議案第119号は、令和 6 年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,921万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億8,943万7,000円とするものであります。

議案第120号は、令和 6 年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億2,800万1,000円を追加し、予算の総額

を歳入歳出それぞれ72億4,373万5,000円とするものであります。

議案第121号は、令和6年度五所川原市高等看護学院特別会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億966万円とするものであります。

議案第122号は、令和6年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）であります。資本的支出の既決予定額に46万6,000円を追加し、合計額を10億5,639万7,000円とするものであります。

議案第123号は、令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的支出の既決予定額に42万円を追加し、合計額を9億9,386万5,000円とするものであります。

議案第124号は、五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第125号は、五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。津軽鉄道株式会社の経営を支援するため、鉄道の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税免除の適用期間を1年間延長するため提案するものであります。

議案第126号は、五所川原市認知症の人とともに生きるまちづくり条例の制定についてであります。認知症の人やその家族が地域で安心して暮らせる社会を構築すべく、認知症の人とともに生きることが出来るまちづくりの実現に関する基本事項を定めるため提案するものであります。

議案第127号は、五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。西北五圏域権利擁護センター協議会が設置されたことに伴い、市長の附属機関より五所川原市成年後見制度利用促進委員会を削るため提案するものであります。

議案第128号は、五所川原市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの職員の配置基準の改正を行うため提案するものであります。

議案第129号は、工事請負契約の締結についてであります。地方自治法第96条第1項第5号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第

2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第130号及び議案第131号は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第132号は、五所川原市基本構想の策定についてであります。五所川原市基本構想の策定に関する条例第5条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第133号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組規約の変更についてであります。地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第134号は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更についてであります。地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明29日は、議案熟考のため休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、明29日は休会することに決しました。

なお、11月30日及び12月1日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は12月2日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時15分 散会

令和6年五所川原市議会第7回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

令和6年12月2日（月）午前10時開議

第1 一般質問（5人）

- 9番 藤森 真悦 議員
 - 3番 伊藤 雅輝 議員
 - 5番 高橋 美奈 議員
 - 2番 和田 祐治 議員
 - 16番 平山 秀直 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 勝 暁 議員 | 2番 和田 祐治 議員 |
| 3番 伊藤 雅輝 議員 | 4番 木村 清一 議員 |
| 5番 高橋 美奈 議員 | 6番 藤田 成保 議員 |
| 7番 金谷 勝 議員 | 8番 秋田 幸保 議員 |
| 9番 藤森 真悦 議員 | 10番 黒沼 剛 議員 |
| 11番 松本 和春 議員 | 12番 成田 和美 議員 |
| 13番 外崎 英継 議員 | 15番 木村 慶憲 議員 |
| 16番 平山 秀直 議員 | 17番 桑田 哲明 議員 |
| 18番 鳴海 初男 議員 | 19番 山田 善治 議員 |
| 20番 木村 博 議員 | 21番 伊藤 永慈 議員 |
| 22番 山口 孝夫 議員 | |
-

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（27名）

市長 佐々木 孝 昌
総務部長 長谷川 哲

財 政 部 長	鎌 田 寿
民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	赤 城 一
上 下 水 道 部 長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選 挙 管 理 委 員 会 長	中 谷 昌 志
選 挙 管 理 委 員 会 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小 田 桐 宏 之
監 査 委 員 長	岡 田 正 人
農 業 委 員 会 会 長	森 義 博
農 業 委 員 会 長	一 戸 武 二
総 務 課 長	川 浪 生 郎
財 政 課 長	佐々木 崇 人
健 康 推 進 課 長	古 川 竜 大
市 民 課 長	小 林 益 代
地 域 包 括 支 援 課 長	笠 原 美 香
子 育 て 支 援 課 長	山 内 かおり
商 工 観 光 課 長	吉 田 純 也
土 木 課 長	外 崎 経 明
経 営 管 理 課 長	飛 鳥 順 一
学 校 教 育 課 長	蒔 苗 勝 久

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 工 藤 義 人

次 長 今 智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。

議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないように御静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、9番、藤森真悦議員の質問を許可いたします。9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 市民の皆様、そして議場にいらっしゃる皆様、そしてネット中継を御覧の皆様、おはようございます。市民の声を聴く孝志会の藤森真悦でございます。師走でございます。今年最後の議会、私の最後の一般質問となります。今回も市民の声を背に、そして市民目線で市民の代表として、この議場で市民の声を届けたいと思っております。どうかよろしくをお願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、通告の1点目でございます。高齢者支援策等についてでございます。

まずは、セルフ・ネグレクト対策について。このセルフ・ネグレクトとは、自分の生活に必要な介護、医療サービスや健康管理を放棄し、無気力な状況に陥り、地域で孤立することにより生活環境の悪化や健康問題が深刻化する状態のことです。独り暮らしの高齢者などに起こりやすく、その背景には認知症や鬱病などが影響しているとも指摘されています。また、近年は無気力状態、ひきこもりのセルフ・ネグレクトの若年層も予備軍も含め急増していると言われており、2022年の調査によれば、15歳から64歳までのひきこもりの数は146万人と言われております。ごみ屋敷や8割の孤立死の原因とも言われるセルフ・ネグレクト状態の高齢者の把握や予防支援策等を市ではどのように考えてい

るでしょうか。また、現在の独り暮らしの高齢者の数はどのような状況でしょうか。質問をします。

通告の2点目でございます。子ども・子育て支援策について。

まずは、摂食障害の支援について質問します。この摂食障害とは、若い女性に多く、近年は小学生や中高生などの若年層にも広がり、ダイエットをきっかけに摂食障害を発症するケースが多いそうです。また、生活の中での挫折感や家庭環境、いわれのない自身への評価、人間関係など、心理、社会的なストレスの影響が根底に存在していると言われ、なぜ発症するのかについては、その理由は明らかになっていません。

日本摂食障害協会によれば、全国の小中、高等学校に勤務する教職員の約6割が摂食障害の生徒、児童に対応した経験があるとの結果がアンケート調査により判明しています。また、国立摂食障害全国支援センターでは、22万人の摂食障害の患者がいると報告がされており、死亡率は約5%、精神疾患の中では最も高い数字となっています。そして、アメリカやイギリスでは、摂食障害の子供の患者が近年急増しており、これは動画投稿アプリ「ティックトック」のアルゴリズム、要は視聴している関連動画の作用により、10代のユーザーに対してお気に入りの痩せたインフルエンサーに類似する動画や過激なダイエット動画等を大量に送信していることが要因とされています。

厚生労働省が公表する地域精神保健医療福祉資源分析データベースというものがございます。2024年11月時点で青森県の医療機関へ外来受診した摂食障害の患者数は519人で、全国3位の高い水準になっています。ちなみに、お隣の岩手県は239人、全国42位、秋田県は178人、全国44位と、青森県の外来受診者は突出していると考えられます。外来を受診している患者の多くは、症状が重くなってから家族に相談し、受診をされている方が多いと考えられ、数字には表れない摂食障害の患者は相当数いるのではと考えられます。この摂食障害は、適切な治療とサポートがあれば改善する病気なのですが、専門の医療機関がないために、多くの子供が我慢し、内に秘め、病名すら分からず、SOSを出せずにいます。また、家族も同様にSOSに気づかず、治療につながらないケースが多いようです。

ここで質問します。近年、低年齢化が進んでいると言われる摂食障害について、成長期の食事の重要性や病気のリスクを伝えるためにも、学校現場でのサポート、取組が必要ではないかと考えます。摂食障害の予防、啓発についてどのように取り組みますか、質問します。

続きまして、通告の3点目でございます。五所川原市消融雪施設導入事業についてでございます。

令和5年第2回定例会でもこの質問をしております。理事者側の答弁では、機械による除排雪以外の新たな取組として、消融雪施設導入事業に着手する予定であるとしておりました。それに先立ち、令和5年度に整備可能地区の選定と調査を行う予定であるとの答弁がされています。調査業務が終了しているかと思えます。整備をこれから行う、行わないにかかわらず、検討に値する整備可能ブロック、要は区域が調査結果として示されていると思えます。また、その区域の中でも、周辺の水量確保の検証結果の上、整備可能性のある要は優先度の高い区域があるかと考えられます。調査結果の詳細と優先度の高い区域はどうなっているのでしょうか。この融雪溝の整備は、市民の皆様、特に年々除雪が困難になりつつある高齢者の皆様からの要望、関心が非常に高い事業です。継続性のある事業としてこれから検討していくのでしょうか。まとめて質問したいと思えます。

以上、通告3点に関して、理事者側の誠意ある御回答をどうかよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 それでは、セルフ・ネグレクト対策と現在の独り暮らしの高齢者数についてお答えをいたします。

まず、高齢者単身世帯数であります。令和6年4月1日現在の住民基本台帳で6,667世帯となっており、そのうち独り暮らしの高齢者数は3,586人で、これは毎年増加の傾向にあります。

次に、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者についてであります。市全体の状況は把握はできておりません。

セルフ・ネグレクト状態にある方は、自ら支援を求めなかったり、行政の関与を拒否して社会から孤立する事例が多いのが現状であります。こうした状態の方に適切な対応を行うためには、行政だけではなく、地域全体で孤立している方に気づき、支援につなげる連携体制が必要であると考えます。

なお、市では、孤立・孤独対策の一環として、市内のコミュニティセンターなど18会場において、独り暮らしの高齢者などを対象に、栄養改善やひきこもりを防ぐなどを目的とした「お昼ごはんの会」を実施しているところであります。

本年4月には、孤独・孤立対策推進法も施行されたことから、今後とも関係機関と一層連携し、重層的な相談支援の充実や、孤独・孤立対策への啓発を図るなど、予防に取り組んでまいります。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 摂食障害についての学校現場での支援及び病気の予防、啓発についてお答えいたします。

学校では、健康診断から病気の疑いが見られた場合、保護者にその結果を通知し、病院受診を勧めております。

また、授業への参加状況や給食時の様子など、日常的な観察を通して健康状態を把握しております。

児童生徒から健康上の相談があった場合は、内容に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等が対応しております。

予防、啓発については、子供たちに摂食障害を正しく理解してもらい、早期に治療、支援につなげるためにも、関係部局と連携し、より適切な方法を検討してまいります。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 消融雪施設導入調査業務の詳細と、優先度の高い区域及び継続性についてお答えいたします。

本業務では、調査対象地区の水源と流末の状況等から消融雪溝が整備可能な区域を抽出し、工事上、支障物件が少ない、歩道が整備されている通学路や家屋が密集しているなどを選定条件とし、優先度を検討いたしました。

その結果、五所川原小学校付近の若葉区域、南小学校を中心とした区域、中央小学校を中心とした区域、五所川原高校付近の区域、駅東部一ツ谷地区区域、以上計5つの区域が優先度が高い区域と判定となりました。

今後は、この5つの区域の中からさらに路線を選定し、消融雪溝の整備計画を現在検討しております。

なお、継続性でありますけれども、1区域の整備後に効果検証などを行い、結果を踏まえ、次の区域へ継続して進むかなど判断したいと考えております。

以上です。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁いろいろとありがとうございました。では、ここから再質問をしていきたいと思っております。

先ほど答弁にもあるように、なかなか把握が難しいというふうなお話があったかと思っております。このセルフ・ネグレクトを予防する効果の一つとして、ごみ出し支援策というのが挙げられます。例えば体の衰えにより感覚が麻痺している。分別もできなくなってきた。ごみ出しがづらくなり、周辺に物が増えてくる。ごみが増えていくと、結果認知

症等の病気が悪化するような悪循環に陥ることが考えられます。そのような高齢者へごみ出し支援時に声かけを行うことで、身だしなみであるとか、身の回りの変化等の前兆の把握、異変に気づくこともできるのではないのでしょうか。もちろん介護保険制度の中でヘルパーさんがごみ出しを代行していただくのは可能だと思いますが、実際には決められた曜日、決められた集積所、決められた8時までという市の告知に合わせてヘルパーさんに来ていただくことはなかなか難しく、早朝にごみを出したいけれども、ごみ出しだけでヘルパーを呼ぶこともできないという問題もあるかと思えます。

また、介護サービスを受けていないひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯の中には、ごみ出しは今何とか頑張っているけれども、加齢による筋力の衰え、持病の悪化、骨の強度不足の影響で年々ごみ出しが難しくなっているのだと。特に冬場のごみ出しは怖くて、滑ったら大変だと。集積所まで持っていくのが不安だという高齢者の中には、ごみ出し支援のニーズが相当あるのではないかと考えられます。

ここで重要なデータを示したいと思えます。国立社会保障・人口問題研究所が今年発表したデータによれば、9年後の2033年には1世帯当たりの人数は平均で1.99人で、初めて2人を下回り、2050年にはひとり暮らしの高齢者男性の6割近くが未婚という驚きの結果が発表されました。この研究所によれば、現在50歳前後の団塊ジュニア世代は未婚者の割合が高く、このまま高齢化すると身寄りのない人が増え、ひとり暮らしの高齢者を支えるためには、介護サービスだけではなく日常生活をサポートする仕組みづくりを早急に考えていく必要があるとしています。

孤立死の要因とも言われるセルフ・ネグレクト対策の一つとしてのごみ出し支援は、将来を見据えた様々なサポート策の一つとして今から考えていく必要があると私は思いますけれども、その辺りかがお考えでしょうか。質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 孤立死の要因とも言われるセルフ・ネグレクト対策の一つとしてのごみ出し支援策についてお答えをいたします。

ただいま議員のお話にもありましたとおり、ごみ出し支援については介護保険サービスの一つとして、ヘルパーさんによるごみ出し支援サービスを受けることはできます。

また、介護保険サービス以外では、昨年度より実施しているアクティブシニアポイント事業において、ごみ出し支援が利用できる仕組みを整えております。この事業の登録者が増加すれば、ごみ出し支援の活動範囲がさらに拡大し、より多くの方々に支援を提供できるものと考えております。

ひとり暮らし高齢者が増加する中、ごみ出しを含む生活支援サポート体制の充実、セ

ルフ・ネグレクト対策において非常に重要であると認識をしております。そのため、行政としても関係部局と連携しながら、支援体制の充実に向けて協議、検討を進めてまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございました。

サポート体制の充実、そのために施策を様々考えていただきたいのですが、では少し具体的な、このごみ出し支援の事業について質問します。

私は、令和元年第3回定例会で環境省のごみ出し支援事業に関する質問をしています。これは、ごみ出しを自力で行うのが困難な高齢者を対象にしたごみ出し支援を行う自治体に経費の半分を国が負担する支援策でした。当時ごみ出し支援を行う自治体は23.5%程度でしたが、その後環境省の支援により令和2年の段階で34.8%に拡大しています。県内他自治体でも、弘前市では令和2年4月1日から直営でごみ出しサポート事業を行っています。また、むつ市でも今年の9月から戸別回収サービスを行うごみ出し支援事業を始めています。

先ほど答弁でもありました当市の独り暮らしの高齢者が3,586人で、年々増加しているというお話がございました。ごみ出し支援の事業化を希望するニーズもそろそろ高くなってきているのではないのでしょうか。人手や財源が限られている中、まずは地域、町内を限定した、これはデータ収集であるとか課題の抽出のためにも、モデル事業からでもよいので検討してもよいのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。質問します。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 お答えいたします。

ごみ出し支援の事業化についてですが、令和3年第10回定例会における藤森議員からの御質問に対する答弁でも申し上げておりますが、高齢者に対するごみ出し支援についての検討を続けておりまして、今後は支援が必要な方が増えてくることが予想されることから、ごみ収集運搬体制の見直しも含めて検討しているところでございます。

現時点では、既存制度の中での対応ができておりまして、また収集運搬体制拡充のためには予算や人員の確保等が必要となることから、当面は既存制度での対応が困難な方に対して、関係部局と連携して個別に支援を行ってまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございました。

当時、佐々木民生部長が私の質問を、支援事業の土台をつくって事業化をすぐ始める

というところまでいったそうですけれども、なぜか需要がないという理由でストップがかかったと伺っています。例えば民生委員等を中心とした調査ではなく、もう少し幅広い高齢者の皆様へのニーズ調査というのも必要ではないかと思えます。

先ほどごみ出し支援の質問でも、人員の確保が必要というようなお話がありました。令和5年第2回定例会の一般質問で除雪支援とマンパワーについて質問しています。どのような質問だったかといえば、年々家の前の除雪車が持ってきた重い雪の片づけが困難になってきている。門口除雪をシルバー人材センターにお願いしても、予約で人がいないと、対応してもらえないと。人員がいないんだ、マンパワーがないという結論になるんだと。シニアが活躍するポイント制度、アクティブシニアポイント事業が始まるので、ぜひ門口除雪にも対象にならないものですかと質問してきました。高齢者世帯のごみ出し支援のニーズの部分とも重なるのですが、現在は何とか高齢の単身または御夫婦で門口の除雪を行っているが、年々体力がやはり衰えてきていると。持病も悪化してきていると。今年は自力で除雪作業できないかもしれない。除雪困難世帯であるとか予備軍の世帯が我々の五所川原市はどれぐらいあるものなのか。例えば市内全町内会に雪対策に関する詳細なアンケート調査の実施というのには行ってきていますか。質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 市内全町内会の雪対策に関するアンケート調査の実施、また除雪困難世帯数についてお答えをいたします。

市では、現在市内全町内会への雪対策に関するアンケート調査は行っておりません。

除雪困難世帯数については、具体的な世帯数については把握をしておりませんが、当市において独居または高齢者のみの非課税世帯を対象に実施している高齢者除雪支援事業では、毎年約200世帯の申請がなされているところでございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 200世帯の申請がなされていると。弘前市が令和3年7万2,000世帯にアンケート調査をして、除雪困難者1,600世帯を割り出して、その後の除雪支援の施策に反映させています。除雪支援、またごみ出し支援のようなニーズ調査というのは、先ほども言いましたけれども、必要かと思うので、ぜひその辺は検討をしていただきたいと思えます。

アクティブシニアポイント事業について質問します。現在の登録者を含めた現状です。例えばごみ出し、門口除雪等はどのような状況でしょうか。質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 アクティブシニアポイント事業の現状についてお答えをいたしま

す。

本事業の登録者は、令和6年10月末現在で52名で、市内の介護施設や地域包括支援課が主催する事業で活動していただいております。活動者の受入れ施設数は21施設で、活動していただいている方は36名となっております。

また、在宅で生活されている高齢者の日常的な困り事、例えばごみ出しや買物支援、門口除雪など、地域における様々な生活支援ニーズに応えられるよう活動内容の拡充にも努めているところでございます。

なお、現在在宅で生活されている高齢者のごみ出し支援は1件であり、門口除雪の支援はございません。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁でもありました現在除雪のボランティアの登録はゼロという状況です。市民の中には、善意でお隣の、近所の、お向かいの高齢者の門口除雪をされている方々というのはたくさんいらっしゃると思うのです。現在は、事業の登録には、このアクティブシニアポイント事業ですけれども、月に1回から2回開催される講習会に出向いて参加し、申請をして活動してもらおうという流れかと思えます。

これ1つ提案ですけれども、重労働を伴う除雪ボランティアに関しては、講習会や登録申請等の簡素化、今1時間1ポイントです。これ1時間1ポイント100円なのですけれども、それを2ポイントにするなどのポイント付与の在り方も含め、近所の除雪を善意で行う元気なシニアの皆様等も含め、登録者数を増やす施策も考えていただければと思います。要望としてお伝えします。

では、具体的にこの除雪のみならず様々な場面で活躍していただけるマンパワーの獲得の施策として、市の考え方について質問したいと思います。

先ほどポイント事業で活動されている方が36名とのことでした。まだまだ少ない状況です。私以前も質問しました人生100年時代だと、そう言われる現代ですよというような質問もしたのですけれども、元気なシニアの就労や社会参加ができるような私は環境整備をしていくことがマンパワー獲得につながるのではと考えています。元気なシニアの皆様が活躍できる場所や仕事の開拓も含め、五所川原市はどのようにお考えでしょうか。質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 高齢者の方のマンパワー獲得のための施策についてお答えをいたします。

市では、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支援する仕組みづくりが重要であ

ると考えております。同じ高齢者目線で支援することで互助機能の向上が図られ、これにより地域共生社会に資するものと考えております。

現在高齢者が活躍する場として、アクティブシニアポイント事業やシルバー人材センターなど、多くの個人や団体が地域社会で貢献いただいております。

また、高齢化が進行し、生産年齢人口が減少する中で、医療介護分野をはじめ、社会全体において労働力不足が懸念されており、高齢者のマンパワーを活用することは今後求められてくるものと思われまます。

先日の報道にもありましたが、厚生労働省では来年の年金制度改革において、在職高齢年金制度の見直しを検討しており、この見直しが進めば、高齢者が働きやすい環境が整備され、地域社会でのさらなる活躍が期待されるところであります。

市といたしましても、高齢者の社会参加をさらに促進するため、個々のスキルや知識が生かせる場の提供や情報の提供、また法人、企業及び関係機関等と連携し、ボランティア活動の活性化や活躍の場の創出に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。先日、担当課との意見交換の中で、内閣府が発表している資料によれば、75歳以上の約3割が介護認定を受けていると。要は残りの7割が全てとは言いませんけれども、元気なまだまだ活躍できる高齢者ということになるのではないのでしょうか。

ここで1つ要望を言います。先日シルバー人材センターと除雪のマンパワーをどうしていくかという意見交換をしてきました。そのとき話に出たのが、市民から門口除雪やシルバーではできない屋根雪の除雪の予約をいただくと。でも、連絡が来てもすぐお断りしている状況だと。例えば民間の除雪業者との情報共有です。例えば料金であるとか、空いている曜日、日時の仕組みづくりができればという御意見をいただいております。例えば人材センター、民間の業者さん、社協の除雪協力員、除雪ボランティア、行政が除雪支援の情報共有をした上で、高齢者へストレスなく告知をし、支援ができるような施策を考えていく必要もあるのかなと思います。

あともう一点、これはある市民の方から提言していただいたのですが、シルバー人材センターでは年間会費を払わないといけないと。年間会費を払っても、なかなか仕事も来ないし、辞めるとい人も結構いるんだと。除雪のときだけ会費を安くしていただいて、例えば半分とか3分の1とか。冬期間の限定会員にして、元気なシニアの皆様活躍してもらおうとか、やはりそういうことも考える必要があるのではないですかと

いう意見もいただいております。そういうところも含めて、元気なシニアの皆様の活躍の場の施策というものをぜひ考えていただきたいと思います。

では、続いて若い皆様のマンパワーについて質問します。高校生や大学生の若い世代の皆様がボランティアとして活躍していただくことはできないのでしょうか。例えば山形大学では、豪雪地域の高齢者の冬期間の不安を解消するために、平成19年から学生による除雪ボランティアの活動を17年間継続して行っています。除雪後に高齢者宅でお茶を飲み、コミュニケーションを取ることで、高齢者の精神的負担も和らげているそうです。また、大学に道具です。スコップ、スノーダンプ、長靴、手袋をそろえておくことで、非常事態に対応し、防災力の強化にもつなげているそうです。そして、社協に登録している除雪ボランティアと学生ボランティアが連携する取組を行っているそうです。高校生や大学生の若い世代が除雪のみならずボランティア活動を行うことで、地域の様々な問題、高齢化の実情、課題を知り、社会貢献をすることで、ふるさとの魅力を再確認し、将来の定住や帰郷につながるようなよい施策はできないのでしょうか。質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 高校生や大学生など若い世代の方がボランティアとして活躍していただくことはできないかという御質問にお答えをいたします。

当市では、近年高校生によるボランティア活動や地域課題に取り組む動きが非常に活発化してきてございます。

市内各高校の教職員、生徒さんの熱意が私たち行政にとりましても大変刺激となると同時に、大きな手助けになっているのも事実であります。

例えば高校生の皆さんが、地域の高齢者の方のお宅の除雪を支援することは、社会貢献はもとより、地域の課題や高齢者など地域で困っている方の状況を肌で感じることで、地域社会へ貢献したいという意識の醸成にもつなげるものと考えます。

また、ただいま議員の御質問の中にもございましたが、他県の大学において、自治体や地域団体と連携、協力して、ボランティア活動など地域貢献に取り組む動きが増えているとも伺っております。

高校生や大学生など、若い世代がボランティアとして活躍していただくことは、貴重なマンパワーであると同時に、議員の御指摘のように様々なメリットがあるものと考えております。

今後より一層こういった動きが活発になるよう、関係機関と協議しながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。ぜひ地元出身の若い皆様、大学に行かれていた、様々いらっしゃると思うのです。そういう皆様がボランティア活動でふるさと愛を再確認していただき、非常に重要かと思えます。ぜひ様々施策を考えていただきたいと思えます。

続きまして、ナッジの活用推進についてでございます。令和4年の一般質問の中で、ナッジ理論を活用した取組について質問をしました。このナッジの活用は、高齢者支援策のほか、多くの行政課題の解決に役立つものと考えています。

改めまして、このナッジとは、ちょっとしたきっかけで無意識によい選択をし、行動に起こすということです。このナッジに関しては、私前回質問したEBPM、エビデンスの親和性が非常に高いと言われていています。

ここで1つ例を示したいと思えます。画像をお願いいたします。こちらEBPMを活用した広島県の取組例です。2018年の豪雨災害で多くの方々が亡くなった広島県では、避難場所や避難経路を確認している県民の比率が非常に高いそうですけれども、実際に避難した人が少なく、人的被害が多くなり、問題になったそうです。そこで、行動経済学のナッジによる政策の効果検証として1万人にアンケート調査を行い、6種類のメッセージをランダムに配付し、これは簡単に言えば、その中のどのメッセージが避難行動に結びついたかという効果を調べた結果、このとおり「あなたの避難がみんなの命を救う」という文言が採用されたポスターだそうです。画像を終わってください。

令和4年の理事者側答弁では、ナッジ理論の活用について、手間や費用負担も少ないのだと、効果的でありますよと。今後も市民の健康づくりの施策にナッジ理論を活用すると答弁されていました。例えばその後エビデンスを活用した施策を行っているであるとか、これから検討するであるとか、このナッジの推進にその後どのように取り組まれていますか。質問します。

○木村清一議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 ナッジ理論の活用をした取組についてお答えをいたします。

当市では、健康づくり事業に取り組む上で、関連データを用い、ナッジ理論を活用することは、様々ある手法の一つとして有効だと考えております。

厚生労働省では、ナッジ理論を取り入れた健康受診率向上施策などの他自治体の事例を公表しており、市ではそれらを参考に、健診の受診案内や健康づくり教室等の周知チラシの作成等に活用をしております。また、国立がん研究センターによって作成、提供されているナッジ理論に基づく受診勧奨資材を活用し、未受診者への受診勧奨通知を

実施してまいりました。

今後も健康づくり事業を展開するに当たっては、ナッジ理論の活用に限らず、様々な手法を活用して健康行動に働きかける取組をしていくこととしています。

また、データを活用した施策立案、いわゆるEBPMについては、各種健診結果や健診の問診票等のデータや、国、県で公表している保健・健康指標データを活用し、各地域の特性を勘案して、健康課題を明確化することによって、健康行動にアプローチできる保健事業の展開を行っております。

今後も健康づくり事業のほか、市の各部署においてもデータを活用した施策立案、事業展開等をしてまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。ぜひナッジ理論を活用した施策、考えていただきたいと思います。

例えば講師を呼んでいただいて、職員に向けた講習会を行うとか、自治体ナッジシェアという自治体職員向けのホームページ、非常にこれすばらしいホームページがございます。ぜひ参考にできますので、ナッジの推進を図っていただきたいと思います。

そして、令和4年、私質問したときに、質問の中で、町なかや公園や公共施設内に距離、消費カロリーが分かるサインを設置して告知をすることで、行動変容に働きかけて、ゲーム感覚で高齢者の健康増進につながるのではないですかと提言しています。例えばナッジウォーキングのような健康無関心層に働きかけるような新しい高齢者向けの健康増進の仕組みづくりができるのではないかと思います。そのような、スポーツとナッジを組み合わせたような施策をぜひ検討していただきたいと思います。答弁は要りません。

スポーツといえば、2026年に「青の煌めきあおもり国スポ・障スポ」の大会が開催されます。先日公式アプリが発表されました。画像をお願いいたします。こちらのアプリですけれども、非常に情報満載、見応えのある、お金のかかったよくできたアプリになっております。ぜひ市民の皆様、そして職員の皆様も無料でダウンロードできますので、ダウンロードをしていただきたいと思います。そして、市の公式ラインのほうにもQRコードの掲載をお願いしたいと思います。

このアプリ内の最新情報の中で、11月20日に常任委員会が開催されたとしています。その中の資料を見ると、障害者スポーツの専門委員に五所川原市では唯一福祉部局が参加されています。これは、2年後の秋に開催される国スポは、県内の市町村にとってスポーツのみならず高齢者支援、福祉、観光、宿泊等と交流コンテンツ事業を開発、発信していくことで、国スポ後にもつながる地域活性化策の大きなきっかけ、チャンスにな

るのではないかと思います。画像を終わってください。

実は先日、県の国スポ事務局の局長さんと意見交換をする機会がございました。再来年秋の国スポ、障スポの大会は、地域活性化のビッグチャンスであると。県内の市町村は、ぜひそのチャンスを生かすべきであるというお話もしてきました。そのときに、高齢者福祉や認知症対策の施策の情報発信の可能性も議論したのですが、先週石破首相が新しい認知症観に立った取組を推進するための基本計画案を発表しました。その中では、県や自治体ごとに基本計画が練られ、施策に反映されることとの文言がございます。要は、その地域の特色に合った認知症の施策を検討していく必要があるということだと思います。現在認知症条例の制定に取り組む五所川原市です。国スポ、障スポの大会に向けて様々な施策、情報発信も含め、これは担当課のみならず、全庁挙げて活性化策を考える必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。答弁できるでしょうか。質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

ただいま藤森議員のお話にありましたとおり、国スポ、障スポの開催により、全国から多くの選手、関係者の方が本県に訪れることから、当市の魅力を発信、PRする大きなチャンスであるということは確かに考えております。

また、交流コンテンツ事業の開発、発信することで、地域活性化の大きなきっかけになるというお話がありました。当市ならではの魅力や施策などのコンテンツをSNS等で発信することにより外部からの関心は高まるでしょうし、ひいては交流人口の拡大にもつながることも期待できると思います。福祉分野で言えば、当市の認知症施策などもそうしたコンテンツというふうになり得ると思います。

市町村のコンテンツ情報と、ただいま議員のお話にありました国スポの公式アプリとの連携につきましては、どのようになるというのは現時点では把握はしておりませんが、49年ぶりとなる本県での国スポ、障スポ開催を機に、当市の魅力を全国に情報発信するとともに、地域活性化に生かすための方策を全庁挙げて検討するということは大変重要であると考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ全庁挙げて、私はもうこれビッグチャンスだと思っていますので、こんなチャンス、数十年に1回ですよ。ぜひ地域活性化の、青森県、市町村の中で五所川原市が一番取り組んでいると、目立っていると、そういうようなチャンスを生かしていただきたいと思います。

先ほど交流コンテンツ事業というお話をしました。このコンテンツ事業とは、ユーチューブ、メルマガ、アプリ、ゲーム、アニメ等を意味します。例えば例として、弘前市の初音ミク派生キャラクターの桜ミクがよい例かと思います。当市公式ユーチューブ、現在稼働していない状況です。県、青森市、積極的に公式ユーチューブを活用した情報発信を行っています。例えば青森県の公式チャンネル登録者数が1万人、動画の再生数も安定的に数千再生をしています。青森市の公式ユーチューブチャンネルは、登録者数が9,460人、動画の再生数も2万、3万のものもあるのです。例えば五所川原市の市長の定例会見もいち早くやはり市民に発信する必要があると思います。現状は、夕方または次の日にマスメディアが情報の一部を切り取り、市民に伝わる状況です。ホームページの定例会見録も後日アップされるなど、タイムラグが発生し、新鮮度が失われています。定例会見のみならず、公式ユーチューブを稼働させて様々な情報発信、子ども・子育て支援、認知症、高齢者対策、地域の様々なコンテンツを紹介する必要があると考えますが、いかがでしょうか。質問します。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 ユーチューブをはじめ、SNSを活用した情報発信につきましては、その有効性や必要性を認識しているところでございます。当市でも公式SNSの運用方法などについて関係部局と協議しているところです。

公式ユーチューブの稼働に当たっては、配信するコンテンツや想定する視聴者の属性などを考慮しながら、動画の撮影、編集に関し、ノウハウを有する人員の確保を含め、戦略的な情報発信の体制づくりについて検討を進めてまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ志を持って、市の職員になった皆様の中には、もっと五所川原市の魅力を伝えたいと、SNSを活用したい、ユーチューブをやりたいという若手の職員の皆様たくさんいらっしゃると思います。ぜひそういう皆様の声を聞いて、手を挙げていただいて、ぜひ公式ユーチューブチャンネルの開設を早めにしていただきたいと思います。

続きまして、高齢者のデジタル・ディバイド問題についてでございます。このデジタル・ディバイドとは、パソコンやスマホ、タブレット、インターネットなど情報技術を利用できる層とできない層との間に生じる格差のことでございます。

令和5年にNTTドコモモバイル社会研究所が全国のシニアのスマホの所有率を調査した結果、60代で9割、70代で8割、80代前半で6割がスマホを所有しているという結果が発表されています。シニア世代のスマホ所有率が年々増加している中、スマホを使

いこなせている高齢者の方と、スマホを所有しているが、使いこなせないんです、分からないです、そもそもスマホを所有していない高齢者との格差が広がっています。私は、市民の皆様から御意見を伺うと、スマホを購入したが、基本的な操作は分かるのだが、具体的なアプリの利用方法等分からないんだと。変な詐欺みたいなメールやショートメールも来て不安であるという御意見をいただいています。また、現在無料のスマホ講座を学習情報センターで年2回行っているみたいだけれども、近くにバス停もなく、交通の便も悪いですと。例えば比較的利便性の高い市役所内で定期的に無料教室を開催していただけないものですかという要望を皆様からいただいています。このような市民に向けた無料のスマホ講座の開催についてどのようにお考えでしょうか。質問します。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 高齢者が集う場などでのスマホ講習や情報格差解消に対する取組についてお答えをいたします。

スマホ講習につきましては、介護予防教室の中でスマートフォン教室と称し、令和4年度から本市では実施をしております。今年度は2回開催したところであり、1回目が16名、2回目が18名の御参加をいただいております。その教室の中でスマートフォンの基本操作やラインの使い方などを学ぶことができ、スマートフォンの利用者からの相談も対応できるようになっております。

スマートフォン教室などについては、より多くの方に参加いただけるよう、周知方法や開催の場所、回数、開催方法について今後検討を行ってまいりたいと考えてございます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ検討していただきたいと思います。例えば今老人クラブと高校生が年間市内4か所の会場でワクワク交流会というのを開催して、スマホ上達講座であるとかゲーム、食事会を行い、高校生が高齢者にスマホの使い方を教えて、大変好評であると。聞くところによると、高齢者と高校生がライングループまでつくっているという話を伺っています。そのような交流会を各地域にもう少し増やしていくという施策も行うことで、情報格差の解消策にもつながるのではないかと思うのです。どのような方法がよいか、ぜひ色々検討していただければと思います。

続きまして、通告2点目の子ども・子育て支援策について再質問をしていきたいと思っております。

摂食障害の支援についての答弁がございました。国立摂食障害全国支援センターという、様々な相談、支援等が掲載されているホームページ、Q&Aも充実しております。

こういうサポートがあるんですよという情報の周知もぜひお願いしたいところでございます。

そもそもです。学校の先生が業務、作業に追われている状況で、親でも分からない子供のSOSを日常的な観察の中で分かるのでしょうか。子供が心に抱えている見えない本質に気づけるのかという問題もあるのではないかと私は思います。

以前摂食障害の不登校に関する臨床研究も発表され、不登校につながる可能性もあるかと考えられます。先日もニュースで大きく取り上げられていましたが、不登校の小中学生が過去最多の34万人余りに達し、11年連続で増加していると。小学生は全体で10年前の5倍に、中学生は2.2倍に増加しているというデータが発表されています。

ここで質問したいと思います。市全体の小中学校の不登校の児童生徒数はどのような状況でしょうか。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 市内小中学校における不登校の児童生徒数についてお答えいたします。

令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果によりますと、市内の不登校児童生徒で小学生が37人、中学生が83人の計120人となっております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 続いて、小中学校の在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は、過去5年間の傾向としてどのような状況でしょうか。質問します。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 当市の過去5年間の小学校、中学校の不登校児童生徒数の発生率の推移についてお答えいたします。

まず、小学校では、令和元年度が0.6%、令和2年度が0.9%、令和3年度が1%、令和4年度が1.2%、令和5年度が1.9%となっております。中学校においては、令和元年度が3.8%、令和2年度が4.4%、令和3年度が5.7%、令和4年度が5.6%、令和5年度が7.7%。いずれも、小学校、中学校も令和元年度から過去5年間において増加の傾向が見られます。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 今のデータを見ると、小学生の不登校が37人だと。今部長おっしゃった数字から考えると、5年前から3倍という数字ですよ。そう答弁していただきましたけれども。

文科省のホームページの資料を見ると、不登校児童の増加率は低学年のほうが高く、とりわけ小学校1年生の不登校がここ数年余りで倍増し、10年前からは7倍に増えていることが分かります。解決策として、令和4年から文科省が始めた幼稚園、保育園、小学校、要は幼保小の架け橋プログラムという取組があります。幼稚園、保育園の情報を小学校が情報共有することにより、入学前後に子供が感じる心理的ストレスを減らす効果があるそうです。実際に横浜市の本郷小学校では、このプログラムを取り入れ、1学期終了時点で不登校や行き渋りに悩む児童は確認されていないそうです。成果が出ているわけです。ぜひ当市もそのようなプログラムを導入して、不登校問題の改善に活用していくべきと考えます。

佐々木市長も、子ども・子育て支援策には非常に力を入れてきています。このような効果のある不登校問題解決の施策には、積極的にスピード感を持って取り組む必要が私はあると考えますけれども、佐々木市長はこの不登校問題どうお考えですか。質問します。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今藤森議員が指摘したとおりです。今教育部長から話があったように、近年不登校が非常に増えてきております。特に中学校が異常に増えているのですけれども、まずは幼保連携による架け橋プログラム、これをしっかりやることによって、不登校が少なくなるというデータが出ていることは確かであります。現在五所川原では、幼保小連携と小中の連携による架け橋プログラムですけれども、実は年に1回しかやっていないのです。年に1回だと、やはりなかなか情報の共有ができないということで、先般保育園連合会と懇談をいたしまして、この話がやはり話題になりました。その場に教育部長もおりましたので、私のほうから子育て支援課と教育委員会としっかり連携を取って、この架け橋プログラムをもっともっと強化するようにお願いをしておりますので、来年度からは最低でも年2回以上の開催をするという流れになっておりますので、これを通して、まずは小学校、中学校の不登校をいかに少なくするかということは非常に大きな、子育て、教育の面で重要な課題だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 市長、答弁ありがとうございます。ぜひ積極性を持って、スピード感を持って対応していただきたいと思えます。

居場所づくりについて質問します。多様性が求められる時代背景の中です。学校復帰を強制しないという考え方、今あると思えます。令和6年五所川原市教育委員会第8回

定例会の会議録の中でこのように答弁されています。中央公民館内の不登校児童への教育支援センターの現状について、現在通所人数の関係で小学生と中学生を分けて授業をしていると。中学生が多いので、小学生が入りにくい雰囲気があるんだと。小学生にも配慮できるように教室数や指導員を増やしたいが、中央公民館の使用できる部屋数や人件費の現状から、このような運営になっていると答弁されています。私現場も視察して、そのとおり狭いです。手狭です。教員数も限られている中、私は早急に受入れ態勢の整備を考える必要があると思いますけれども、その辺いかがでしょうか。質問します。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 学校教育支援センターの受入れ態勢の整備についてお答えいたします。

学校教育支援センターでは、現在13名の生徒が通所しております。場所は、中央公民館の2部屋で授業をしておりますが、異なる年齢の児童生徒が通所するため、やはり議員指摘のとおり現状手狭になっている状況でございます。そのため、今後受入れ態勢の整備については検討していきたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。

1つ検討していただきたいのが、中央公民館のすぐ隣に市が管理する市民学習情報センターがございます。画像をお願いいたします。こちらはパソコン室もほぼ使われておりません。こちらの大教室も日中は空いている時間帯も多いのです。建物も新しく、冷暖房も完備しています。また、この建物の並びには五所川原職業能力開発校がございます。施設の年間の使用状況を私調べてみました。令和3年で33件、令和4年46件、令和5年75件、これは土曜日の使用もあるので、平日の空いている日が年間相当数あることが分かります。例えばここで軽運動であるとか、中央公民館では音楽の授業をしていないようなのです。音楽の授業をするには最適ではないかと思えます。このような場所を居場所づくりに活用するのも一つの考えだと思います。ぜひ検討していただきたいと思えます。画像を終わってください。

定例会会議録の中でも、学習指導する先生の人件費のお話がありました。よく30年間の不況、下がり続ける実質年金等、様々今言われていますけれども、五所川原市教育支援センターの指導員の時給が1,000円だそうです。これは、20年間上がっていないと伺っています。現在教育支援センターの広域化の実施により、つがる市、鶴田、中泊、板柳、鱒ヶ沢、深浦町の教育支援センターにも通所できるようになっています。お隣つがる市では、平成17年から令和5年まで時給1,200円、今年、令和6年からは時給1,300円へと

上がってきています。不登校児童が年々増えていく中、サポートする側の指導員の人件費、要は時給が20年間上がっていないというのはひどい話で、広域化という流れの中で周辺自治体と同等の人件費にするべきと考えます。

また、学習教材費一つ取っても予算が削られているのか、美術の授業でコピー用紙に絵を描かせているそうです。視野の広がるアートの分野に関しても、可能性を伸ばすために教材の質を高めていくことが重要かと思います。この辺の人件費も含めた環境の整備についてどのようにお考えですか。質問します。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 学校教育支援センターの指導員の人件費及び児童生徒の教材の状況についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、学校教育支援センターの指導員の時給は現在1,000円となっており、1日6時間、年間120日間の勤務となっている状況であります。

また、教材については、児童生徒が学校を通して購入した教材で学習を進めている状況です。ただし、今後必要な教材に関しては、学校教育支援センター指導員と協議し、検討してまいります。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 答弁ありがとうございます。指導員の時給、ぜひ検討していただきたいのですが、その辺もう一言いただければ。

よろしく願いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 学校教育支援センターの指導員の時給ですが、これは人事課付の会計年度任用職員となっておりますので、関係部局と協議しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 ぜひ指導員の時給、隣の自治体に合わせていただけるように検討をしていただきたいと思います。

そして、教材費の充実、私はその辺重要だと思いますので、特にアート、音楽、その辺に関しては重要かと思います。ぜひよろしく願いいたします。

もう時間もなくなりましたので、最後に1つ要望を言って終わりたいと思います。教育支援センターの名称ですが、もう少し軟らかい通いたくなるような名前をつけてもいいのではないかと思います。例えばまなびばとか、平仮名でまなびば、また自由な居場所、横文字にすればフリープレイス、フリプレに行こうよ、今日フリプレなの

とか、まなびに行こうよとか、そういう行きやすい、子供たちが言いやすい名前のほうが絶対私がいいと思うのです。教育支援センターだと、ちょっと古いと言えば失礼けれども、何か壁があるような感じがします。ぜひその辺も考えていただければと思います。

もう時間がなくなりました。最後に一言言わせていただきます。今年も皆さん大変お世話になりました。そして、来年もどうかよろしく願いいたします。よいお年をお迎えくださいませ。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって藤森真悦議員の質問を終了いたします。

次に、3番、伊藤雅輝議員の質問を許可いたします。3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 改めまして、おはようございます。自民公明クラブの伊藤雅輝でございます。通告に従いまして、令和6年第7回定例会において質問をさせていただきます。

今年9月27日に、一戸前副市長と主に与党派の建設業者らで構成される五所川原建設技術研究会の関係者2名が官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されました。新聞報道によりますと、2021年11月11日に市が発注した市営住宅外構工事の3件の指名競争入札において公正を害する行為が行われたとのこと。また、2021年度の建設工事の入札59件のうち、実に57件が五所川原建設技術研究会に所属する業者だけで行われたとされています。一戸前副市長は、市が発注する工事に参加する業者を決定する五所川原市建設業者指名審査会の会長の立場にあったことから、この立場を利用した不公正な入札が3件以外にもあるのではないかと疑われても仕方がないと私は思います。

そこで、1点目の質問です。2019年度から2023年度までの5年間の指名競争入札の件数と落札率及び一般競争入札の件数と落札率を年度別にお伺いいたします。

また、五所川原建設技術研究会に所属する業者だけで入札が行われたと思われる件数と併せて伺います。

2点目は、入札結果についてです。今年10月8日に行われた指名競争入札について伺います。工事番号五起維第11号から13号の3件、及び下水第3号、第4号の2件、合わせて5件の落札結果を拝見しますと、そのうちの3件は現在談合問題で捜査が行われている入札に参加している業者で、なおかつ談合を大筋認めているとされる業者が指名されています。この入札の指名審査会はいつ行われ、最終の決裁は誰が行ったのか。また、上記の5件のうち落札率100%の入札結果があります。市としてはどのように捉えている

のか。さらには、随意契約によるものが毎年何件かありますが、随意契約になる基準等も併せてお伺いいたします。

3点目です。工事契約後の市の対応についてお伺いします。入札で落札し、元請となった業者が一次下請業者を採用する場合、市の担当者の判断で下請業者の採用を指名あるいは変更することはできるのかどうか。また、このようなことは現在まであったのかをお伺いいたします。

以上3点を1回目の質問といたします。

誠意のある御答弁をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

○長谷川 哲総務部長 まず、それでは指名競争入札の件数と落札率をお答えいたします。

令和元年度は入札件数50件、落札率94.51%、令和2年度は入札件数75件、落札率94.82%、令和3年度は入札件数71件、落札率94.98%、令和4年度は入札件数57件、落札率94.43%、令和5年度は入札件数65件、落札率94.70%です。

続きまして、一般競争入札の件数と落札率につきましては、令和元年度は入札件数18件、落札率86.07%、令和2年度は入札件数27件、落札率92.03%、令和3年度は入札件数20件、落札率84.61%、令和4年度は入札件数17件、落札率83.64%、令和5年度は入札件数12件、落札率は85.38%です。

また、五所川原建設技術研究会に所属する業者だけで入札が行われたと思われる件数を示せとの御質問でございますが、この五所川原建設技術研究会の名簿はこちらとしては持ち合わせておりませんので、答弁することはできません。

続きまして、10月8日の入札に係る指名業者選定の指名審査会でございますが、こちらは9月18日に開催しております。最終決裁につきましては、前副市長が既に辞職した後に開催されましたので、総務部長の私が指名審査会会長職務代理者として会議を招集しております。

また、10月8日に行われた指名競争入札において、落札率100%のものがあったことについて市ではどのように捉えているかとの御質問でございますが、本市では建設工事の入札については予定価格を事前公表しているところです。当該工事の内容や指名された業者の状況等を考慮した積算の結果であると考えてございます。

また、随意契約となる基準についてでございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から9号までに規定されております。具体的には、予定価格が少額である場合や契約の内容が競争入札に適さない場合、競争入札に付したものの落札者がいない場

合などにおいて随意契約ができるものとされております。

以上です。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 下請業者の変更の指示についてお答えいたします。

建設工事において、建設業法第22条、一括下請の禁止及び同第23条、建設工事の施工につき著しく不相当と認められる下請業者があるときに該当するときには、市の担当者から変更を請求することができます。

もう一点、そのようなことが今まであったのかについてでありますけれども、現在まで変更を請求した事例はございません。

以上です。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 御答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、第1点目の入札の件数と落札率についてです。御答弁いただいた2019年度から2023年度までの5年間の指名件数の合計が318件、落札率の平均が94.7%の答弁でした。私が一応5年間全部調べました。指名競争入札の落札金額の合計は37億2,410万円です。新聞報道にもあるように、この318件のうち建設技術研究会に所属する業者が落札したとする入札の合計金額は35億7,700万円となります。また、建設技術研究会に支払っていたとされる賦課金の落札額の1%ということですから、建設技術研究会が5年間に集められた賦課金の合計は3,577万円にもなります。また、談合を認めたとされる3件に関して言えば、予定価格が4,075万円、落札金額の合計が3,918万円です。落札率は96.15%であり、明らかに5年間の平均落札率より高いことが分かります。この高い落札率及び談合を行ったと思われる入札には、賦課金分の1%が上乘せされて入札したと考えられますが、どう捉えておりますか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 当該事件につきましては、まだ裁判が始まっておらず、事件の詳細が不明でございますので、推測による答弁はできません。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。

市が発注する公共工事は、税金により賄われているわけですから、談合によらず通常の指名競争入札を行っていけば、この1%の上乘せされた分の金額を支出しなくても済むわけで、この無駄な支出をどのように考え、誰がこの責任を負うのかお伺いをいたし

ます。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 先ほども答弁いたしましたが、まだ裁判が始まっていないということもございます。ただ、一般的に市に損害が与えられたと認められる場合には、損害賠償請求の対象となる場合もあるものと認識しております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 市長にお伺いします。

税金から支払われたこの支出は、市民からすれば無駄だと思うことと、例えばその1%に関して早急に対応してほしい、ほかの事業などに使ってもらいたいと思うのですが、市長はどう捉えますか。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 一般的に研究会がどのような運営をされているか私も承知をしていませんので、それに対しては答えようがありませんけれども、先ほど伊藤議員が言ったように、この5年間でこれこれの件数があって、94.7%の落札率だという話でした。それによって、その1%がどうのこうのということになると、実際過去をひもといて、実際的にそのパーセンテージが過去より高いものであれば当然税金の無駄につながるものと考えざるを得ませんけれども、伊藤議員はその前の過去の5年間の入札というものも御存じでしょう。

(「はい」と呼ぶ者あり)

御存じであれば、私が就任する以前の5年、就任して後の5年間と就任する以前の5年間でいくと、一般競争入札の条件は同じなんです、3,000万円以下ですから。その入札率から平均を出していきますと、私が就任する以前の5年間のほうがたしか入札率は高いと思っています。そして、一般競争入札に関しては今現在八十数%になっていますけれども、その以前の5年間は指名競争入札よりも一般競争入札の入札率が高いはずで、95%を超えているはずで、そして、指名競争入札も95%を超えているかもしれません。私は、その関係から見ますと、そんなに過去をひもといても、この一般競争入札は私になってからは非常に下がっていると。そして、指名競争入札においても遜色がないということで、これをどう捉えるかということも聞かれても、なかなか今の時点では私のほうから答弁するのは難しいと思っています。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。今市長がおっしゃったとおり、市長が就任する前の5年間、私も調べてみました。一般競争に関してはあまり参考になりません

ので、指名競争入札だけで私計算してみますと、同じく94.7%です。

私が今言いたいのは、上乘せされた1%、賦金として、賦課金として納めている、それはもったいないのではないかというふうな話をしています。

市長が令和元年度に金木庁舎新築建築工事で再入札が行われております。その際に、2,600万円の工事金額が追加されておりますが、それに対して市長は、市民感覚からすれば非常にもったいない、無駄だというふうに新聞にコメントしております。同じような考えではないかと私は考えます。

次に、五所川原技術研究会に所属する業者だけで行われた入札の件数については、今の答弁では分からないということでしたが、新聞報道では2021年の指名競争入札の59件中57件が建設技術研究会に所属する業者だけで行われたとのことでした。2021年の指名競争入札の59件の内容の確認は行っていますか。きちんと行っていれば分かるはずですが、部長、お答え願います。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 先ほども申し上げましたとおり、市では建設技術研究会の名簿を持ち合わせておりません。五所川原建設技術研究会に所属していると言われる業者だけで、この入札が行われたかどうかの内容の確認は行っておりません。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 分かりました。そういう回答になるとは思っておりましたが、それでは市長にお伺いいたします。

談合問題で2021年の指名競争入札で、今も言いましたが、59件中57件が研究会に所属する業者だけで行われたと報道されていますが、その結果を職員の方に確認するようにというふうな指示はされておりますか。市長にお伺いします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 まず、今総務部長が答えたように、研究会の名簿を市が所有していない以上、私のほうから指示もできるわけありませんし、そのようなものについては確認をしておりません。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 確認をしたかどうか、例えば事件が起きて、2021年の談合問題で、このように新聞で報道されていても何も確認しない、そういうことでよろしいのでしょうか。私自身2019年から2023年まで、先ほども言いましたが、5年間の指名競争入札について調べてみました。あくまでも指名競争入札です。これは、一般競争、随意契約及び道路の白線、それから井戸工事など専門工事を抜いたものです。私が思うに、明らか

に建設技術研究会に所属する業者が落札していると思われる入札件数です。2019年度は45件中43件、2020年度は74件中67件、2021年度は69件中68件、2022年度は51件中50件、2023年度は62件中58件、5年間で301件の指名競争入札があり、その中の286件、約95%が建設技術研究会に所属していると思われる業者が落札しております。この入札結果を見て偏っているとは思いませんでしたか。お伺いいたします。

○木村清一議長 ちょっと待ってください。伊藤議員、技術研究会の名簿が役所にないで、それぐらいにして、質問されても答えようがないではないですか。

○3番 伊藤雅輝議員 分かりました。

○木村清一議長 それでは、質問を変えてください。

○3番 伊藤雅輝議員 それでは、質問を変えます。

現在五所川原市に指名願を出されている市内に本店がある建設業者及び測量建設コンサルタント等の業者数が現在で168件あります。その中で実際に指名され、落札、契約までできた業者は2019年度から2023年度までの5年間で168者中80者だけです。残りの88者の業者が指名も受けたことがない状態で、市の指名業者選定規程の中で指名業者を選定するに当たり、どのような条件で選定をしているのかお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 指名業者の選定に当たりましては、五所川原市建設工事指名業者選定規程に基づき、業者の信用度、工事成績、工事契約の履行状況、技術者の状況、手持ち工事の状況、当該工事に対する地域条件、当該工事施工についての技術的適性を総合的に判断し、各委員の意見を踏まえて選定してございます。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。

信用度、そして工事成績、工事契約の履行状況に関しては、実績がない業者は基準に満たないということではよろしかったでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 決してそういうわけではございませんが、基本的には過去の信用度といたしますか、そういったものが主に重要な部分になると思っております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 五所川原市の建設業者工事施工能力審査規則では、趣旨として、市が発注する請負工事に関して、建設業者の工事施工能力を厳正かつ公平に審査するために必要な事項を定めるとあります。厳正かつ公平に審査されているでしょうか。第5条の（審査の基準）では、客観的査定要素による経営事項審査の項目及び基準に準ずる

ものとする」とあるように、主に経審の点数で判断しているということによろしいでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 こちらについては、すみません、ちょっと今確認でございますが、何の判断。

○木村清一議長 経営審査。

○長谷川 哲総務部長 経営の部分も関わってくるものと。

（「経営審査の内容を確認して審査しているということによろしいのでしょうか」と呼ぶ者あり）

そちらの要素もございます。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 それでは、市長にお伺いいたします。

五所川原市建設業者工事施工能力審査規則では、指名競争に参加する者に必要な資格審査を定期的に行うとあり、最低1回、要するに毎年行うことになっております。五所川原市内に80者ほどの業者しかいないと思っていたのでしょうか。168者が指名願を出して、毎年資格審査を行って、何も気がつかなかったのか、それとも前副市長の人格に敬意を持っているから、内容を確認する必要はないというふうな考えなのかお伺いいたします。

（何事か呼ぶ者あり）

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 いろいろちょっと質問の角度が変わってきているのですけれども、現在議員が言うように市内には168者、そのうち指名に80者しか入っていないということで、その辺についての質問だと思いますが、実際数字を見ると、やはり指名が偏っているという印象を受けるものでありますけれども、ただここ数年、市からの発注の件数が以前より大分減っております。そういう意味で、発注の減少から見た場合、一概に指名が偏っていると言いきれないと思っております。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。数年前と比較してと市長はおっしゃっておりますが、先ほども言いましたが、私が調べた発注件数でいきますと、2019年度は45件、2020年度は74件、2021年度は69件、2022年度は51件、2023年度62件、5年間で301件です。これは、あくまでも指名競争入札だけの件数です。今年は11月の時点で39件です。例年ですと、これから3月の年度末にあと20件ほど大体出ております。そうすると59件ほど

の発注になります。去年と比べても逆に1件多くなっておりませんが、市長はどう捉えますか。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、その前の5年間の数字、私分かりませんので、多分議員調べていると思いますので、お知らせいただければ。

(「答弁でねえべな」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 先ほども言わせてもらいましたが、市長は毎年資格審査を行っているということになっております。毎年資格審査を行っていて、指名が偏っていないと思われるのであれば、これから入札制度を見直そうとしても何も変わらないのではないかと私は感じます。

新聞報道でも、入札に関する工事の業者の選定に関して、市長は全く関与していないとの立場を取っておられますが、市の指名審査会は工事の発注に関する事務手続上の組織であって、工事発注の最終的な責任は、業者の選定も含めてあくまでも市長にあるのではないかと思います。むしろ発注業者に偏りが無いのか、公平性をチェックする立場にあるものと考えます。市長は、このような官製談合事件が発生した今後も今までどおり工事発注に関与しないという立場を貫くおつもりなのか、市長の考えをお聞かせください。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 まず、指名審査に関しては、五所川原では指名審査委員会があって、その責任者を副市長が担っております。今回副市長がおりませんので、その代務者として今現在は総務部長が預かっております。

入札に関しては、あくまでも担当部長、そして指名審査委員長が中心になって、その場で合議をして指名の業者を選定をします。そして、最終的には決裁は私の決裁ですので、最終的には決裁責任者は市長にあると思っています。

今回指名競争入札において、官製談合という事件がありました。これについては、この指名について何か欠陥があるのであればということで、今現在総務部長が中心になって検討を進めているところであります。あくまでもその検討を進めた上で、結果的に改善しなければならない点があれば、きちっと議員の皆様方には公表、お知らせをいたしますし、当然それについては広報等々を通じてしっかりと公表する事項だと思っておりますので、その辺は理解をよろしくお願いいたします。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 ありがとうございます。今までにも入札についての問題点について多くの議員の方から質問が出ております。令和元年には木村慶憲議員、高橋美奈議員、令和5年には高橋美奈議員、和田議員、そして私からも指名競争入札の指名業者の偏り等について質問がされています。その際の副市長の答弁では、当該の規則を遵守しつつ、できるだけ多くの中小建設関連事業者に受注の機会を与えられるように努めるとしておりますが、何も変わらない状況です。また、本日の今までの質問に関しても、しっかりとした答弁がありません。市長の記者会見や議員説明会での答弁でも、副市長と部長ほか職員に任せて、全くノータッチだとしていますが、とても無責任ではないかと私は感じます。今後の対応をしっかりと考えたい。そして、トップの市長が部下を守るためにも、よろしく願いいたします。

次に、2点目の再質問です。今回の入札で談合を大筋認めているとされる業者が指名されているとは気がつかなかったのか。そして、今年9月18日に指名業者が決められ、総務部長が決裁したとの答弁でしたが、談合問題により新聞やテレビ、インターネット等でも報道されて、2021年11月11日の入札結果も確認することができたはず。疑念を持たれた業者が指名されていて何も感じなかったのか、または気にはなっていたけれども、もう既に指名審査会で決まったことなので、そのまま通したのか、どちらでしょうか。お願いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 当該入札につきましては、指名審査会が9月18日に開催された後、指名通知が9月24日に発送されたところ。10月8日に行われた入札につきましては、特定の談合情報等が寄せられておらず、指名停止要件にも当たらないことから、予定どおり入札を実施したものでございます。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 新聞やテレビでも報道されているとおり、2021年11月11日に行われた入札が報道されていて、そこに参加している業者が大筋談合を認めているとされています。そのまま談合情報だと捉えるべきではないのでしょうか。このような状態で、工事の発注に関して透明性、公平性が担保されていると思われませんか。2021年度の入札結果を見て、談合を大筋認めたとされる業者を指名替え、または失格などというふうには考えなかったのか。市民は、何をやっているのだと、市民をばかにしている、警察への挑戦かなどと言っている方々もおります。まさに私もそのとおりだと思います。その部分について市ではどのように捉えますか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 今報道等のお話も出てまいりました。私ども警察の捜査情報等知り得ないということももちろんございますし、新聞報道等私も当然見ておりますが、大筋認めた業者があるとはいうものの、どこの業者というところまでは報道されていなかったと記憶してございます。

それで、今回の談合情報、先ほども申しましたとおり、寄せられていなかったということで、予定どおり行ったものでございます。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 五所川原市談合情報対応マニュアルを見ても、そのような罰することは何も書いておりません。ただ、ここで7者の業者がその入札に参加していて、大筋認めているとされる業者を疑うべきではないでしょうか。まず、その点については、しっかりと今後対応していただきたいと思います。

次に、随意契約についてですが、工事番号五健工第1号についてです。まず、見積りの徴収は1者だけのようですが、予定価格が2,095万円を決して少額ではないですが、五所川原市の契約事務規則を拝見しますと、見積り徴収は2者以上の徴収が必要ではないんですか。また、工事請負金額が500万円以上2,000万円未満で専決ができることになっておりますが、2,000万円を超える金額で、特に専門工事などであればまだ分かります。多くの建築業者がいる中で、どうしてこのような方法でよかったのかお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 今お話にあった部分についてでございますが、ちょっと今通告にございませんでしたので、ちょっとそこらは今答弁は差し控えさせていただきます。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 随意契約についてもお伺いしておりますが、答えられないようであれば私のほうから言わせていただきます。随意契約にメリットのほうあるのは私も分かります。ただ、今の談合問題が出ているこの状況下で、わざわざ随意契約にするでしょうか。随意契約のデメリットは御存じかと思いますが、特定の業者との癒着、透明性、信頼性を害するというふうになっております。例外としての契約方法として随意契約が取られています。わざわざ入札方式にしなかった。先ほどの談合を認めたとされる業者が指名されたと同じで、特定の業者との癒着が疑われても仕方がないのではないかと私は思います。市長もおっしゃっておりますが、今後の入札は透明性、公平性が担保された状態で行われないと、また同じことが起きると思っております。当市の談合情報対応マニュアル及び建設業者工事施工能力審査規則も含め、要綱、要領に関しては、平成17年3月から10年間も見直しがされておられません。外部の人間を入れるなどして早急な見直

しを行う必要があると考えます。

また、最近の入札結果を拝見しますと、不調になっている入札が多々あります。このままでは必要な工事の入札が行われなくなることが心配です。早急に入札制度についての見直しの検討をお願いいたします。

続きまして、3点目の再質問です。この質問は、市民から相談を受けましたので、質問をさせていただきます。

今年7月12日に行われた工事番号建築第10号、工事名、芦野団地市営住宅（No.8号棟）建替建築工事の入札で、発注者の五所川原市と落札した業者、元請業者が一次下請を採用する際に施工体制台帳を提出したところ、市の担当者から下請業者を変更してほしいとの話があったそうです。元請業者は、市の担当者の申出を了解し、下請業者を変更したとのことでしたが、下請業者を変更するよう求めた法的な根拠はどのようなものがあるのか。

また、発注者という優越的地位の濫用、これは独占禁止法の考え方ですが、このようなことにつながりませんか。お伺いいたします。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 施工体制台帳を提出した時点で下請業者を変更するよう求めた法的根拠はどのようなものかについて御説明いたします。

先ほどもお答えしたとおり、市の担当者が建設業法第22条及び第23条を適用し、下請業者を変更するよう請求したということはございません。ただし、今回の件については、新聞などで報道されているとおり、当該下請業者とは係争中であることから、元請業者と情報共有はさせていただきました。

また、発注者という優越的地位の濫用にも当たらないと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 この問題は業者間の問題であって、発注者の五所川原市が関わることではないと私は思います。このようなやり方であれば、今後業者の仕事を奪うことになりませんか。私は、下請する業者まで建設技術研究会に所属しないと仕事ができないのではないかと感じてしまいます。通常元請業者が下請業者を採用して、業者間で契約を交わしてから施工体制台帳をするわけです。発注者の五所川原市が介入することによって、契約不履行や契約破棄等の業者間での仲たがいの問題まで発展しかねないと私は思います。今後の問題点として、しっかりと協議をしていただきたいと思います。

最後に、今回の質問は、談合問題に関わることと入札制度についての質問でした。市

長にもう一度お伺いいたします。今までの記者会見の中で、建設技術研究会についての存在は知っている程度であるとか、また逮捕された石井氏に関しても面識はあるが、最近は会っていない。片山氏に関しては、ビジネスでしか付き合いがないとコメントしていますが、間違いないでしょうか、変わりないでしょうか。

よろしくお願ひいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 通告を受けていない質問ですけれども、一戸前副市長であれ、片山氏であれ、もう一人であれ、間違いなく知人であることは間違いありません。それだけは答えておきます。

それと同時に、もう一点だけ私から答えてよろしいですか。先ほどの下請について、ちょっと答えてよろしいでしょうか。下請の質問について答えてよろしいですか。

○木村清一議長 よろしいですか。

(「下請ですか、はい」と呼ぶ者あり)

○佐々木孝昌市長 伊藤議員がおっしゃった下請に関して、行政が関わることについて話されました。一般論とすれば、伊藤議員の言うとおりでと思います。これは、民間の契約ですから、民間同士で下請を決めるということは当然ありだと思います。ただ、係争中なことも伊藤議員は承知をしておりますよね。そういう意味では、今回この係争に至った過程において、その工事に瑕疵があったということを市のほうで訴えて、それで係争になっております。その業者が元請業者の下請として入った場合、万が一同じような工事をされたとき困るのは市民なのです。そういうことを考えると、やはり一番リスクの少ない安全な工事をしていただくために業者と打合せをするということは私はやぶさかではないという考えを持っていますので、伝えさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 その前に総務部長。

○長谷川 哲総務部長 すみません、申し訳ございません。ちょっと私のほうから補足といたしますか、先ほど通告にないのでということで答弁しなかった部分でございますが、先ほどの随意契約の部分というのは、にこにこ温泉の件だと思いますけれども、こちらのほうは現場を熟知しているという、解体を行った業者が現場を熟知しているということでの随意契約でございました。遅れて申し訳ございませんでした。

○木村清一議長 3番、伊藤雅輝議員。

○3番 伊藤雅輝議員 順番があっちこっちに行って私も頭がこんがらがってききましたけれども、今市長がおっしゃった係争中である、その業者を下請にしたのを替えてほしい

という市の要望に従ったという話なのですが、ただその下請に関しては、しっかりとした説明を受けないまま替えてほしいというふうに言われたのだそうです。それはどういうことだろうというのを市側からでもはっきり言ってもらえればまだ分かるのですが、そこら辺のところが行き違いがあったのか、説明不足なのか、今後の課題だと私は思います。

先ほども言いましたが、今回の件の質問に関して、最後になりますが、この問題については市長も市もただ見て見ぬふりをしたと私は思っております。市民からは、残念だ、最低だ、信頼はゼロ、市のイメージが悪くなったとの声を耳にします。また、市長は、前副市長が官製談合という談合が成立するような行動を取っていたとは信じられない、人格に対して敬意を持っているなどと何度もおっしゃっております。まるで前副市長が自ら行うはずがなく、誰かから指示をされたのか、または何かの圧力がかったのか、それによって前副市長が行動したのではないかと思わせるような言い回しをされております。もしそのように思うのであれば、しっかりと調査を行わなければ、また同じことが起きても何も変わらないと思います。

透明性、公平性が担保された入札制度に見直し、定期的にチェックできるような入札制度にし、市民協働による市政の運営をしっかりと進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって伊藤雅輝議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時01分 再開

○木村清一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

5番、高橋美奈議員の質問を許可いたします。5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 自民公明クラブの高橋美奈です。令和6年第7回定例会に当たり、通告に従い一般質問を始めさせていただきます。

まず、午前中の質問にもございましたが、9月議会閉会後の9月27日に、当市において官製談合防止法違反などで前副市長の一戸治孝氏が逮捕されたという衝撃的な報道がございました。このことは、五所川原市の信用を著しく損ない、市民の信頼を大きく裏切る緊急事態であります。五所川原市として早期の全容解明と信頼回復に向けて行政サービスの向上を強く願っているところです。

さて、今回は五所川原の立佞武多の館改修事業に伴う課題と改修後の計画についてと、デジタル田園都市国家構想交付金の活用についての2点を質問事項として上げさせていただきました。

まず、1点目の立佞武多の館大規模改修についてです。この立佞武多の館大規模改修に関する質問は、私自身もそうですが、ほかの議員も今年の議会で数名質問している内容ではありますが、その当時の答弁では検討するという答弁がほとんどでした。あれから月日が経過し、今議会で工事契約の締結についても議案の上程がされ、工事の設計や五所川原市としての改修後の検討した結果と見通しも立ったものと思い、質問させていただきましたこととしました。

まず、質問要旨の1点目ですが、休館による地域への影響と説明不足への対応についてです。

まず、改修工事の実施について、館近隣の飲食店等の事業者の皆さんは何となく知っているようですが、休館がいつからいつまでなのか案内もないし、どこを見れば書いているのか、とても不親切であるという御意見がございました。現在どのように市民の皆様や近隣事業所、旅行会社などの関係機関に周知しているのかお伺いします。

さらに、休館により地域にどのような影響があると考えているのかお伺いいたします。

続いて、2点目は、改修後の目的と運営方針についてです。冒頭も申し上げましたが、立佞武多の館大規模改修工事の請負契約の締結について今議会上程され、約20億円の工事の着工に向けて進んでいるようです。

そこで、前回の議会までの質問答弁で曖昧であった部分も含めて質問させていただきます。

まずは、この契約の内容に含まれる工事の具体的な内容についてお知らせください。

また、リニューアルオープン後の市としてのビジョンをお伺いします。

次に、3つ目の要旨に移ります。改修後の観光施設としての活用と収益性確保についてお伺いします。

改修後のリニューアルオープンを見据え、観光企画ツアーなどの募集をいつ頃から開始するのかなどビジョンがあればお伺いいたします。

次に、質問の2点目に移らせていただきます。デジタル田園都市国家構想交付金の活用についてです。この交付金の活用実績と課題についてお伺いします。

まず、この質問に至った経緯ですが、以前予算委員会でこの交付金の活用について質疑を出したところ、まずデジタル行政推進課が来ました。話を進めると、担当外だということで、経済部のたしかふるさと未来戦略課かどこかの課だと思うのですが、

そこの担当課の職員が来ました。そして、話を進めると、また担当外だということで、財政課が来て、結果担当が分からないと言われて、縦割り行政が原因なのか、横の連携や庁舎内での情報の共有が全く進んでいないのか、その辺に対して疑問を持ちました。

早速質問に入りますが、デジタル田園都市国家構想交付金については、簡単に説明すると、デジタルを活用して地方の社会課題解決、魅力向上の取組の加速化、深化する観点から、地方公共団体の意欲的な取組を支援する交付金であると記憶しています。現在活用実績が五所川原市では1件しかないのには何か課題があるのではないかと伺います。

次に、質問要旨の2点目です。交付金の効果的な活用に向けた体制整備について伺います。

今回は、デジタル田園都市国家構想交付金を例に挙げましたが、そのほかにも多くの事業に活用できる国や県の交付金や補助金があると思います。そこで、事業をするための財源を常に探しているのか、それとも交付金があるから活用できる事業を探すのか、五所川原市の事業実施に至るまでの流れについて伺います。

次に、3つ目です。先ほどまでは市が国や県からの交付金の活用についてでしたが、次は市民や市民団体等が活用できる補助金について伺います。

市内には、市や地域の人のために自主的に活動してくださる多くの個人や団体がいらっしゃいます。そこでよく聞くのが、ボランティア精神でやっているものの、市からの補助や助成があれば活用したいが、そのような情報はどうやって知るのか分からないという御意見を頂戴することがございます。市では、こういった点についてどのように情報発信を行っているのか伺います。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

理事者側の誠意ある答弁をお願いします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館改修事業についてお答えします。

まず、工事期間ですが、本定例会で工事請負契約に関する議案を可決いただければ、本契約を締結し、休館することが決定となります。その後工事の準備を進め、設備機器製作等に着手し、令和7年4月1日から現場着工、令和8年6月30日の竣工予定となります。

休館に伴いツアー商品に影響すると思われる旅行会社に対しては、指定管理者からの要請もあり、本年6月に改修工事と休館の予定をあらかじめお知らせしております。

また、立佞武多の館周辺の飲食店をはじめ、市民の皆様に対しては、今後ホームページや広報紙、指定管理者の運営するSNSなどを活用するなどして幅広く発信し、周知を図ります。

なお、休館による地域への影響につきましては、観光消費等の具体的な額について算出することは困難ですが、立佞武多の館が旅行商品のコンテンツとして組み込まれているため、影響があるものと認識しております。

次に、改修工事の内容についてお答えします。

主な改修内容としましては、屋上防水工事、空調設備の更新、電気設備の更新、外壁の検査及び補修、特殊機構である大扉や跳ね上げブリッジ、クレーンの部品交換などを実施し、不具合部分の解消と長寿命化を図るとともに、交流拠点としての機能充実を図ります。

リニューアル後は、これまでの観光拠点施設としての機能を維持しつつ、4階の2部屋を「子どもの居場所」、「子どもの広場」へ模様替えを行い、子供たちやその保護者など市民の利用による交流拠点として、さらなるにぎわい創出を目指すものです。

そして、観光企画ツアーの募集再開の方針についてお答えします。

観光企画ツアーの募集は、旅行会社が行っております。その旅行会社に向けたセールスについては、指定管理者が自主事業として行っておりますが、休館予定であるため、現在は行っていないとのことであります。

セールスの再開時期につきましては、次期指定管理者と協議を行い決定することとなりますが、市としましては観光への影響を考慮し、なるべく早い時期に指定管理者を公募、選定し、立佞武多の館リニューアルオープンに向け、情報発信に取り組んでいただきたいと考えております。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 それでは、まずデジタル田園都市国家構想交付金の活用実績のお話でございました。

本交付金は、令和4年度から地方創生推進交付金、ソフト事業になります。こちらや地方創生拠点整備交付金、ハード事業になります。これらが統合されてできた交付金になります。

ソフト事業の推進交付金のほうでは、令和3年度から現在に至るまで弘前市を含む14市町村、また観光事業者ほか民間団体で構成している地域連携DMOクランピオニー津軽への負担金に活用しております。

また、ハード事業の拠点整備交付金のほうでは、令和3年度に金木観光物産館、産直

メロスのリニューアル事業で活用しており、必要に応じてこれまでも交付金を活用してきております。

ただ、令和4年度に統合してできたこの交付金というのは、デジタル実装タイプというものが追加されております。議員御質問のほうは、こちらのほうのお話なんだと思いますけれども、こちらについては地方公共団体がデジタル実装タイプ実施計画を作成した上で、デジタルを活用して地域の課題解決や魅力向上に取り組む事業の経費の財源にできるという、基本的には補助率2分の1になるものであります。当市でのこれまでの活用実績はございませんけれども、現在市では書かない窓口と、窓口のデジタル実装について検証しながら事業化に向けて取り組んでいるところですので、必要に応じてまた本交付金も活用していくものと思っております。

続いて、事業の立案と財源のお話ございました。事業の財源については、国庫補助、県補助に限らず、基本的には補助金があるから、それを活用するために事業を立案するということはありません。日々の業務での気づきであったり、また市民の皆様からふだん寄せられている意見などを勘案しながら、事業の目的や効果などを検討した上で事業立案をしており、その過程において活用できる国、県の補助と併せて検討していくということになります。

ただし、昨今の低所得者対策であったり、また物価高騰対策などの交付金については、対象や交付時期まで決められて各自治体に配分されてくるという特徴もあり、こうした交付金については、やはり配分額や具体的な内容、要件等が示された後に、それに合う事業の検討というのを行う形になります。

また、その際の事業の検討に当たっては、県の担当部局のほうから情報提供があり次第、担当課、また財政課ともに情報共有を密に図りながら、交付金を活用する事業というのを検討していくという流れになります。

もう一つ、補助金の情報発信についての御質問ございました。基本的には、市の補助金というのは市のホームページ等で周知をしているところでありましてけれども、議員御指摘のとおり、なかなか市のホームページのほうも探しにくいという意見は以前よりいただいております。それが課題となっているわけですがけれども、行政という膨大な情報の中であって、少しでも見やすい情報発信になるように心がけてまいりたいと思っております。

また、このほかに市以外の外部の支援制度というのもございます。こちらに関する情報は、外部の団体から情報提供等があった場合、市のホームページで市民団体等向け助成制度のお知らせとしてページを作っております、そちらのほうで現在約40事業ほど

紹介しております。

市では、市民活動団体登録制度というものを設けておりますので、市に登録している市民活動団体に対しては、市だけでなく、こうした公益財団法人などの外部の団体による補助金等の申請方法についても情報提供を行っているところです。

以上です。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 答弁ありがとうございました。ここからは一問一答方式で再質問に入らせていただきます。

まずは、立佞武多の館のほうから再質問に入らせていただきます。

先週の新聞報道では、今年の夏に開催された五所川原立佞武多の経済波及効果は約30億円以上に上り、コロナが落ち着き、観光客も増えたことにより、前年度より約10億円以上も増加したとありました。先ほどの答弁では、休館による観光消費額については算出することは困難とありました。おおよその休館による観光業のダメージの影響の算出もせずにこの事業を進めているのでしょうか。業者目線に立って進めるからこのようなやり方になるのではないですか。一市民としても非常に恐ろしい行政運営をしていると感じずにはられません。

再度お伺いしますが、1年間休館して工事した場合と、休館せずに工事した場合の様々な観光業や周辺事業所への影響や費用対効果も含めて話し合いはされましたでしょうか。お伺いします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 以前も申し上げましたが、今回の工事は建物全体に及ぶ改修工事でありまして、営業を継続しながらの工事というのは非常に困難なものであります。そのため、改修期間1年以上となりますけれども、それでも観光への影響を最低限にとどめるため、全館休館しての工事とするものであります。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 大規模な公共事業であります。こちらの代替案の検討を考えていたのか、いないのか、今の答弁ではちょっとはつきり分かりませんが、市民生活や地域経済に及ぼす影響を軽視していると言わざるを得ません。この判断は本当に適切だったとお思いですか。お伺いします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 立佞武多の館の営業を継続していくためには、この判断は最善だと考えております。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 このような重大な、重要な判断において、透明性のあるプロセスが十分だったと私は思いません。だからこそ議会でも多くの議員から質問があったと思います。今後類似の事案でも市民や議会の意見をどのように反映していくつもりなのか、疑念を覚えます。

休館中の観光需要への影響を軽減するために、ほかの観光資源やイベントとの連携を強化する施策を市としては計画をしていますか。お伺いします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 ほかの施設との連携したイベント等につきましては、今後検討してまいります。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 検討してまいりますということは、まだ検討されていないということですのでよろしいですね。分かりました。

それでは、質問要旨の2番に移らせていただきます。4階の子どもの広場と子どもの居場所の部分について、どのように今の段階で計画しているのかなど運営方針についてお伺いします。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 4階の子どもの広場と子どもの居場所の運営方針等についてお答えをいたします。

4階の現在貸室を活用した子どもの広場につきましては、未就学児を対象として室内で安心して遊べる遊具を整備し、併せて子育て親子が気軽に集い、相互交流や相談員に子育ての不安や悩みを相談できる場を提供することを想定しております。

幼児用のトイレの設置、おむつ交換台の設置、授乳スペースの確保、吹き抜け部分の落下防止対策などの改修のほか、遊具の整備につきましては、令和7年度中に公募型プロポーザルを実施し、令和8年度のリニューアルオープンに合わせて設置を予定してございます。

また、運営方法につきましては、公募により子育て支援事業に関するノウハウのある事業所へ業務を委託する方向で検討しております。

続きまして、子どもの居場所につきましては、様々な理由で学校に通うことができない児童生徒に日中利用してもらうことや、中高校生の放課後等の居場所づくりを計画してございます。勉強しやすいようにパソコンなどの設置、軽食が取れるようなスペースを整備し、部屋の管理、運営については今後検討してまいります。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 改修工事の内容に4階スペースの改修整備費は含まれていないというふうに判断しましたがけれども、幼児用トイレの設置や授乳スペースなど新たに設置するとなると、給排水の工事もそうですが、それはまたかなり費用がかかると想像できます。4階部分に新たにかかる経費は幾らを想定していますか。お伺いします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 4階の2部屋の改修工事につきましては8,500万円を見込んでおります。それも今回の工事費の中に含まれております。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 今の工事費に含まれているということによろしいでしょうか。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 建物に直接附属する部分については今回の工事費に含まれております。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 そうすれば、トイレの設置等を、先ほどの答弁だと幼児用のトイレの設置など、遊具の整備につきましては公募型プロポーザルを実施しとありますが、これは工事は別じゃなくて、何回も聞いて申し訳ないのですけれども、先ほどの20億円の工事内容に含まれているということによろしいでしょうか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 今合計で8,574万8,000円、こちらが4階フロアの改修費でございます。これ税抜きですので、税込みですと9,400万円ほどになります。

トイレのキッズトイレ、幼児用のトイレを、これ追加する工事をこの工事費の中に含んでおります。こちらのほうが、これ税抜きで503万475円、これに税がかかる額がキッズトイレの追加分の経費になります。

遊具に関しては、これからプロポーザルなりで決定しますので、この費用には入っておりません。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 分かりました。ありがとうございます。

現在中央公民館や図書館、市内保育園などで実施している広場や拠点事業が全て立佞武多の館に集約されるという方向性によろしいでしょうか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 既存の公民館の教育支援センターと、こちらは市のほうの立佞武

多の館のほうに移設といいますか、そこまでは具体的なところまでは現時点では決定しておりません。ただ、教育委員会のほうとも不登校の居場所、そういったところも併せて協議しながら、どういったふうにやっていくかというのはこれから検討を重ねてまいりたいと思います。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 その部分の前に、広場事業、子どもの広場、居場所だったり拠点事業を市で実施していると思うのですが、保育園に委託したり、あと外部団体に委託して行っている子供が遊べる広場事業等々やっているとと思うのですが、その今現在やっている公民館だったり、図書館でやっていると思うのですが、そういった事業がそっちはなくなって、館の子どもの広場、新設されるところに全て移るのか、その確認です。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 議員御指摘されたように、現在公民館のほうで教育支援センターを実施しております。あわせて、同じく教育委員会のほうで……。実際その機能が全て館のほうに移るか、そういった御質問でよろしいですか。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 簡単に言うと、子育て支援課が担当している事業だと思っておりますけれども、教育委員会のほうは多分不登校の子供の対象のほうを指しているのですが、私が今聞いているのは、保育園だったり、子育て支援団体に委託している事業の部分についてお伺いしています。

○木村清一議長 手を挙げて。福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 そういったことも含めて現在検討中であります。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 私、今年の3月の議会に質問させていただいたときも検討していますという答弁でした。さすがに工事も着工にこれから入っていく中で、まだ検討中で、いつ決定されるのか。何も見通しは立っていないのでしょうか。お伺いします。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 まず、子どもの広場のほうに関しては、先ほど御答弁申し上げたとおり、親子で集う交流の場というふうな活用で考えております。

子どもの居場所のほう、日中は不登校の生徒さん、子供さんの居場所という形で、夜は一応中高生の放課後の居場所というふうな考えております。ただ、保育園の今現在既存の事業を全面的に移すとか、そういったことに関しては、今の段階ではそこまで具体

的には考えていないといえますか、具体的な、明確には検討中であると、そういったことで、まだ最終的な決定には至っていませんけれども、教育委員会とも関連する話もありますので、いろいろ関係部局と協議しながら、これからそれは明らかにしていきたいと考えております。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 市側としては、そのスケジュール感で大丈夫だと思っているかもしれないのですが、委託を受けるかもしれない側の団体さんにとってみると、来年、再来年のことはもう今から計画しないと間に合わない状態です。特に今どこの業界でも人手不足で、そういった団体も含めて人手がぱつぱつの状態で運営されています。その具体的なプロセスだったりとか、あと選定基準、具体的なスケジュールは全く決まっていないのでしょうか。再度お伺いします。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 運営主体については、令和7年度にプロポーザル方式で決定すると、そういう予定で考えております。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 遊具の選定については、分かりました。

そうすれば、子どもの広場、未就学児を対象としているということでしたが、対象範囲が狭いと感じる保護者もいるように思います。大型の室内遊具を設置すると聞いて考えるのは、いろんな子供たちが冬でも雨降っても、あそこに行けば遊ぶところがあってというイメージで多分捉えていると思うのですが、今の説明を聞くと、未就学児を対象ということなのでは、小学生以下の子供や、その保護者のニーズにも応えられる計画にはなっていないのでしょうか。お伺いします。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 先ほど御答弁したとおり、未就学児を対象としてということで、一応基本的に原則そういうふうになる形を想定していますけれども、必ずしも未就学児に限定すると、そういうふうにするというふうな方針決定はまだしておりません。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 子どもの居場所について、日中利用する児童生徒と放課後利用する中高生で利用目的や時間帯が異なると思うのですが、それぞれのニーズに応じた運営方法や管理体制はどのように現在検討されていますか。お伺いします。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一郎福祉部長 まず、子どもの居場所の日中の不登校の関係でございます。

こちらも基本的に業務委託になるか、直営になるかと、そういったことも含めて現在検討中であります。ですので、やるとすれば公募という形で委託先を決定、選定していくことになると思いますけれども、場合によっては直営ということもあり得ますので、そこは現時点ではまだ未定でございます。

夜間の、放課後の中高生の居場所に関しても、基本的には指定管理とは業務は別だというふうに考えております。ですので、こちらの業務の委託、そういったものも公募なりで別に決定していきたいと、そういうふうに現時点では考えております。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 先ほどから検討するという回答がほぼであるのですが、委託事業者、これからいろいろスケジュール感も含めて検討していくということなのですが、業務委託に伴う費用だったり、運営に必要な財源についてはどのように見込んでいるのか、事業の持続可能性をどのように担保していくのか、ちょっと今の答弁だとすごく不安です。この辺について、財源だったり、その辺は今現在市が実施している事業を移動させなければ相当厳しい財政運営状況だと思うのですが、その辺も含めてまだ検討中ということよろしいでしょうか。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 業務委託に関しての経費であるとか財源というのは、これは実際のところまだ全く不透明といいますか、未定でございます。

議員おっしゃった今既存の機能の同様の事業をしているところを存続しつつ、今新たにこちらのほうもということになれば、当然事業費も拡大していくということは、それは当然想定されることです。ですので、そこは整理して、例えば統合できるものは統合するとか、移管するものは移管するとか、そういったことも場合によっては検討していくことは必要になると思います。

ただ、既存のものどれを廃止してとか、どれを移すとか、そういったものも、何度も繰り返すようで申し訳ありませんけれども、検討中ということでございます。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 分かりました。

子どもの居場所としての役割が観光目的の施設とどのように共存するのか。観光客と不登校の児童が同じ施設を利用することで生じる心理的負担とか不安の解消策も講じる必要があると思います。学校とは異なる自由でリラックスできる環境を整えることが可能なかどうか、今もまだ検討中ということですので、その辺もきっと検討されていることだと思います。

観光施設の一部を不登校児童の専用スペースとして区切るなど、プライバシー保護や心理的安全性の確保ができると現時点でお考えかお伺いします。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 今議員のお話のとおり、観光施設と、あと今の4階の子供の関係のフロアといった関連性といえますか、それは確かに異質なものでありますので、そこは当然機能として分けるべきものでございます。ただ、今の不登校の関係であるとか、そういった方々の居場所、あと観光施設、そういったものが共存する形にはなりませんけれども、それが例えばどちらかに悪影響を及ぼすとか、そういったことが決してないように、それは考えてまいりたいと思っております。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 中高生が利用する放課後の居場所も提供されるということなのですけれども、今現段階で館の開館時間も含めてなのですが、運営時間や職員の配置もそうすればまだ検討中ということだと思っておりますけれども、すみません、質問しようと思ったのですが、多分検討中だと思います。特に利用者が多くなった場合の対応能力についても現時点で想定はされていますか。一応お伺いします。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 今4階の子供のフロアの件でよろしいですね。スペース的には、既存の施設を利用するということですので、どうしても限りはございます。それで、今対象を例えば市内に限定する、もしくは市内、市外問わずとか、開放の仕方もありますので、そのキャパシティに対してどのくらいのニーズがあるかと、そういったことは現時点では計り知れないかと思っております。

ですので、その対応、例えばカバーし切れない、そういった場合の対応ということも、これは想定できなくはないのですが、それをどうするというのはちょっと今この場では御答弁は難しいかなと考えております。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 不登校の子が通う教育支援センターについて、午前中も多少質問があったみたいですが、その答弁内容等を聞いていても、現在公民館や学習センターは非常に予約が取りづらいというふうに聞いています。先ほどの午前中はちょっと違う内容だったのですけれども、エルムの文化センターが閉鎖されて公民館に集中している状況であり、市内外や県内外の事業者が、いろんな企業さんが会議室として利用したくても予約が取れない状況だというふうに聞いています。そのような利用は、館では可能になるのかどうかお伺いします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 5階の貸室はそのまま使用できる見込みです。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 分かりました。

続いて、3項目めに移らせていただきます。セールスの再開時期について、次期指定管理者と協議を行い決定するとありますけれども、リニューアルオープンを成功させるためには事前の周知がとても重要になると思います。次期指定管理者の選定はなるべく早い時期にとありますが、その選定基準や透明性についてどのような計画があるのでしょうか。選定基準や観光事業の知見を持つ事業者を選ぶための具体的な方針についてどのように取り組む予定なのか、具体的にいつ頃を目安に再開するのか、その辺のスケジュールを具体的にお願いいたします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 まず、スケジュールに関してですが、今までの例では、4月からの指定管理については前年の9月頃から公募、選定委員会等を経て候補者を選定し、12月の定例会に諮り、決定をしています。改修工事に着手した場合、館のオープンは令和8年7月以降となる見込みです。初年度の指定管理は早くても7月となりますので、例年どおりの時期に決定しても従来よりは準備期間の余裕はあると思います。ただし、今回は1年以上の指定管理の空白期間があります。市としては、次期指定管理者の従業員、この方たちはできれば経験者が多いほうが望ましいと考えています。そのため、従業員の確保等の準備期間を多めに取り、また旅行会社へのセールスも、任意ではありますが、準備期間中に行うため、早めに公募することも検討しております。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 休館中はセールス活動が停止しているということですが、その間観光客を引きつけるための施策は何も考えられていないのでしょうか。観光への影響を考慮すると、何らかの代替案が必要なのではないかと思います。休館中の観光振興について、市として何か具体的な施策を検討していますか。例えばほかの観光資源や、先ほども触れましたけれども、連携したり、イベントを実施する予定はあるのでしょうか。お伺いします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 先ほどと同じ答えになりますが、他の施設等と連携したイベントについては今後検討をしてみたいです。

また、休館中の観光PR、そういったものについては次期指定管理者も早めに決定し

て、協議しながら進めていきたいと思えます。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 検討しますという回答がほとんどですので、多分これからの再質問に対してもそういうことの答弁になるだろうなというふうに思えます。

すごく市が考えているスピード感が緩いというか、一般の、これからその事業を受けたい、例えば指定管理者で考えている団体さんもあると思えます。そういったところがどういうふうなスケジュール感で、どうやって人を確保して、どういうふうな観光ツアーを組んでいけばいいのかという、その流れというか、その準備期間がどのぐらいであるというのを明確に市として示す必要があると思えます。まず、市には透明性のあるプロセスを構築していただいて、市民や議会の意見を反映させる仕組みを整えていただくことを強く要望します。

また、休館中や改修工事終了後の観光需要回復に向けた具体的な戦略を早急に示して、地域全体の経済的ダメージを最小化する努力を求めます。

五所川原市が市民の信頼を取り戻し、持続可能な発展を遂げることを期待しています。

続いて、次の質問に移らせていただきます。今度はデジ田のほうの交付金の活用のほうの再質問に移らせていただきます。

こちらのほうも検討を進めているという表現が多くて、実行力や具体性が不足している印象があります。具体例を挙げると、五所川原市と人口が似通っているむつ市では、デジタル田園都市国家構想交付金に関しては、事業数に関しては10件、デジタル実装の総事業費6億円以上の事業でこの交付金を活用しています。例えばドローンや5Gを活用した防災力強化、キャッシュレス決済の導入、教育DXによる学力向上が具体例にあります。そのほか県内の交付金の利用例を見ても、各種証明書、コンビニ交付事業、母子健康手帳アプリの導入事業、スマート農業に関する事業。県外に目を向けますと、学校施設開放予約システム及びスマートロック導入事業、公共施設のWi-Fi設置、あと水道料金スマートメーターの導入など様々活用されています。

一方で、五所川原市では、これらの交付金を十分に活用した事業が見受けられません。これは、他自治体と比較して行政サービスの向上の停滞、防災力や安全性の低下、教育環境の格差、地域経済の活性化の遅れ、そして何より交付金を活用しないことで事業費が市の自主財源で実施する必要があり、市民の税負担の増加につながると言っても過言ではありません。県や国から交付金情報が提供されるということですが、それを事業に生かす仕組みが確立していない場合、迅速な対応が難しくなります。他自治体と比べて申請プロセスが十分整備されていない可能性があるのではないのでしょうか。お伺いしま

す。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 財源の活用方法についてでありますけれども、このデジ田以外にもいろんな補助金というのがあります。それぞれ担当しているところでは、違う補助であったり、また起債、借金のほうであったり、そういうものをそれぞれ検討しながらやっているところでもあります。

今御指摘の部分というのは、やはり窓口の部分のところというのは、書かない窓口だったり、キャッシュレス決済だったり、そういうところというのは確かにほかのところも進んでやっているところというのはございますので、五所川原市はちょうど本当に今検討しながら、今まさにこれから事業化していくという段階になっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 このデジタル田園都市国家構想交付金の名前から、数年前に市の中で新設されたデジタル行政推進課が窓口で事業の検討をしているのではないかなと私は思っていたのですが、この窓口というか、事業の構築の仕方というか、この活用した事業については、どの課でも考えていなかったものでしょうか。お伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 それでは、改めてデジタル田園都市国家構想交付金でございますけれども、こちらは地方の社会課題解決や魅力向上の取組の加速化、深化を図ることを目的とした交付金でございます。デジタル分野のみならず、観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組など幅広い分野の事業を対象としております。

デジタル行政推進課でございますけれども、行政のデジタル化の推進や市役所内の情報システムに関する業務を担っておりまして、現在五所川原市DX推進計画に基づき、市民の利便性向上や行政運営の効率化を実現するために各種施策に取り組んでおります。デジタルの効果を高めるためには、先に業務の見直しというものが必要になっております。これが重要になってくることから、今年度は職員が実際の窓口を体験する、実際に窓口を体験する窓口利用体験調査や内部業務の見える化を行い、現行業務における課題を明確にした上で改善案を提案したところでございます。

今後この改善案、あるいは改善案の実現や、あるいは五所川原市DX推進計画による各種事業の推進について、本交付金の活用を検討してまいります。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 当市において、この交付金を効果的に活用するための具体的な行

動計画、今部長から答弁ありましたけれども、行動計画、優先順位が何か示されていないように、すごく答弁を聞いていて感じました。このままだと色々な、職員も有能な方がたくさんいらっしゃると思います。そのプロセスがしっかり、その職員のアイデアがしっかり取り入れられるような役所内の体制をつくっていただくよう要望します。

続いてですけれども、交付金を活用するプロジェクトを横断的に検討するための専門の専用チームだったり、連携会議を設置する必要があると私は今までの答弁を聞いていて思うのですけれども、計画と交付金活用を統合的に管理する仕組みを設ける予定は今後ないのでしょうか。お伺いします。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 現在のところ、その交付金を使うためのプロジェクトとか、そういうものというのは考えてはございません。ただ、事業を、例えば行政改革の推進をどうしていくかとか、その辺に関しては、そういうプロジェクトチーム、若手によるチームをつくったりしながら検討しているところであります。

○木村清一議長 5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 最後に、3つ目の市民が活用できる場所になりますけれども、私も市のホームページを検索してみました。結局そのページにたどり着くことができなくて、私は若干その答弁内容も聞いていたので、市民団体と入力してみたらそのページにやっとたどり着いたのですけれども、市民の人がそういう文言を入力すればたどり着けるということまで多分考えていないと思います。例えばホームページで分からなくて、市役所に電話したとしても、最初私が話したような何課が担当なのか、今のままでは担当を次々に回される状態になるのが目に浮かびます。そのようなことが起こらないよう体制の整備を強く要望いたします。

今回の一般質問を通して、五所川原市の行政運営の透明性や計画性、そして市民生活や地域経済への影響を軽視している側面を感じさせる場面が多々ございました。これは、深刻に受け止める必要があると思います。

交付金に関しては、他自治体に比べ活用が進んでおらず、縦割り行政や連携不足が課題だと思います。これにより市の行政サービスや地域活性化の取組が停滞している現状は責任放棄とも言えます。市には、透明性を持った行政運営と市民生活や地域経済への配慮を徹底し、交付金や補助金の積極的な活用を通じて持続可能な地域発展を目指すことを強く要望いたします。

これらの改善が行政サービスの向上と五所川原市の信頼回復、そして市のさらなる飛躍につながることを期待し、私からの一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって高橋美奈議員の質問を終了いたします。

次に、2番、和田祐治議員の質問を許可いたします。2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 三和会の和田祐治でございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、当市の不登校児童生徒の教育の充実について質問をいたします。

本件につきましては、昨年12月6日の令和5年第6回定例会において、伊藤雅輝議員から教育相談と指導体制についての一般質問があり、今回の定例会においても藤森議員、そして桑田議員の2名の議員から不登校に対しての一般質問がありますが、子育て世代の子を持つ保護者として私からも質問をさせていただきます。

文部科学省の問題行動・不登校調査では、2023年度に全国の小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒数は11年連続で増加しており、全体の3.7%に当たる34万6,482人で過去最多を更新しています。我が青森県内の公立小中学校におきましても2,811人と、記録が残る1998年度以降では最多でありました。少子化により子供の人数が減っているにもかかわらず、不登校の児童生徒が増え続けているのが現状であります。

そこで、伺います。1回目の質問として、まずは実情として当市の不登校児童生徒の人数と全児童生徒数に対する割合、過去数年間の推移について伺います。

なお、質問要旨2の不登校児童生徒と保護者に対する対応や支援策については、再質問で質問させていただきます。

次に、五所川原市における官製談合事件について質問をいたします。9月27日に、五所川原市前副市長及び市内の建設業者で組織する五所川原建設技術研究会の理事と事務局長、合わせて3名が官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕され、10月18日起訴されました。既に辞職された前職の副市長といえども、副市長在職時代の事件であり、市のナンバーツールの逮捕、起訴は、市民からすると公平、公正が前提とされる行政運営に重大な不信感を抱かずにはいられない状況となっております。行政と議会は、市民からの選挙という信任に基づいて、協力、牽制し合いながら、市民が求める自治体運営を行っていくはずであります。今回の事件については市民を裏切る行為であり、大変遺憾であります。まずは、この事件の経緯についての説明をお願いします。

質問要旨2の市長の任命責任等については再質問で質問させていただきます。

1回目の質問は以上です。

簡潔かつ的確に誠意のある御答弁をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 当市の不登校児童生徒の人数、全児童数、生徒数に対する割合、過去3年間の推移についてお答えいたします。

まずは、小学校について御説明いたします。令和3年度の不登校児童数が21人、割合が1%、令和4年度が25人、割合が1.2%、令和5年度が37人、割合が1.9%となっております。

続いて、中学校についてですが、令和3年度の不登校生徒数が64人、割合が5.7%、令和4年度が60人、割合が5.6%、令和5年度が83人、割合が7.7%となっております。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 それでは、事件のこれまでの経緯についてお答えいたします。

捜査に関する情報は、青森県警から市に対しても提供はございませんので、報道等から知り得た情報を総合しますと、まず令和3年に行われた市営住宅関連工事の指名競争入札に係る官製談合防止法違反、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和6年9月27日に一戸治孝前副市長ほか2名が逮捕され、同日のうちに青森県警による市役所の家宅捜索が行われました。

翌28日には、3名が青森県警より青森地方検察庁に送検され、10月18日には青森地方検察庁が3名を起訴しております。

以上でございます。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 それでは、再質問に入ります。

不登校の定義を踏まえて、教育委員会または学校では、不登校となる予兆の把握についてどのように行い、不登校にならないようにする事前の働きかけ、不登校の予防についてどのように行ってきたのか伺います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 不登校となる予兆の把握と予防の対応についてお答えいたします。

現在、令和5年度に策定いたしました不登校対応マニュアル、これを各校に配付して、そのマニュアルに基づいて対応を進めております。

まず、予兆の把握については、マニュアルの不登校傾向のチェックリストで早期発見に努め、欠席1から2日の欠席状況の確認電話をかけ、3日目には家庭訪問を行い、具体的な状況や支援の必要性を確認しております。

また、予防についても、マニュアルにある「児童生徒のよいところを褒める」や「子供に関する保護者の悩みの相談に乗る」など、魅力ある学級・学校づくりのポイントを

活用し、不登校の未然防止に向けて取り組んでおります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 対応マニュアル、チェックリスト等を使って不登校の予防をしているということは分かりました。

当市の不登校児童生徒については、原因は多岐にあると思われませんが、例えば学校での問題などのほか、家庭環境や経済状況、また地域差等がどの程度影響しているのでしょうか。具体的なデータを基に分析された結果があればお知らせください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 不登校となる児童生徒の理由についてお答えいたします。

当市では、具体的な分析とかパーセンテージ、そういったものは取っておりませんが、一応文科省による令和5年度児童生徒の問題行動・不登校生徒指導上の諸課題に関する調査結果に基づきますと、不登校の相談内容によって分かった理由なのですが、その相談内容として、まず1つ、学校生活に対してやる気が出ない、2つ目として、不安、抑鬱、3つ目として、生活リズムの不調、こういった3点の理由が多く挙げられております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 これまでも不登校児童生徒に対する支援が行われてきたと思うのですが、この支援に対してどのような形で行われてきたのでしょうか。例えば不登校児童生徒のメンタルヘルス支援として心理カウンセリングの体制が整備されてきたと思いますが、スクールカウンセラーの配置状況と不登校児童生徒の利用状況をお知らせください。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 不登校児童生徒のメンタルヘルスの支援、スクールカウンセラーの配置及び利用の状況についてお答えいたします。

当市では、議員御指摘のとおり、不登校児童生徒のメンタルヘルスの支援等を目的にスクールカウンセラーを配置しております。現在、県のカウンセラーが6人派遣されており、市でも独自にカウンセラーを7人、市内小中学校に派遣し、カウンセリングを行っております。

昨年度の県のカウンセラーの相談件数は585件、市のカウンセラーの相談件数は3,617件となっております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 このスクールカウンセラーの相談件数がすごく多いなという実感

がしました。これまでもスクールカウンセラーの配置や教育支援センターの設置など不登校支援のプログラムが実施されておりますが、その効果についてどれくらいの効果があり、どのような方法で検証が行われてきたのでしょうか。

その検証内容で、支援するプログラムの効果が上がってきていないとされる部分があれば、その原因や改善案について当然ながら検討されているものと考えますが、現状とこれからの進め方についての考えを伺います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 不登校支援の効果並びに検証方法、その検証に基づく改善について、改善方法についてお答えいたします。

実際学校のほうでそういった支援策のほうを実施しているのですけれども、それによって不登校にどの程度効果があるか、それというのはなかなか計り知れないので、あくまで検証方法として、学校ではケース会議、それを実施しまして、児童生徒の学力、家庭環境、対人関係など、不登校の背景にある多様な要因を詳細に分析し、様々絡み合った要因がございますので、それで分析に基づいて早期に適切な支援を行います。時には、学級担任の視点のみならず、関係職員やスクールカウンセラー等による支援を行い、組織的対応をしております。

また、不登校支援の改善策として、今年度より上越教育大学と連携し、五所川原市安全・安心な学校づくり推進事業として、独自の生活アンケートを実施、分析しているところであります。その結果、対象となる児童生徒には、教育相談を通じて一人一人の状況に合わせたきめ細やかな支援を行ってまいります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 不登校支援のために一応教員の先生方にもいろいろ研修があると思うのですけれども、その中で教員が受講する専門的な研修、その内容や頻度が学校現場では十分であると考えられているのか。また、教員からの具体的な改善や要望があるのかお伺いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えいたします。

当市では、議員御指摘のとおり各校の生徒指導主事、主任を対象とした不登校対策研修会、これを年3回実施しております。さらに、県主催の不登校児童生徒への個別支援に関する研修会に各校から1名参加しております。これらの研修会を各学校の他の教員のほうに同様の内容を周知することによって、不登校への対応というのをチームで行っていることと思います。

研修会後なのですけれども、それぞれアンケートを実施、参加者の要望を生かしながら、当市の児童生徒の実態に応じた研修会となるよう改善をしております。

ちなみに、今年度の研修の内容ですけれども、まず7月10日に今年度新たに実施されました上越教育大のアンケート、それぞれの独自に基づいたアンケートなのですけれども、それを作成しております。11月は不登校に詳しい先生を呼んで勉強会、それを実施しております。

今年度2月になりますけれども、昨年度策定いたしました不登校マニュアル、これが実際学校に対してちゃんと適したものになっているか、その検証を実施することとしております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 不登校支援に対しては、やはり教員に任せるだけではなく、不登校児童生徒の保護者の人生にも影響を与えるものであり、保護者に対しても支援が必要だと思えます。子供の不登校により思うように仕事が進められず、子供を1人にしてまでも仕事を続けることができないなどと悩んだ末、早退や欠勤により職場を離れてしまう不登校離職があり、それは社会的にも、その個人にとっても大きな損失ではないでしょうか。不登校児童生徒の保護者に対して、どのような形で情報提供やサポート体制が整備されているのか。さらに、保護者から寄せられた意見や要望が具体的に支援策にどのように反映されているのか伺います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えいたします。

保護者に対する情報提供やサポート体制として、教職員、スクールカウンセラー、教育支援センター指導員による教育相談体制を構築しております。また、保護者からの意見や要望に添った支援策として、登校時間、別室登校など柔軟に対応しております。さらに、学校やスクールカウンセラーから教育支援センターを紹介しております。

教育支援センターでは、児童生徒とその保護者に対して、入所時の教育相談、継続した際の年度始めの教育相談、必要に応じた随時相談を実施しております。

また、金木公民館、市浦コミセンをそれぞれ分室として設置し、リモート学習にも対応しております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 不登校を経験した児童生徒が将来的に社会へ円滑に参加できるようにするための進学支援や就職支援など長期的な支援体制の構築について、例えば学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校やフリースクールの設置など、これまでと違った

新たな形での学ぶ場の設置計画があるのか伺います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えいたします。

学びの多様化学校、いわゆる不登校特例校やフリースクールの設置に関しましては、県内の教育動向を注視しながら検討をしてみたいと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 これまでと同じ支援をするのであれば、不登校の状況は一向に変わらないのではないのでしょうか。私は、教育支援センターを見学させていただきましたが、令和3年度から広域化となり、令和4年度からは近隣市町村からの不登校の児童生徒が通っているということですが、大変狭く窮屈で、伸び伸びと体を動かすこともできない場所で、あまりにも教育環境には適した場所ではないと感じました。学ぶ場、語る場は、ゆったりと開放的な場所だと心も落ち着くのではないかと思うのですが、例えば今年度で廃校となる三好小学校ですが、当初は中学校として建設されたものであり、教室はもちろん、体育館やグラウンドもあることから、教育環境としては当然ながら最適だと考えます。

そこで、三好小学校の一部を教育支援センターとして利活用するなど、教育支援センターの機能を強化する考えがあるのでしょうか。お伺いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 お答えいたします。

三好小学校閉校に伴い、閉校後の校舎の利活用について、教育支援センターも含め検討いたしました。まず中心市街地からの距離が遠く、保護者の送迎等負担も大きいことから、まず三好小学校に関しては教育支援センターとして利活用することは難しいものと考えております。

また、今の教育支援センターの拡充についてですけれども、それぞれ所有している施設所管ございますので、関係部局と協議しながら検討してみたいと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 不登校の児童生徒は、決して怠けて学校に行かないわけではなく、行きたくても心と体が言うことを聞かず、どうしても学校に行けないのが現状であります。小学校で不登校を経験した場合、中学生や高校生になっても不登校になる可能性はありますが、早めの適切なサポートの内容次第では大きく変わることがあります。現在は、教育機会確保法が施行され、不登校は問題行動ではなく、誰でも起こり得るもので、学校、保護者、社会全体で支えて理解していかなければなりません。

誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校対策がしっかりと取られ、異なる他者とともに生きていく力を育てていくことが求められています。不登校の児童生徒とともに様々な不安を抱えるのが保護者であります。「子育てするなら五所川原市で」とスローガンを掲げているのであれば、子を持つ保護者が安心して持続可能な働き方ができるように、そして子供も保護者もこの町に住んでよかったと誇れるように、しっかりとした教育の充実を真に願い、不登校児童生徒に関する質問を今回は終わります。

次に、五所川原市における官製談合事件の再質問に入ります。

市が発注する指名競争入札工事において、指名業者の選定は、本来は建設業者指名審査会が開催される当日に業者名が記載された資料をもって審査されるものですが、今回の事件の背景には、審査会前に特定の業者が落札されることや入札に参加できることが決められていたようであります。審査会が開催される前の業者の選定がどのような方法で誰が決めていたのかお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 指名審査会前の業者の選定でございますけれども、発注担当部長が行っております。

市の建設業者等級名簿のうち、工事の等級に対応する業者から過去の実績や手持ち工事の状況等を考慮して、施工可能と見込まれる業者を選定し、指名審査会に諮っております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 審査会前の業者の選定については分かりました。

それでは、建設業者指名審査会で指名される業者の選定は、どのような条件に基づき決定されるのでしょうか。その規程内容や留意される点をお知らせください。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 指名業者の選定に当たりましては、五所川原市建設工事指名業者選定規程に基づき、業者の信用度、工事成績、工事契約の履行状況、技術者の状況、手持ち工事の状況、当該工事に対する地域条件、当該工事施工についての技術的適性の7つの項目に留意することとされ、各委員の意見を踏まえ選定してございます。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 10月18日に前副市長らが青森地裁に起訴されました。起訴内容などによると、2021年11月11日の市発注工事の指名競争入札を五所川原建設技術研究会の加盟業者に落札させようと共謀、研究会会合で選定した落札見込み業者7者を市の指名審査会に内申するよう前副市長が建設部長に指示し、取決めどおりの業者に落札させた

などと報道されております。10月11日の議員説明会で、佐々木市長は市職員の関与はないと断言しており、10月21日の記者会見でも談合に絡む市職員の逮捕や起訴がないことから、そういうことはないと思定を受けたと思っているとの発言に至ったようですが、起訴内容には当時の建設部長が明記されているのであります。逮捕、起訴には至らないけれども、市の事務を行う過程において不正が行われたことから、市職員の関与は疑う余地がないと考えるのは私だけではないと思いますが、市長はどのように考えているのかお伺いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 和田議員がどう思うか分かりませんが、あくまでも逮捕され、送検され、起訴というのが事件の流れになりますけれども、その過程の中で担当部長が当然指名審査会の中では出てくる関係者であることは確かです。ただ、警察において、認定において、共謀したということが全く出てきておりませんので、私は職員の関与はなかったと思っています。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 報道されていた前副市長が指名審査会へ内申するよう調書を作成する段階で担当部長へ指示を行っていたことについて、その真偽について調査等を行っていないのでしょうか。

また、報道のとおり、前副市長から職員に対し指示があり、職員が調書を作成すれば、明らかに関与したことになります。市の事務を執行するに当たり、関係資料の作成など職員が関与せず実施できるはずはありません。職員として積極的に関与したわけではありませんが、上からの指示に従ったことで関与せざるを得なかったものと私は思いますが、市長、どう思われますか。お答え願います。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 ただいま答弁したとおりです。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 分かりました。

起訴内容を確認していないからといって、本来少なくとも前副市長が逮捕された際、今回の事件がどのような形で不正が行われたのか、不正の解明と事務の適正化を図るためにも、市職員の関与がなかったかなどの聞き取りや内部調査をするのが当然であると私は思います。市として内部調査を行わなかったのであれば、第三者委員会を設置してでも調査を行う必要があったのではないのでしょうか。内部調査や聞き取りを行ったかどうかをお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 今回の官製談合事件につきましては、前副市長が逮捕された時点で特定の談合情報等が寄せられていたわけではなかったもので、内部調査とかの実施には至っておりませんし、今後裁判等でいろいろ明らかになってくる事実もあると思っておりますので、そちらのほうの流れをちょっと注視してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今回の答弁は、入札前に談合情報等が寄せられた場合の調査ですね。私が質問したのは、前副市長が逮捕された官製談合事件がどのような形で行われたのかを明らかにするため、問題点をあぶり出す調査についてであります。当然ながら資料等の作成において、職員の協力がないと不可能だったものと考えますが、それらの内容についての質問であります。もう一度答弁をお願いします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 先ほども答弁いたしました、今後事実というのは裁判を通じて明らかになってくるものと考えておりますので、そちらの流れを見ながら対応してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 このような、それじゃこの事件になったことに対して原因を調べなかったということは、談合事件の原因が分かっているから調査をしなかったということですか。お伺いします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 決してそういうことではありませんで、報道は報道としてその情報は承知しておりますけれども、事実として明らかになってくるというのは、あくまで裁判、公判の中でというふうに考えておりますので、御了承いただきたいと思います。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 佐々木市長は、議員説明会やマスコミの記者会見の場で、自身の談合事件への関与は絶対ないと否定してこられました。しかし、市民の間からは、前副市長の権限だけではないのではないかと疑念を持たれている方も多くおります。

改めてお伺いいたします。自身の関与は本当はないのですよね。お伺いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 私は就任以来、この指名審査委員に対しては一度も関与したことはございません。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 市長が関与していないものと私も思っておりますので、当然ながらの答弁であったと思います。

自身の関与はないとしても、厳正かつ公平に選定する指名審査会の会長である前副市長を任命した責任は佐々木市長にあります。平成30年7月31日の第3回臨時会に副市長選任の議案を上程したにもかかわらず、採決の結果、不同意となり、改めて平成30年11月29日の第5回定例会に再度上程し、同意されたのが前副市長であります。今回の事件について、市長は前副市長の人選に対して任命したことに後悔はしていないと強く言い切っていました。入札の談合により市に損害を与え、市政を混乱させ、市民に不信感を抱かせたことはとても重大なことであります。このような事態になったにもかかわらず、市長は人選に後悔はないと言い切っているのでしょうか。人には様々なよい面や悪い面がありますが、前副市長の人選については市長の見極めが足りなかったのではないのでしょうか。任せているから何も知らないでは通用しませんし、この仕事を任せた最終的な責任は市のトップである佐々木市長にあります。民間企業でも社員が不正を行えば、トップである社長が責任を負うのは当然であって、民間でも行政でも同じことではありません。佐々木市長は、自身の責任をどのように考えているのかお伺いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 まず、今回の官製談合事件、違反については、前副市長が逮捕、起訴されるということの事案については、私としても市政に大きな信頼を損ねたものと大変遺憾に思っておりますし、私自身の、これは市長としての責任も痛感しております。

何度も聞かれますけれども、私は一戸治孝氏に関しては、今でもしっかりした人格を持って行政に当たってくれたものと思っております。実際私の行政運営の無知なところを、やはり県の農林水産部長として庁内の行政の在り方、あるいは人材の育成、そして農業については区画整備の事業を今大きく進めておりますし、稲わらの問題もしっかり取り組んでいます。そういうことから、今回こういう談合事件になったということは、私にとっても痛恨の極みでありますけれども、今でも私は一戸前副市長を副市長として任命したということに対しては後悔は一切持っておりません。ただ、こういう罪を犯したということは、やはり罪に対しては深く本人も反省しているだろうし、これからこのようなことのないようにしっかり取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 前副市長が逮捕されて2か月となりましたが、市長は公平性、透明性をいかに担保するかが最も大事であり、談合再発防止策を検討するとマスコミに語

っていたにもかかわらず、これまでと変わらない指名競争入札が行われており、談合に
関与したと認めた業者さえもが事件発覚前と変わらず指名競争入札に参加している状況
であり、市の再発防止策が一向に進められていないものと思いたしますが、談合防止策を誰
が責任者となって、どのように進めているのでしょうか。

また、市として今後官製談合を防止するための新たな監視体制の導入や外部の調査機
関による定期的なチェックの実施を検討しているのでしょうか。具体的な計画があれば
お知らせください。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 まず、談合防止策の検討についてですけれども、今現在総務部長が中
心になって検証を進めております。最終的には、どういう検証の結果、どういう指名競
争入札のやり方になっていくかということで、最終的な責任者は私になりますので、よ
ろしくお願いします。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 先ほどから市長は入札制度の検証を行うよう指示を出していると
発言されておりますが、検証とは既にある情報や仮説を基に、それが正しいか確かめる
ことであり、談合事件において調査で事実関係を明らかにしなければ検証する材料が存
在しません。内部調査や外部調査を実施せず、不正の解明を行わないのであれば、入札
制度の見直しをすることは矛盾していると思いたしますが、どのような見直しをしようとし
ているのかお伺いたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 現在、入札・契約制度の検証に着手しているところでありまして、
時期的には今年度中には方向性を出したいと思っております。

内容については、いましばらくお待ちいただきたいと思いたします。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 談合防止には、多くの業者が自由に参加でき、事前調整が難しい
一般競争入札が有効とされております。これまでの公共工事は、地元業者の育成などの
観点から、指名競争入札が主流となってきました。一般競争入札が拡大することによっ
て、地元企業が大手業者との価格競争に負け、地域経済の衰退を招きやすい部分もあり
ます。官製談合事件を受けて、談合防止策の柱の一つである一般競争入札を今以上に進
めるべきだと思いたしますが、市の考えをお伺いたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 議員御指摘のとおり、一般競争入札というのは指名競争入札に比

べて透明性、公平性の確保された入札方法であると承知しております。そこも踏まえまして、入札制度の検証をしてみたいと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 10月に市浦地区、そして金木地区、五所川原地区で住民懇談会が開催され、私も全て出席しましたが、市長からは今回の事件に対することが何も話されませんでした。今回の事件が市民に与える影響は非常に大きく、事件の詳細を市民に対して誠実に伝え、市として市民への信頼回復に向けた取組の説明を行う必要があるのではないのでしょうか。今後住民説明会や市の広報やホームページを通じて、透明性を確保した周知方法をどのように行っていくのかお知らせください。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 この入札方法とか、こういったものの変更があった際には、市のホームページや広報紙を活用して周知いたしたいと思っております。大幅な変更などがあった際には、事業者向けの説明会なども開催し、周知を図ってまいります。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今の答弁は、入札方法の変更や事業者向けの周知方法の説明であり、今回の事件について市民に対してのいきさつや詳細、信頼回復に向けた取組の周知方法を私は質問しています。もう一度答弁をお願いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 こちらに関しまして、先ほども答弁いたしましたけれども、裁判等の行方等見守りながら、もし報告できる事項がありましたら報告してみたいと考えております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 令和6年第5回定例会で私が入札の件で質問した際、前副市長の答弁では、指名業者の選定に当たっては、五所川原市建設工事指名業者選定規程にのっとり選定しているところであると発言されております。今回の事件によって、規程にのっとり選定していないのは明らかとなり、議会での答弁は真実とは異なった答弁ではないのでしょうか。前副市長は、既に辞職し、もうこの場にはおりませんが、任命者である市長としてこのときの議会答弁をどう捉えておりますか。お伺いいたします。

○木村清一議長 市長。

○佐々木孝昌市長 確かに前副市長が任命されてから、私が前副市長が不在のときに1度一般競争入札を多くするというところで、指名競争入札を500万円まで下げたことがあります。そうなった場合、やはり非常に入札者が複雑になってくると。そして、先ほど和田

議員が言ったように、こうなると弱肉強食になるのです。五所川原の企業は二千数百者ありますけれども、そのうちの建設事業者が200者弱ありますけれども、ほぼほぼ零細企業です。そういう中であって一般競争入札を拡大するということになると、非常に小さい事業者がまず潰れていく可能性があるだろうと。潰れないにしても、下請業者、孫請業者として使われて、非常にやはり経営が厳しくなっていくと。そうすると、当然ながら今五所川原で一番問題になっているのは後継者不足あるいは利益が出ないということでの廃業という道筋をたどっていきます。やはりそういうことがあれば困るのは逆に行政なのです。行政で今一番困っているのは、採用するに当たって、電気、例えば水道、あとは設備、そして建築士を含めて、ほとんど東京、大手の事業者が持って行って、公務員としてそういう技術者が非常に採用が採れなくなっています。

そういう意味では、これからの公共工事、事業をやる上では、地元にあるやはり小さい業者もしっかりと丁寧に育てていくという方向性を私は見いださなければならぬと思っております。今、前副市長の前の答弁とそこがあるのではないかということについては、私は前副市長は在任中にそういう中小零細企業に受注の機会をしっかりと確保したいという思いは間違いなく持っていたものと思っておりますので、私としては前副市長のその答弁に矛盾がなかったと今は思っております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 今回の答弁と私が質問した内容は違います。指名業者の選定に当たっては、五所川原市建設工事指名業者選定規程にのっとり選定しているところでありますとの内容です。五所川原市建設工事指名業者選定規程にのっとり選定せず、指名審査会前に指名業者を指示し、取決めどおりの業者に落札させていたため今回の事件に発展したのですよね。つまり答弁どおりに行っていなかったということですよ。もう一度答弁をお願いします。

○木村清一議長 和田議員、公判がまだ始まっていないのに、そういう中身的なもの、どうのこうのとは、まだ公判が終わってからの結果であって、その中身が出てくると思うのだけれども。

○2番 和田祐治議員 分かりました。

○木村清一議長 もしできるのであれば。

（「議長、ちょっと暫時休憩して」と呼ぶ者あり）

いや、今のあれで、総務部長。

○長谷川 哲総務部長 先ほどから何度も申し上げておりますが、やっぱり公判の中での事実といいますか、そういったところからいろいろ分かってくる情報とかもあると思っ

ておりますので、その上でないとなかなか答弁しづらい部分であるのかなと思っております。

○木村清一議長 2番、和田祐治議員。

○2番 和田祐治議員 答弁どおり入札が行われているのであれば、前副市長は逮捕されることはなかったのではないのでしょうか。市長をはじめとする理事者側の答弁については、真実で誠意ある答弁をこれからお願いいたします。

マスコミの報道によると、前副市長は逮捕後に談合を認めているが、不正入札による謝礼などの金は受け取っていない旨の供述をしているそうであります。お金をもらっていないのであれば、前副市長に何のメリットがあってこのような事件を起こしたのか私は理解に苦しみます。逮捕後、起訴されましたので、今後は裁判で状況が明らかになっていくものと思われますので、これから行われるこの事件の裁判に関して事件の解明がされていくことを注視していきます。

佐々木市長の後援会討議資料を見ますと、一人一人の思いが動かす当たり前の市政を、みんながよくなったを実感できる市政をと書かれております。佐々木市長が関与していない事件であったとしても、市長の行政運営の中で行われた官製談合事件において、特定の業者だけの思いを動かし、前副市長の逮捕によりみんなが悪くなったと実感した当たり前の市政だと駄目なのですよ。佐々木市長は五所川原市のかじ取り役として正しい道しるべを示していただき、これからの五所川原市における入札制度が正常に行われ、市民からの信頼回復に努めていただくことをお願いし、私からの一般質問を終了いたします。

○木村清一議長 以上をもって和田祐治議員の質問を終了いたします。

次に、16番、平山秀直議員の質問を許可いたします。16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 前の質問があまりにもすばらしくて、市長も大変だったですね。これで終わりたいところですが、私も通告していますので、通告に従って一般質問させていただきます。

自民公明クラブの平山秀直でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

通告の第1点目として、二地域居住促進についてお伺いいたします。

その第1点は、二地域居住促進法の施行と当市の考え方についてお伺いいたします。

移住より低いハードルで、国の調査で約3割が関心を示す、都市と地方の両方に生活拠点をもち、平日は都心で働いて、休日は田舎で過ごす、こういった二地域居住を促進する改正広域的な地域活性化基盤整備法が11月1日に施行されました。実践する側は、二

地域居住は都市の利便性と地方の自然豊かな生活の両方を楽しめるのが大きな魅力であります。また、現在の居住はそのままに、別の生活拠点を設けるので、移住と比べて始めるハードルが低いのも利点と言えます。テレワークの定着もあり、国土交通省の2022年調査では、約3割の人が二地域居住に関心を示しているという調査結果が出されております。同調査では、二地域居住をしている18歳以上の人が全国で約701万人いると推計されております。始めた主な理由については、ゆとりある生活のほか、親族の介護などが挙げられております。受け入れる側の地方においても利点は多く言われております。限られた期間とはいえ、他地域からの人が住むことで地域活動の担い手確保や消費を通じた経済の活性化、新たなビジネスの創出などが期待されています。

そこで第1点は、この法律の施行と当市の認識について、まずお伺いいたします。

第2点は、当市の二地域居住の促進計画策定についてお伺いいたします。改正法では、市町村が二地域居住の促進計画を策定できる仕組みを設け、空き家改修やテレワーク用共同オフィス立ち上げなどの環境整備を後押しするとあります。さらに、市町村が連携相手とする民間事業者やNPO法人を特定居住支援法人に指定できる枠組みを新設し、住まいや仕事などの情報共有を可能とし、官民連携による二地域居住希望者への支援を強化するとあります。

そこで、当市ではこの二地域居住の促進計画策定についてどうなっているのかお尋ねいたします。

第3点として、二地域居住支援策と、どのような支援策が考えられているのかお尋ねいたします。

二地域居住を促進するに当たっては、都市と地方を行き来する際の交通費の負担が重いこと。二地域居住の証明制度がないことなど課題もあります。これらのことを受け、国交省では今回の国会概算要求では、改正法に基づく特定居住支援法人と自治体が連携し、先導的な事業を支援すると明記され、賃貸住宅の確保や就労、就農への支援、二地域居住者と地域住民との関係づくりなどへの補助金支給が検討されています。また、二地域居住者への証明書の発行や長距離交通費の定額化、地方の居住先で子供を学校や保育園に通わせられる仕組みの構築も支援とあります。

そこで、当市では、この支援策について現在どのように考えられているのかお尋ねいたします。

次に、通告の第2点目、最低賃金引上げと中小企業支援策についてお尋ねいたします。

第1点は、当市の最低賃金引上げに向けた中小企業支援策の認識についてどのように考えているのかお尋ねです。

2024年度の最低賃金が10月27日までに全ての都道府県で適用されました。平均の引上げ額は過去最大となる51円、最低賃金の全国加重平均は1,055円に達しました。青森県の最低賃金も大幅に引き上げられ、2024年10月5日から時給953円で、改正前の898円から55円も引上げとなりました。しかし、最低賃金の引上げに伴う負担増加が懸念されている中小企業への支援策を併せて強化しなければ安定した賃上げは厳しく、5年以内に1,500円の達成の目標は絵に描いた餅となってしまいます。

そこで、まず当市の最低賃金引上げに向けた中小企業支援策の認識についてどのように考えているのかお尋ねします。

次に、第2点は、賃上げに関する中小企業支援策について。

国、県、市でそれぞれどのような支援策が現在あるかお尋ねです。

国では、最低賃金引上げに伴う主な支援策として、最低賃金を一定額引き上げる中小企業の設備投資を支援する業務改善助成金、あるいは最低賃金の引上げを契機に非正規雇用労働者の処遇改善などに取り組む事業者はキャリアアップ助成金、これらも活用できる。また、業務効率化に効果的な製品、サービスの導入を支援するIT導入助成金などなどあるわけでございます。また、促進税制あるいは取引適正化、給与引上げ分の45%の控除などがあります。

県や国では、「青森新時代」への架け橋資金としての融資制度の利子補給などが行われております。そこで、今後国の補正予算成立後、地方交付金を活用して市で賃上げに伴う中小企業支援策としてどのようなことを考えているのかお尋ねいたします。

最後に、第4点は当市の賃上げに向けた中小企業支援策の具体的取組について、どのように中小企業をフォローアップしているのかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わりますが、市長及び関係部長の御誠意ある答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

財政部長。

○鎌田 寿財政部長 まず、二地域居住に関する市の認識についてお話がございました。

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律は、改正前は民間と連携した地域発意の計画に基づく広域的な経済活動等を支える基盤整備と地域づくりに対するソフト面での支援等を一体的に促進するための財政支援制度として創設され、地域の自立と活性化を図るため平成19年に制定されたものであります。都道府県が実施する会議場やスポーツ施設等のインフラ整備に対し、国が交付金による支援を講ずることに主眼を置かれたものとなっております。

近年コロナ禍を経てテレワークが普及したこと、また地域における豊かな生活への関心が従来よりも高まったこともあり、若者、子育て世帯を中心に、主な生活拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方、いわゆる二地域居住に対するニーズが高まっていることを受けまして、二地域居住の促進を通じた地方への人の流れの創出、拡大を図るため、その促進に当たっての課題を踏まえた居住環境の整備に対する支援、またそのほか地域の関係者が連携しやすくなるための制度というものが新たな軸として創設されたものです。法律が改正され、先月11月1日に施行されたものであります。

人口減少が進む当地域にあって、二地域居住を促進していくということは、人の流れを生むとともに地方創生、関係人口の拡大にも資する有効な取組となる可能性があると考えますので、引き続き情報収集等努めてまいりたいと思います。

続いて、特定居住促進計画の策定見通しについてお答えいたします。

特定居住促進計画は、都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を策定した場合に市町村が作成することができるというものであります。

特定居住促進計画では、二地域居住の促進を図る区域を「特定居住促進区域」として定めるほか、特定居住の促進に関する基本的な方針や、住宅、シェアハウス、お試し居住施設、コワーキングスペース等の特定居住拠点施設の整備に関する事項などを定めるものとされております。

現在青森県では二地域居住に係る事項を含む広域的地域活性化基盤整備計画が策定されておられません。また、市としても特定居住促進計画の策定の予定もありませんけれども、引き続き情報収集しながら努めてまいりたいと思います。

もう一つ、二地域居住に対する市の支援策についてということでございます。二地域居住を促進する上では、「住まい」と「なりわい」と「コミュニティ」と、この3つに関する課題があると言われていたところですが、

市では、二地域居住者に対象を限定した支援制度というものはございません。ただ、住まいに関しては、現在運用している空き家バンク制度、またなりわいに関しては、県外から移住して医療、福祉職へ就業した方、また東京23区から移住して中小企業へ就業した方、あるいは起業をした方と、そういう方に対する移住支援金の制度がございますので、そちらのほうを紹介し、活用を促してまいりたいと考えております。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 五所川原市内の中小企業者に関してお答えいたします。

令和3年度の経済センサス活動調査によれば、市内には2,865の事業所がありますが、

そのうちの99%以上の事業所が中小企業者に該当する企業であることから、当市の事業者のほとんどが中小企業者であると認識しております。

賃上げに関する具体的な支援策として、国では事業所で働く労働者の賃金を一定金額引き上げながら、生産性が向上する設備を導入した事業者に対し、その設備導入経費等を助成する中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金制度があります。

また、青森県では県が推進する前向きな取組を行う中小企業者を支援するため、長期かつ低利で資金調達を行うことができる「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度を実施しており、この支援対象として賃金引上げに資する取組が含まれております。

そして、中小企業に対する当市の支援策についてお答えします。

市では、先ほど申しあげました県が実施している「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度と連携して事業者を支援しております。

具体的には、この融資を活用して資金調達を行う際、青森県信用保証協会へ支払うこととなる信用保証料の全額を県と協調して補助しており、これによって事業者は信用保証料を負担することなく資金調達することが可能となっております。

また、市内中小企業者の労働生産性を向上させる設備投資を支援するため、一定規模の設備投資を行った事業者に対し、当該設備に係る償却資産の課税標準を3年間にわたって2分の1に軽減する先端設備等導入支援制度を実施しております。さらに、この支援制度では賃上げの方針を表明した場合、課税標準の軽減が3分の1に優遇されます。

市としては、現在国が打ち出している賃上げの促進が中小企業の経営に与える影響は大きいものと認識しております。引き続き国、県が実施する支援策について情報収集に努めるとともに、商工団体等と連携して市内事業者へ積極的に情報発信しながら、市としてどのような取組を行うことが適切か検討をしております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。それでは、再質問に入らせていただきます。

二地域居住促進についてですけれども、改正法が11月1日に行われまして、今現在これに関係するような様々な概算要求が国のほうで組み込まれているようでございます。当然五所川原でもこれに関係する地方交付金が入ってくる予定になっております。それを全く認識しないで、これを活用しようとしなくて、今までどおりの五所川原ではこういう制度があるから、ああいう制度があるからというふうな答弁でございました。せっかくこういうふうな新たな制度が交付金としてあるにもかかわらず、当市では、県も計画していないからというような答弁でよろしいのでしょうか。

しっかりと市民の、あるいは市民に関係する首都圏にいる方々の現実的な大変さ、これを鑑みたときに、地方と首都圏と行き来する、帰ってくることはできない、都会で仕事をしなければいけない、それでも親の面倒を見なければいけない、こういう人たちの要望、欲求というのをしっかりと受け止めて、それに応えていくことを五所川原市はもっともっと積極的に考えるべきではないのかなというふうにして思います。

残念ながらこれが考えることがないとなれば、もう当市には振り向かない、諦めてしまう、こうした認識が充満するのではないかなというふうにして思うわけですが、この五所川原市から首都圏に行った人たち、そういう人たちが田舎の親たちを心配するこうした声で、自分も都会で仕事をしているのだけれども、地方に帰って田舎暮らしもしてみたいとかという欲求、本当は五所川原で仕事して生活したいのだけれども、仕事がなかなかないからやむを得ず都会で仕事をする、こういう人たちの欲求をきちんと五所川原市は受け止めて、それに対する支援策というのを考えるべきではないかなというふうにして思ってこの質問を取り上げさせていただきました。

もう一度当市の現状、これをどのように把握して、今後この改正法に向けて、当市では今後今までの制度の代用ではなくて、この改正法に基づく制度からの交付金を活用する考えがあるのか、ないのか。この点だけお尋ねします、まず。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 移住施策に関しましては、これまでも様々取り組んでまいりました。例えば家賃の補助であったり、また新築、リフォーム、そういうものの補助、お試しの体験ツアー、あと同窓会の開催費用まで様々な取組というのをやってきたものではありますけれども、やはりこの移住の要因というのが、家族の関係であったり、仕事の関係であったりと、なかなか複雑に要因が絡み合っているものですから、事業効果をはかるのはなかなか難しいということで、かつてやってあったものは平成30年をもって行政資源の選択と集中という観点から、移住者に支援金を出すという市の単独事業というのを廃止しております。その後は、市内に住んでいる内側の人という、子育て支援策あるいは高齢者の支援策、そういったものの充実に力を入れているというのが今の五所川原市の施策であります。

ただ、今その二地域居住と、今までも定住人口から始まり、交流人口も大事。ただ、定住はなかなか難しいので、しかし交流は観光レベルで終わってしまうと。関係人口を大事にしていこうという流れがございました。そうした中で、今二地域居住、どこに住むというのではなくて、どっちにも住むのだという考え方も出てきております。なかなか成果が上がらないこともあり、この辺の移ろいから見ても、国、地方、それぞれ苦悩

しているのがうかがえると思います。

ただ、今この二地域居住に関しては、都市側からの視点がやはり強いのかなと思って見ております。日常の都会の生活、それにプラス地方ののんびりした生活と議員もおっしゃっていたとおり、そういうものを加えていく。一方で、地方というのは地域の課題の担い手が不足している。この都市と地方の両方にとっていい状態をつくっていかうという発想で今この二地域居住やっているといます。ただ、どうしても両者の認識というのには隔たりがあると思いますので、この隔たりをどうマッチングしていくかというのが一番大事なところだと思いますので、国のほうから交付金等を示されてくるといいますけれども、その中で人口減少対策としてどういった取組が一番必要か、その辺を引き続き検討してまいりたいと思います。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 県のほうから後にこういう地方交付金があるということが示されてきた時点で五所川原市は何ができるのかと考えるのではなくて、この制度で交付金が出てくる可能性があるのも、これを活用して五所川原市はどういうことができるのだろうということをもっと能動的に政策を考えることはできないものですか。ですから、私言っているのです。ヒアリングとかで聞いても、今のところ計画はありませんではなくて、交付金があるので、それを活用して五所川原市では一体何ができるのだろうと。さっき言っていましたよね。都会に住む人たちの欲求、要望のメリット、それから受け入れる側での欲求、要望、メリット、そういうことを両方おっしゃったじゃないですか。この両方をきちっとマッチングさせた政策というのは一体何ができるのだろうというのを能動的にもっと検討していただけないですか。それをぜひ要望しますので、よろしくお願いします。

通告の1点目は、これで終わります。

続いて、通告の第2点目の最低賃金引上げと中小企業支援策について。当市の最低賃金引上げに向けた中小企業支援策についての認識ですけれども、まず先ほど2,865者、五所川原であるというふうに。そのうち99%、五所川原は中小企業だと。この五所川原の最低賃金の中で一生懸命五所川原も最低賃金を引き上げ、頑張っているわけですがけれども、中小企業も。これは大変な努力をされておりますけれども、この認識について五所川原は一体どれほど大変な思いをしながら、中小企業の皆さんが、経営者の皆さんが努力されているのかというのを、もう一度その認識をお尋ねします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 今現在国が打ち出している賃上げの促進、これは中小企業の経営に

与える影響は非常に大きいものと認識しております。

先ほど申し上げましたとおり、99%以上が中小企業である当市においては特に大きいと考えております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 青森県全体としても、この引上げ幅というのは、もう全国でもかなり上位のほうに入っていると聞いておりました。もともとベースが低いので、それを大幅に上げたということなのでしょうけれども、この最低賃金引上げに伴う支援策として、例えば国ではどういう制度があるかということ……。まず聞きます。国ではどういう制度があるかお尋ねします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 国の制度であります。事業所で働く労働者の賃金を一定金額引き上げながら、生産性が向上する設備を導入した事業者に対して、その設備導入経費等を助成する業務改善助成金、そういう制度がございます。

また、生産性向上に関する取組としては、革新的な製品、サービスの開発、生産プロセス等の省力化を行い、生産性を向上させるための設備投資等に係る経費の一部を助成するものづくり、商業、サービス生産性向上促進補助金や、業務効率化やDXの推進を目的としたIT導入補助金等の制度がございます。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 もっといっぱいあるわけですね。2つぐらいしかしゃべっていないですけども、キャリアアップとか、さっき言った促進税制、取引適正化、給与引上げの控除45%、こういうふうなものもあるわけですし、いっぱいあるのです、国のほうでは。でも、実際に利用されていますか。その辺把握していますか。お尋ねします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市の企業者で取り組んでいる事業者はないものと認識しております。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 ないものと言っていますけれども、これ全部中小企業への賃上げ、引上げ支援策ですね。それがさっき言ったほとんど中小企業だと言っている割には、ほとんどこの制度を利用していないということ。それでいて賃金を引上げしているのです。よっぽどこの会社の経営努力とかだけで頑張っている、そこへ私は中小企業への支援策としてもっと行政として何かできないのかということを知っています。例えば県や市では、さっき言っていました「青森新時代」への架け橋資金としての融資制度の保

証料、利子補給、県と市はこの1本ですよ。はっきり言って、これ1本。国はもっといっぱい制度がある。でも、なかなか利用できない。それはなぜなのでしょうかとということをお尋ねしています。答弁をお願いします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 利用されていない理由といたしますのは、やはり要件がいろいろあって、その要件を満たしていないというのが原因だと考えております。

それから、また市が行っている支援制度ですが、「青森新時代」への架け橋資金のほかに3つの融資制度がございます。それらについても市が信用保証料を全額補助しているところであります。

以上です。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 これ以上の答弁は出てこないようですので、私からこれは要望して、ぜひそれができるのかどうなのかお尋ねします。

このいろいろな中小企業支援策、これから新たにまた今後賃上げのための支援策、中小企業への支援策、また出てくると思います。そのときにぜひとも五所川原市は予算がないからといって、五所川原市独自ではできない、それは分かりますけれども、そういう制度があって、ぜひとも五所川原市の中小企業への支援をすることによって、五所川原も頑張ってもらいたいと、賃上げ頑張ってもらいたいということでの支援制度というのを積極的に五所川原市としてフォローアップできる体制づくりというものをできないものかと、この点なのです。ただ、こういう制度が聞かれたときに、ただ消極的に聞かれたときに答えるということだけではなくて、こういう制度があるから、ぜひともこれを活用できないものですかと声がけする、あるいは何かの機会に商工会を通じて、そういうふうな制度があるから、五所川原市でも中小企業の経営者の皆さん頑張ってくださいというような、そういう制度設計というか、支援、フォローアップ制度というのを仕組みづくりをしっかりと持たなければいけないと思うのです。ただ聞かれたときに、こういう制度があるとかと言うだけではなくて、その点を改善してもらいたいと思いますけれども、どうですか。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 まず、中小企業への支援として何が効果的なのか、国、県の動向を注視しながら、商工団体とも協議しながら検討いたします。

また、市では商工関連の補助金や税制優遇、融資関連、創業や労働、雇用など、国、県、市の制度についてそれぞれの分野ごとに一括でホームページにリンクを掲載して情

報提供しております。今後も商工団体への広報紙に掲載するとか、分かりやすい情報提供に努めてまいります。

○木村清一議長 16番、平山秀直議員。

○16番 平山秀直議員 私も今回質問するに当たって、いろいろと調べました。やはり非常に分かりにくい。ホームページ見て、厚労省のホームページ見ても非常に分かりにくい。何が適用するのだろう、自分の会社にとって何ができるのだろう、こういうものが非常に経営者の人たちとかが見ていても分かりにくい。それをいかに行政が分かりやすく提供できるのかというのも一つの行政サービスだと思いますので、そして今後の五所川原の中小企業が稼いで、給料もアップして、一生懸命会社経営に努力してもらおう。それによって働く人たちも給料も上がって喜んでもらえるというような、非常に五所川原は行政としてはフォローアップは重要な責任があるのではないかなと感じておりますので、よろしく願いして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたしました。

◎散会宣告

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3時13分 散会

令和6年五所川原市議会第7回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

令和6年12月3日（火）午前10時開議

第1 一般質問（4人）

- 1番 花田 勝暁 議員
 - 7番 金谷 勝 議員
 - 13番 外崎 英継 議員
 - 17番 桑田 哲明 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 花田 勝暁 議員 | 2番 和田 祐治 議員 |
| 3番 伊藤 雅輝 議員 | 4番 木村 清一 議員 |
| 5番 高橋 美奈 議員 | 6番 藤田 成保 議員 |
| 7番 金谷 勝 議員 | 8番 秋田 幸保 議員 |
| 9番 藤森 真悦 議員 | 10番 黒沼 剛 議員 |
| 11番 松本 和春 議員 | 12番 成田 和美 議員 |
| 13番 外崎 英継 議員 | 15番 木村 慶憲 議員 |
| 16番 平山 秀直 議員 | 17番 桑田 哲明 議員 |
| 18番 鳴海 初男 議員 | 19番 山田 善治 議員 |
| 20番 木村 博 議員 | 21番 伊藤 永慈 議員 |
| 22番 山口 孝夫 議員 | |
-

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（27名）

市 長	佐々木 孝 昌
総務部長	長谷川 哲
財政部長	鎌田 寿

民 生 部 長	三 橋 大 輔
福 祉 部 長	片 山 善一朗
経 済 部 長	川 浪 治
建 設 部 長	赤 城 一
上下水道部長	平 野 聡 史
会 計 管 理 者	中 谷 吉 範
教 育 長	原 真 紀
教 育 部 長	藤 原 弘 明
選挙管理委員会 委 員 長	中 谷 昌 志
選挙管理委員会 事 務 局 長	鳴 海 新 一
監 査 委 員	小田桐 宏 之
監 査 委 員	岡 田 正 人
事 務 局 長	
農業委員会会長	森 義 博
農 業 委 員 会 長	一 戸 武 二
事 務 局 長	
総 務 課 長	川 浪 生 郎
財 政 課 長	佐々木 崇 人
市 民 課 長	小 林 益 代
国保年金課長	藤 田 幸 大
福祉政策課長	鎌 田 郁 均
農林政策課長	川 口 均
土 木 課 長	外 崎 経 明
経営管理課長	飛 鳥 順 一
社会教育課長	棟 方 龍 峰
学校教育課長	蒔 苗 勝 久

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	工 藤 義 人
次 長	今 智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。

議事に入る前に、傍聴者の皆様に申し上げます。傍聴席では、会議の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○木村清一議長 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は、会議規則第64条に規定されておりますが、質問、答弁とも簡潔明瞭をお願いいたします。また、一問一答方式の場合、1回目の質問は一括で質問、答弁を行い、再質問以降については一般質問通告表の質問要旨ごとに順次質問、答弁を行いますので、御協力をお願いいたします。

それでは、1番、花田勝暁議員の質問を許可いたします。1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 おはようございます。日本共産党の花田勝暁です。一問一答方式で一般質問させていただきます。

通告した質問に入る前に、昨日の高橋美奈議員の質問に関連して、デジタル田園都市国家構想交付金に関して、私もコメントさせてください。2023年の9月議会で、地域活性化のために政府が力を入れているデジタル田園都市国家構想交付金を当市は活用していったらいいので、市民の皆さんが便利で快適に暮らせるよう、もっと積極的に活用することを求めました。

私の一般質問の中では、一番きつい口調で言ったつもりでしたが、しかし状況は全く変わっていません。デジタル田園都市国家構想交付金は、政府がある程度潤沢に予算を組んでいる交付金です。交付金をもらうために施策はしないという御答弁でしたが、交付金のために意味のない施策をしてほしいと言っているわけではなく、やりたい施策にうまく絡めて交付金を取るような発想はできないのでしょうか。例えばですが、前回の一般質問で取り上げ、市民から要望はあると分かっているのに進んでいない合葬墓、これも合葬墓の管理や遺族のやり取りをデジタルでやるようなということで交付金に絡められたりしないのでしょうか。

今年10月からは、住民票や戸籍謄本などの各種証明書をオンラインで申請できるようになりましたが、本件はまさに交付金対象のど真ん中のように思われます。どんどん若手のアイデアが実現する魔法はないと思いますが、デジタル田園都市国家構想交付金に関しては若手から理事者まで、庁内全体でまずこれまでの活用例に目を通してみてはいかがでしょうか。デジタルとついていますが、今何か新しい施策を行うときに、全くデジタルを使わないというほうが難しいんじゃないでしょうか。市民の皆さんが便利で快適に暮らせるよう、改めて積極的な活用を求めます。

では、通告した質問に入らせていただきます。まず1点目は、総合計画についてです。計画内にある当市の目指す将来像は、平成28年度から令和6年度までは「活力ある・明るく住みよい豊かなまち—みんな大好き ごしょがわら—」でした。平成28年以前も活力ある、明るく住みよい豊かなまちという言葉は長らく使ってきたということです。それが、令和7年から「市民ひとりひとりの「思い」で輝く五所川原」に変わります。この新しい将来像「市民ひとりひとりの「思い」で輝く五所川原」について、より詳しく教えていただけますか。

次に、通告の2点目です。防災訓練についてです。自主防災組織の話が中心となります。自主防災組織は、地域住民が主体となって結成し、災害に備えるための活動を行う組織です。当市の自主防災組織は、町内会が中心になったものがほとんどです。

画像をお願いします。地域を限定していない活動をしているあおぞら組について、広報の令和6年2月号で紹介されている記事です。女性消防団OGで結成された防災組織で、市の広報で紹介されたこの活動では、五所川原第三中学校で避難所運営訓練を行ったことが紹介されています。先月中央公民館でも希望者を対象とした避難所運営訓練が行われましたが、私も参加させていただきました。主催者も驚くほどの申込みがあったということです。防災への意識はかなり高まっています。画像終わってください。

防災訓練に関連して、まず当市における自主防災組織数の変化とカバー率の変化について教えていただけますか。

次に、通告の3点目、物価高騰対策に関してです。11月22日に政府が閣議決定した物価高対策で、住民税非課税世帯への1世帯当たり3万円の給付、子育て世代には子供1人当たり2万円を加算しての給付が決定されました。報道も大きかったので読まれた方も多いと思います。このときに、同時に物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金のさらなる追加を行うとされ、その資料の中であえて推奨事業メニューに灯油支援が追加されるという一文がありました。

そこで、質問します。この重点支援地方交付金を活用して、福祉灯油の支給を行う考

えはないでしょうか。住民税非課税世帯へ給付を行うのであれば、灯油購入費を上乗せして給付しても、行政の事務手続上あまり負担はありません。灯油自体も今年は1リットル当たり110円から120円で推移する見通しで、高止まりが続く見通しです。

次に、通告の4点目です。移住希望者向けのSNS活用についてです。まず、当市のLINE公式アカウントの活用状況について伺いたいです。

以上が私の1回目の質問になります。理事者の皆様方の誠意ある回答を求めます。

よろしく申し上げます。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 それでは、私のほうから、将来像に込められた思いについてお答えをさせていただきます。

今回の総合計画策定に当たっては、私が市長に就任してから初めてとなる基本構想からの策定となります。将来像を含めて、抜本的な見直しをしたいと考えております。将来像の設定は、計画期間より先を見据えていきます。2040年を見据えた基本構想としております。そして、その期間を従来であると10年の構想期間ですけれども、今回いろんな考えがあって、5年間にしたいと思っております。

まずは、2040年を見据えたとき、五所川原の人口が3万6,000人を切る状態になると。そして、高齢化が相当進んで、高齢化率が49%を超える、そしてなおかつ生産労働人口が減少していくと、そういう減少を見据えると同時に、今現在議員の皆様方も御存じだと思いますけれども、市の財政状況の中で、公債費が高止まりの状況です。この高止まりをまずしっかりと乗り切りながら、次の世代に対して土台をどうやってつくっていくかというのが私は大事な5年間だと思っております。

そういう意味で5年間にして、令和7年から令和11年、この間に公債費の高止まりも終わるはずで。その先は、また新たなまちづくりにスタートできるものだと私は思っております。

そういう考えの下、将来像については市民の皆様方、そして地域団体、当然事業者など、共通した目標となるものでございます。五所川原市の将来を考えたとき、市のあらゆる主体が市の課題をまず共有しなければならないということだと思っております。様々な、住民懇談会も含めながら、意見を伺っております。

昨日SDGsについてですけれども、市の玄関ホールでSDGsツリーの点灯式を行いました。あそこには、まずは来庁した市民の皆様方が書いた思いの短冊、そして子供たちが書いた思いの短冊、そしてそれぞれ課のこれからの目標を掲げた短冊、あそこの

中には1,653枚の短冊があります。これが、一人一人の私は思いだと思っています。そういう意味で、これから市民一人一人がまずは自分でできること、当然子供であろうが、高齢者であろうが、あるいは障害の有無にかかわらず、行政がこれから居場所、そして誰もがやはり参画できるような状況をつくりながら、一人一人が自分でできることを地域内で行っていく、そしてそれがつながることによって、相乗効果、要はシナジーを生み出すようなまちをつくっていきたいと思っています。

そういう意味で、新たな将来像として、「市民ひとりひとりの「思い」で輝く五所川原」ということを掲げさせていただきました。これからどんどん、どんどん人口減少になっていきますけれども、やはり市民協働社会をつくる思いを込めたのが今回の基本構想だと思っています。

まずは、市民の皆様方、そしてこの議場にいる皆様方とともに、それを見据えながらまちをつくっていきたいと思っていますので、よろしく願いをいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 当市における自主防災組織数とカバー率について、令和2年度から令和6年度までの5年間の推移をお答えいたします。

まず、自主防災組織ですが、令和2年度44団体、令和3年度も44団体、令和4年度46団体、令和5年度53団体、令和6年度は11月末時点で65団体となっており、令和2年度から21団体増加しております。

次に、市内全世帯数のうち、各自主防災組織がどれくらいの世帯数を活動範囲としているかを示したカバー率についてでございますが、令和2年度37.2%、令和3年度35.6%、令和4年度36.7%、令和5年度41.6%、令和6年度は11月末時点で46.9%となっており、令和2年度から9.7%増加してございます。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 福祉灯油の支給についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、11月22日に閣議決定された国の経済対策において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に、低所得世帯支援枠として住民税非課税世帯への給付金の追加交付が示されたほか、従来の生活者支援、事業者支援の推奨事業メニューに新たに灯油支援が追加されるなど、対象範囲の拡大が盛り込まれたところであります。

今後当市への交付される額や推奨事業メニューの支援対象の詳細等が明らかになり次第、福祉灯油の支援も含めどのような支援策が効果的か検討してまいります。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 それでは、ラインについてお答えいたします。

当市では、情報発信力の強化を図るため、令和4年4月よりLINE公式アカウントを活用した行政情報の配信を行っており、令和6年10月末現在において1万9,500人を超える方に登録していただいております。

以上でございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。再質問に入らせていただきます。

まず、総合計画についての再質問になります。私も昨日のSDGsツリーの点灯式に参加させてもらいながら、総合計画の文言とここもつながっているのかなと思った次第です。納得した部分もありましたが、画像をお願いします。総合計画自体の14ページ、「課題解決への兆し」という項目があります。その中で、市民のまちづくりへの関心の高さが挙げられています。まちづくりに興味がある人は81.6%もいると。これは、いい兆しだということなんです。ただ、同時に関心がある方が80%以上いるにもかかわらず、実際に市に意見を伝えたことがある方は10%にも満たないとの調査結果が出ていますとあります。その理由として、伝え方が分からないといった意見があることから、市民の思いを受け止め、形にできる仕組みの構築とともに、市全体で協働のまちづくりへの意識向上を目指す必要がありますと総合計画自体にございます。この中にもまさに書かれていますが、市民一人一人の思いを受け止めるためには、それを聞くための仕組みの構築が必要です。画像終わってください。

一般的に市民の声を聞くために活用されている仕組みを少し紹介します。市民の意思に基づいてまちづくりを進めるために、まちづくり基本条例や自治基本条例を制定している自治体があります。少数の自治体ではありません。2023年10月のデータで、全体の約22.9%の自治体で施行しています。最近では、柔らかい名前がつくことも多くなってきて、例えば助け合いとつながりのまちづくり条例といった名称で制定されることも増えてきています。まちづくり条例をつくって、その中で市民の声を聞くということを条例で定めてしまっている自治体が多数あります。方法もその中で定めています。

2020年代に入って、そこから一歩進んでシビックプライド条例をつくっている自治体もあります。シビックプライドは、地域に対する住民の誇りや愛着という意味で、市民の地域への愛情や誇りを醸成するという点をより強調して、住民参加のまちづくりを推進するのがシビックプライド条例です。例えばですが、神奈川県相模原市ではさがみはらみんなのシビックプライド条例、埼玉県川口市では大きな声で川口が大好きだと叫んでみませんか川口プライド条例、三重県の名張市ではみんなが名張を好きになるなる条例など、ユニークな名前で作っている自治体があります。より地域に対する住民の誇

りや愛着を示すシビックプライドという方面を強化して、市民の地域への愛着や誇りを醸成し、住民参加によるまちづくりを推進するシビックプライド条例をつくっている自治体もあります。

住民参加によるまちづくりを推進するために、まず条例を制定するということが十分に検討に値すると思います。参考までに、青森県内だと9つの自治体でまちづくり基本条例をつくっています。弘前市では協働によるまちづくり基本条例、八戸市では八戸市協働のまちづくり基本条例、青森市、青森市まちづくり基本条例、十和田市、十和田市まちづくり基本条例などです。

また、市民協働によるまちづくりのための2種類の制度を以前の一般質問の機会で提案したこともありました。市民税の1%の使い道を市民が決定するという制度や予算編成に当たって市民から提案や意見を募る参加型予算です。前者の具体例としては、弘前市で採用している市民参加まちづくり1%システムや市民自らが実践するまちづくり活動、地域づくり活動に対して年間50万円を上限に支援し、個人市民税の1%相当額を市民参加型のまちづくり活動、地域づくりに支援するという制度です。参加型予算は、予算編成に当たって市民から提案や意見を募る参加型予算という取組で、東京都や三重県で取り入れられています。市民が提案し、行政が市民の声を聞きながら複数の提案から実施するものを選び、行政が実施します。

また、より新しい取組だと、愛知県の新城市で行われている若者たちに1,000万円の予算提案権を与える政策、若者議会、若者政策という取組もあります。住民懇談会を現役世代や学生が参加しやすいように土日開催型のものに新設してはどうかという提案をしたこともありました。それでも参加できない方は多いのだから、オンライン型で自由なアイデア、意見を集め、それが可視化されるオンラインプラットフォームの導入も訴えました。今でもメールなどで意見を伝えることは可能なのは可能ですが、メールでの閉じたやり取りではなく、意見が可視化されるような仕組みをつくることで、同じアイデアを持つ人たちは共感を生んで、より多くの人々が声を上げやすくなります。自分がまちづくりに参加しているという感覚が伝播し、まちづくりへの参画の輪がさらに広がっていくはずです。

また、ゼロ円で実行可能なこととして、広報係を広報広聴係へ名称変更することも提案しました。具体例の例示が長くなってしまいましたが、「市民ひとりひとりの「思い」で輝く五所川原」という新しい将来像のために、市民の声を聞く広聴の点でどんな取組を行おうと考えているのか教えてください。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 広聴に関しましては、市ホームページにおける問合せメールや本庁舎に設置しているあなたの意見箱等、常時受け付けている媒体があるほか、業務の中で市民の皆様から御要望を聞き取り、施策や事業の内容を精査しております。

また、市民の皆様の御意見を市政に反映させる方策として、毎年開催している住民懇談会、各部署において重要な施策の意思決定をする際に行うパブリックコメントや各種アンケート調査などを通して、市民意見の聴取に努めているところです。

まちづくりについて関心があるものの、意見の伝え方が分からないという声に対しては、既存の広聴の仕組みに関し周知するほか、引き続き日々の業務の中で直接様々な団体や個人の意見を聞く機会を確保するとともに、議員御提言の先進事例等も参考にしながら、学生や子育て中の方などの若い世代をはじめ、より多くの市民の皆様が気軽に御意見を伝えられるような手法を検討してまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。新しい将来像の「市民ひとりひとりの「思い」で輝く五所川原」、これがより実効性を伴うように、いろいろな仕組みも現在あるもの以外にも検討していただければと改めてお願い申し上げます。

通告の2点目についての再質問です。以前当市では、市民が防災について学ぶ機会として、総合防災訓練が行われていました。しかし、最後に総合防災訓練を行ったのは令和元年で、以降行われていません。その理由について教えてください。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 令和元年以降に総合防災訓練が行われていない理由についてお答えいたします。

令和2年度は、青森県と共催で青森県総合防災訓練を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年度に延期した後、中止となりました。以降は、感染症対策を実施しやすい地域ごとの訓練、研修会を実施しております。地域ごとの訓練、研修会は、実施回数が令和4年度9回、令和5年度21回、令和6年度は11月末時点で33回と、令和4年度から約3.7倍となっており、ニーズが高まっていると認識しております。そのため、新型コロナウイルス感染症の5類以降後も地域ごとで実施する訓練や研修会を優先し、総合防災訓練の実施には至っておりません。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。分かりました。より実働を重視する方向性で、地域ごとの防災訓練を重視しているということです。2013年6月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が義務化されました。災害時に自

力で避難することが困難な高齢者や障害者など、避難行動要支援者に対する支援体制強化するためです。また、2021年、災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者に対する個別避難計画の作成が市町村の努力義務として位置づけられました。当市におけるこれら避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成状況について教えてください。

○木村清一議長 福祉部長。

○片山善一朗福祉部長 それでは、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成状況についてお答えをいたします。

市では、市地域防災計画の定めるところにより、避難の支援等の必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しており、本年4月1日時点で登録者は8,111名となっております。

その中で、避難行動要支援者一人一人に対応した個別避難計画の作成につきましては、1,154人、作成率にして14.2%となっております。今後も個別避難計画に係る周知を継続し、作成率の向上を図ってまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。個別避難計画14.2%ということで、残念ながらあまり高い数字ではありません。自主防災組織それぞれがですが、災害時に支援が必要な人を把握して支援する体制ができているか教えてください。県が行っているアンケートがあるそうですので、それに準じてお答えいただければと思っています。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 令和6年6月に青森県と共同で実施した自主防災組織の活動状況調査によりますと、当市の令和6年4月1日時点で結成されている自主防災組織53団体のうち、災害時に支援が必要な人の把握と支援体制ができていると回答したのが32団体の約60%となっております。残りの21団体については、体制整備を促すなど、自主防災組織の活動が活性化するよう支援してまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 今の2つから、個別支援計画もないし地域自体でも支援体制の整っていない要支援者がいるということが分かります。

画像をお願いします。これ新しい総合計画の中から、障害者数の推移です。令和4年度まで障害者数は人口が減っていることもあって減っているのですけれども、黒いラインの割合は増えています。全人口に対する障害者数の割合は、少しずつ増えています。これは、介護保険の第1号被保険者65歳以上の人たちのうち、要支援や要介護認定を受けた人の割合です。人口は減っていますが、高齢者は増えていて、高齢者の中でも要支

援や要介護認定を受ける人の割合も増えています。次が、市内の高齢者数の推移です。青が後期高齢者、グレーが前期高齢者です。高齢者の方々は増えています。画像終わってください。

今見たように、人口は減りますが、避難行動要支援者の割合や総数は増加しています。そこで、提案します。どういう活動をすべきか悩んでいる自主防災組織も多いと思います。避難行動要支援者の安全な避難を主たる目的とした自主防災組織主体の避難訓練を行ってはどうか。地域でどう助け合えば災害時に避難行動要支援者を助けられるのかを実践するために防災訓練をする、日本人の性格から考えても、自分が助かるための防災訓練より地域で助け合うための防災訓練のほうが実際に行われるのではないかと考えます。避難行動要支援者の安全な避難を主たる目的とした自主防災組織主体の避難訓練を行ってはどうか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 市では、これまで自主防災組織の設立や訓練の支援のほか、事業所と連携した福祉避難所の図上訓練、広報紙や防災研修会での避難行動要支援者制度の周知などを実施しておりますが、今後人口減少や高齢化が進行する中では、この自主防災組織というのはますます重要になると認識しております。地域防災の中核である自主防災組織による避難行動要支援者の支援体制の構築といたしますのは、共助の強化にもつながりますので、議員御提案の避難訓練の実施について、自主防災組織や町内会等と連携して実施できるよう検討してまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 ぜひお願いします。提案した避難訓練は、支援される側が支援する側の名前も書き入れなければいけない個別避難計画の作成が進捗することにつながると期待できますし、地区の防災計画の作成につながっていくものとも期待できます。

画像をお願いします。群馬県館林市という地区の防災計画が進んでいる事例の紹介をさせていただきます。防災計画がつけられた地域で、こういう「防災は日頃の備えと助けあい」と大きく書かれたこういう冊子が発行されています。「もしものときの我が家の行動メモ」というページがすぐありまして、家族のみんなでどこに避難するのか、地震のときと大雨、台風のとき、分けて共有することができます。何を持っていけばいいのか、そんなことも書いてあります。

これが、話合いの結果つけられた地図でして、どこに住んでいる人とどういう方向に逃げればいいのかというのが矢印で分かりやすく書いているのが、実に実効性のある防災対策だと思えます。しかも、地震のときと水害のときで、危険な箇所というのが別々

に分かるようになっていきます。とても実効性があります。ほかの地域でもこんな感じですね。避難の仕方というところの要支援者対策のところには、それぞれのいろんなケースの注意すべき点が書かれています。読む時間はないので飛ばしますが。特に自主防災組織、まず使ってほしいのは、お助け名簿という名簿です。自力で避難ができない方、家族の避難支援が難しい方が記入する、このお助け名簿を自主防災組織に大いに活用してほしいと思います。

これは、東京都の品川区で避難行動要支援者と避難訓練している様子の写真です。品川区は、避難行動要支援者の支援体制づくりに力を入れていて、「地域でつくる支援の「わ！」」、「避難行動要支援者の支援体制づくり手引き」という冊子も発行しています。画像を終わってください。

すみません、また画像をお願いします。これは、新しい総合計画内にあるこれからの五所川原の新しいまちづくりの理念です。「地域で支え合う、だれ一人取り残さないまちづくり」、「人と人がつながり、シナジーを生み出すまちづくり」、「2040年の人口を見据えた持続可能なまちづくり」、「五所川原らしさ」を守るまちづくり」、これらのことに、先ほど提案させていただいた避難行動要支援者の安全な避難を主たる目的とした自主防災組織主体の避難訓練はこの全てにつながっていくものと考えます。

防災であり、地域福祉であり、まちづくりにつながります。孤独・孤立対策にもつながります。ぜひ検討していただけるということでしたが、前向きをお願いします。画像終わってください。

続いて、物価高騰対策についての再質問です。先ほどは、福祉灯油に限定して質問しましたが、推奨事業メニューに灯油支援を追加という文言では、物価高の影響を受けている全生活者への支援で重点支援地方交付金を活用することもできると考えます。非課税世帯を中心とした支援でなく、全世帯を対象に灯油支援を行う考えはないでしょうか。また、商品券の発行を行う計画はないでしょうか。まだ具体的な予算が出てはないということですが、全世帯に対する支援も検討していただければと思います。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 非課税世帯への支援だけでなく、全世帯を対象とした福祉灯油、あるいは商品券の発行等行ってはどうかという御質問でございました。物価高騰対策に関する市の基本的な考え方としては、国または県、一律の要件では不十分な部分について補完していくという考えの下で、これまでも国の低所得世帯向け給付金の対象にならない住民税均等割のみ課税世帯への給付金事業を行ってきたほか、全市民を対象とした地

域振興券の配布事業、また非課税世帯以外の方を対象としたギフトカード配付事業など、国の制度の枠を市独自に拡大した支援策というものを講じてまいりました。国交付金の詳細が明らかになり次第、こうした面も含めて物価高騰対策として必要かつ効果的な支援策というのを早期に実施できるよう検討してまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。今も少し触れていただきましたが、生活者支援に関しての質問でしたが、事業者支援はどうでしょうか。農林水産業の事業者への支援、中小企業に対する支援も検討していただきたいです。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 事業者支援につきましても、物価高騰対策としてこれまでも福祉施設への支援金を給付したほか、事業者の事業継続を支援するなど、対策を行ってきたところです。繰り返しになりますけれども、国交付金の交付額等詳細が明らかになり次第、支援の対象も含めて物価高騰対策として必要かつ効果的な支援策をできるだけ早く実施できるよう検討を進めてまいります。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 御答弁ありがとうございます。非課税世帯への支援、全世帯への支援、事業者支援、それぞれ知恵を尽くしていただければとお願い申し上げます。

では、最後に4つ目の質問、移住希望者向けのSNS活用についての再質問です。ラインの公式アカウントのお話をいただきました。1万9,500人以上が登録しているということで、活発に活用されているかと思えます。投稿も頻繁です。ラインの公式アカウントは、アンケート機能を使うことができますが、アンケート機能を活用したりはしていますか。どのように活用しているのでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 ラインのアンケート機能につきましては、はたちを祝う集いなど、各種イベントに関するアンケートのほか、子供に関する相談や熊の目撃情報の報告など、様々な用途で活用してございます。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 現状活用しているということなのですが、先ほど話題に申しました市民の声を聞くということにも大いに使えると思うので、引き続き活用していただければとお願い申し上げます。現在本市が行っている移住関連の施策をお伺いします。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 現在当市が行っている移住関連施策についてでありますけれども、まず住まいに係る取組として、圏域2市4町で運営している空き家バンク制度、また仕事に係る取組として、県外から移住し医療福祉職に就業等した方に対する支援金制度、また東京23区から移住し、中小企業等に就業または起業した方に対する支援制度があります。このほかに、自治体単独あるいは圏域であっても規模が小さくなってしまいますので、どうしてもPR効果が薄いということで、青森県と県内自治体合同の全県で実施している首都圏における移住希望者向けの相談会、こちらのほうに参加するなど、移住に向けたPRに努めているところです。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 いろいろ行っているということなんですけれども、今回は全く新しい別の移住施策を提案したいわけではなくて、当市にいろんな施策を行った中で、一度でも興味を持ってくれた方に対して、当市のことを忘れてもらわないように、興味を持続してもらえるように、メルマガだとかラインアカウントを活用して、こちらから情報を定期的に届けられる仕組みを準備できないかなという御相談です。特に当市は、今話していただきましたように、ラインアカウントの運用は得意だと思います。移住検討者向けのラインアカウントを検討していただきたいです。できた暁には、商業施設や観光施設に、そこに流入してもらうためのQRコードをどんどん貼るだとかして、当市に移住で興味を持ってもらった方、観光で興味を持ってくれた方に対して、こちらからどんどん情報を送っていける体制を整えたらどうかと提案させていただきます。

○木村清一議長 財政部長。

○鎌田 寿財政部長 定期的な情報伝達の仕組みについてお答えいたします。

市では、移住希望者向けの情報発信策として、ラインアカウントを用いてセグメント配信というものを行っております。このセグメント配信というのは、利用者が当市のアカウントを友達登録する際に、配信を希望する分野を設定して、その設定に沿った情報をこちらからプッシュ型で発信する機能になっております。希望する分野として、移住、定住という項目を設けておりますので、その機能を活用し、当市に対する移住等、興味を持った方に対して情報発信を行っているところです。また、この周知方法についても、先ほど申し上げました、首都圏で実施している移住向けの相談会で、移住者向けの支援策、あるいは子育て支援策と、情報を取りまとめたチラシを配布しておりますので、そのチラシの中にラインアカウントの登録QRコードを掲載しており、それで周知を図っております。引き続き広く周知を図っていくほか、議員御提言の今後もさらに効果的な方法というものも検討してまいりたいと思います。

○木村清一議長 1番、花田勝暁議員。

○1番 花田勝暁議員 大本の五所川原市のLINE公式アカウントの移住関連のことをチェックした人には情報が行っているということなんですけれども、やっぱり五所川原市のLINE公式アカウントを五所川原市に住んでいない人が登録するハードルというのはちょっと高いし、すごい情報がいっぱい来るんじゃないかなと思っちゃうかもしれないので、私としては移住希望者向けのラインアカウントは別であったほうが広がりがあるのではないかと考えます。そして、ラインアカウントの活用も、最初に言及したデジタル田園都市国家構想交付金を受けることができる内容ではないのかなとも思います。ぜひ引き続き検討してください。

以上をもって私の一般質問を終わらせていただきます。

御答弁どうもありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって花田勝暁議員の質問を終了いたします。

次に、7番、金谷勝議員の質問を許可いたします。7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 おはようございます。市民の声を聴く孝志会の金谷勝でございます。私質問に入る前に、先日感動したことがあり、一言申し上げさせていただきます。

尊富士関が、大相撲九州場所千秋楽、3月の春場所で、新入幕優勝の幕内尊富士関が玉鷲を突き落としで破り、2桁の10勝目を上げました。その春場所以来、幕内で15日間を戦い抜いた取組後は、「疲れしました。福岡に乗り込んできたときは、温かくて、気温の変化と疲労で少し体調を崩すときもあったけど、千秋楽まで出られたのがよかった。2桁勝利、そんなので満足したくない。部屋に横綱がいる限り、そこが目標なので、10勝したからといって勝ち越しとそんなに変わらない」と取材に対してコメントしておりましたが、復活して10勝2桁勝利は、御家族をはじめ、我々五所川原市民に大いに元気と勇気とやる気をいただいたかと思えます。

九州場所が始まる頃には、ここ五所川原は秋も深まり、冬支度の準備の最中であり、これから厳しい寒さが深まる中、つい先日まで朱色の木の葉をまとった木々にもちらほらと白い雪が降り始めました。私の住む七和地区からも、麓まで白い雪をいただいた岩木山が見えておりますが、私が小さい頃の狼野長根公園からも岩木山を見ることができ、懐かしく思うところであります。

私が小学校の頃は、狼野長根公園にはスキー場もあり、遊び場としては四季を通じいろいろな顔を持った公園であったと感じておりました。地域のことや市のこれからのことを考えながら、日々の仕事に追われる中で、ふと私の地元から移設した楠美家住宅のことが気になり、五所川原市の東の玄関口でもある狼野長根公園一帯の今後について質

問させていただきます。

それでは、通告に従い質問に入らせていただきます。まず、質問の1点目として、楠美家住宅の現状についてお聞きいたします。この楠美家住宅は、調べましたら平成18年、2006年に現在地に移築、保存されたとあり、また管理している七和地域住民協議会においても、9月議会で藤森議員が質問したとき、今年度をもって五所川原市指定文化財楠美家住宅の指定管理を終了することとなったと聞き、私は非常にびっくりしました。そこで、現在楠美家はどのような管理になっているかお聞きいたします。

続きまして、質問の2点目は、狼野長根公園の現状についてであります。先ほども申し上げましたが、五所川原市の玄関口である狼野長根公園は、津軽道が開通した今では交通量が以前に比べ減ってはいるものの、自然を感じられるところは市内の公園でもここしかないのではないのでしょうか。そこで、狼野長根公園の現状をお知らせください。

以上の2つの質問について、私からの1回目の質問といたします。理事者側の誠意ある御回答をお願いいたします。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 楠美家住宅の現状についてお答えいたします。

楠美家住宅につきましては、議員御指摘のとおり、現在は指定管理者制度により管理運営を行っておりますが、来年度更新しない予定としており、令和7年度以降につきましては、直営による外観のみの公開に切り替える予定となっております。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 狼野長根公園の現状についてお答えいたします。

狼野長根公園は、公園内の草刈り、ごみ拾い、トイレ清掃及び雪囲いの設置や撤去業務を外部団体に委託しながら、公園利用者の皆さんが安全、安心に御利用いただけるよう、環境整備に努めているところであります。

公園内には、楠美家住宅のほか、園内中央にはアスレチック遊具や大きめの東屋、東側には市内を一望できる展望所などを有し、面積が32.8ヘクタールの自然豊かな公園であります。また、市内、市外からの保育園や小中学校、遠足地としても多くの方々に利用いただいているところであります。

以上です。

○木村清一議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問に入らせていただきます。

まずは、楠美家住宅についての質問でございます。今お答えいただきました教育部長からの答弁では、外観のみ見せるとのことでしたが、せっかくあの場所にお金をいっぱいかけて移転までした住宅の中を見せないのは、とても重要な建物としての観光資源としての役割を果たしていないということは残念に思えてなりません。今後この楠美家住宅を活用したイベント等を開催するなど、どのように活用していくのか、お考えをお聞きいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 楠美家住宅のこれからの活用についてお答えいたします。

現状楠美家住宅外観のみの利用になりますけれども、駐車場及びトイレについては一般開放することとしており、建物内の電気と水道につきましては使用可能な状態としております。そのため、借用の希望があれば、随時の貸出しも検討しておりますので、地域のイベント等に活用していただければと現状考えております。

○木村清一議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 ありがとうございます。これ貸出しとかは有料になるものですか。それとも無料で貸出しするとかになるんでしょうか、お聞きいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 施設内の貸出しに関しましては、現状ですと行政財産の目的外使用ということで、一応使用料の徴収というのを考えておりますけれども、それに対しての減免という措置も考えられますので、その辺に関しては検討させていただきたいと考えております。

○木村清一議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 ありがとうございます。ちょっと光が見えてきたなというのが私の今率直な思いでございます。

それでは、狼野長根公園について再質問させていただきます。狼野長根公園には、私もたまに楠美家を見ながら公園も散歩させていただいておりますが、公園内の草刈りがまだいに行われていまして、これだばもっと人を呼ぶことができるんじゃないかなと常日頃思いました。狼野長根公園について、今後に向けた取組があればお答えお願いいたします。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 狼野長根公園の今後についてお答えいたします。

今年度は、新しい試みとして、楠美家住宅と狼野長根公園の一体的な活用について、管理運営に意欲のある事業者や団体を募り、広く意見や提案を求めるサウンディング型

市場調査を9月末から11月末まで、約2か月間かけて実施したところです。

残念ながら申込者はない結果となりましたが、今後におきましてもこれまでどおり適正に維持管理しながら、安全、安心に御利用いただけるよう努めてまいります。

○木村清一議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございました。私この公園に関する質問を考え、都市交通課の職員と少しお話しさせていただいたところ、サウンディング型市場調査を行いましたと聞いて、うん、どんなことと、初めて耳にしまして調べました。市有地の活用方法について、民間事業者はどう考えているのかを探りを入れる、協力を打診すると書いてあるものを見つけ、これ民間からの声を待つのではなく、市から取組を考えているとか、こういうものはどうかなど、提案したのに対し答えをいただく取組はできないのかと思い、これは私からの提案ですが、あのきれいに、までいに整備された公園に、オートキャンプ場や、今ペットブームでございます、ドッグランなどを整備するなど、集客に向けた取組ができないかお聞きいたします。

○木村清一議長 建設部長。

○赤城 一建設部長 狼野長根公園にオートキャンプ場やドッグランなど、施設を整備することは、集客に向けた一つのアイデアであると考えております。しかし、ハード整備やその後の維持管理に係る費用など、相応の経費が生じることが想定され、現時点では難しいと考えております。今後におきましても、どのような取組を行えば魅力ある狼野長根公園になるのか、検討してまいります。

○木村清一議長 7番、金谷勝議員。

○7番 金谷 勝議員 御答弁ありがとうございました。ちょっと私としては、今の段階で納得できないものもあります。というのも、ただ予算がないからできない、お金がかかるからできないのじゃなくて、そういうのをどんどんやっていくと、市民の心も皆さんが奪うんじゃないかと私は危惧しております。今回の質問に当たり、いろいろ調べていただいたことに、この場をお借りしてお礼申し上げます。私地元の公園として、幼少の頃からなれ親しんだ場所であり、できればにぎわいのある公園として集客できればと思ひ質問させていただきました。引き続き市民の安心、安全、そして農業者に対する支援をお願いいたし、私の一般質問を終わらせていただきます。

丁寧な御答弁ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって金谷勝議員の質問を終了いたします。

それじゃ、13番、外崎英継議員の質問を許可いたします。13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 おはようございます。自民公明クラブの外崎英継でございます。

今年も残すところ1か月を切りました。この津軽にもいよいよ白いものが舞い降り始め、冬の寒さを感じ始めているこの頃です。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。質問の1つ目ですが、尊富士関への化粧まわし贈呈と市民栄誉賞表彰事業の経費についてであります。我が郷土五所川原が誇る力士、尊富士関の快挙、まだ記憶に新しいところであり、昨年9月の大相撲秋場所での十両優勝を皮切りに、今年3月の大相撲春場所では、終盤に右足首にけがを負いながらも、新入幕初優勝という快挙をなし遂げられました。そして、その新入幕優勝は、実に110年ぶりだという、まさに我が五所川原にとっての誇りであり、夢と感動を与えていただいた尊富士関にとっては、市民栄誉賞はふさわしい賞であると思ひますし、尊富士関の功績に心より敬意を表するものであります。

当市では、このような栄誉をたたえ、化粧まわしの贈呈をはじめ、優勝祝賀パレードといったイベントを実施いたしました。市民の方からは、市として尊富士関にどのようなことをしてやったのか詳細に知りたいという要望もあり、また確認の意味を込めて今回質問させていただきます。

要旨の1点目ですが、令和5年12月、第6回定例会において、一般会計補正予算（第7号）、保健体育補助金300万円を計上しております。尊富士関への化粧まわしの贈呈だと伺っておりますが、その内容についてお知らせください。

2点目ですが、新入幕初優勝という110年ぶりの快挙を祝し、優勝祝賀パレードを含む市民栄誉賞表彰事業を実施いたしました。この経費として、令和6年4月、第4回定例会において、一般会計補正予算で市民栄誉賞表彰事業480万9,000円を予算化しました。この実績と内容をお知らせください。

続いての質問は、減反政策廃止に伴う当市の現状と生産者の認識についてお伺いいたします。今年、令和6年の生産者米価については、皆さん御承知のとおり、かつてない高い価格となりました。地元JAの仮渡金は、60キロ当たり1万7,000円で、JAの場合追加払いもありますけれども、反当によりますと最終的に2万円を超えるものと想定されます。一方、集荷業者の庭先買入れ価格に当たっては、玄米60キロ当たり2万4,000円前後、業者によっては2万6,000円もあったようです。通年の約倍の価格となっております。高騰の要因は、米不足によるものですが、インバウンドの増加により、需給バランスが崩れたなど定かではありませんが、様々な要因が報道されています。

農家にとっては、生産者米価の高値は、近年農機具や肥料、農薬などの生産資材の高騰している中では一息つける、歓迎することです。しかし、店頭を見ますと、これまで白米10キロ当たり3,000円のもの約倍の6,000円に跳ね上がっており、米の消費

者離れが危惧されます。

このような今年の生産者米価の高騰によって見えてきたのが、生産者が米価維持のために任意で取り組んでいる減反政策の名残とも言うべき加工米や新規需要米、いわゆる飼料用米や輸出用米、WCS、ホールクロップサイレージ、稲発酵粗飼料、稲をもみ、わらごと刈り取ってラップでくるみ発酵させた飼料です、そのほか麦や大豆への取組であります。

今年の任意で取り組む減反の目標数値は、耕作面積の約半分の50%です。減反に取り組む生産者と自己責任において100%主食米として出荷する生産者、または減反に取り組んでいるが任意の面積、いわゆる10%、20%の減反にとどめ、あとは主食用米として出荷する生産者と販売金額に大きな差が生じる結果となりました。要は農家の直接的な手取り、収益に大きな差が生じました。

単純比較しますと、減反に取り組んでいる生産者が10ヘクタールの米を作付し、50%の減反取組を加工米で実施したとします。反収を10俵とすると、10ヘクタールで1,000俵になります。500俵は主食用米で、500俵は加工米で販売することになります。主食用米の販売価格を仮に先ほどの業者単価2万4,000円とすると、主食用500俵ですので、1,200万円になります。そのほか加工米に500俵ですが、今年の加工米の販売単価は9,500円です、1俵当たり。加工米の場合、国からの水田利活用の補助金、1反歩2万円が交付されます。これを1俵に換算しますと2,000円となり、加工米は1俵当たり1万1,500円という単価になります。これを500俵ですので、売上額は575万円、トータルでの減反取組者の販売額は1,775万円となります。

一方、減反なしの100%主食用米の生産者は、単純に2万4,000円掛ける1,000俵で2,400万円となり、減反に取り組んでいる方と取り組んでいない方の差が625万円と大きな差となります。単純計算で、今年の単価を例にしたもので、平年に当てはまるとは言えませんが、もう既に来年の米価の話も出ており、今年ほどは米価は上がらないにしても、程々の単価で推移する旨であります。

質問要旨の1つ目は、政府が生産過剰となった米の生産を抑制するため、1971年から本格的に実施してきた減反政策は、2018年、今から6年前に50年の歴史をもって廃止されました。大転換となったわけですが、改めて政府による2018年の減反政策廃止の内容についてお知らせください。

次に、要旨の2点目、管内の転作の実情についてです。政府による減反政策は廃止となりましたが、消費に応じた生産を行い、米の価格安定のため当市においても農業再生協議会が主体となり一部の生産者は主食用米の生産調整のため転作または新規需要米に

取り組んでおります。

要旨の2点目ですけれども、管内において総稲作生産者の戸数のうち、政府による減反政策廃止後も農業再生協議会を通して生産調整に取り組んでいる戸数及び転作の達成率を転作組合と個人の別でお知らせください。

要旨の3点目ですが、廃止された制度への生産者の認識について、これは再質問で質問させていただきます。

質問事項の3つ目は、農業委員会による農地賃貸借制度の改正についてであります。先月20日、人・農地プランに位置づけられた農業者を対象とした座談会が中央公民館で開催され、私も参加させていただきました。賃貸借制度の改正について、市からお知らせの中で説明があったわけです。内容は、本市において、これまで農用地利用集積計画に基づき農業者間によって取り交わされてきた賃貸借制度の利用権の設定が来年、令和7年3月の総会で審議される案件を最後になくなり、農地中間管理機構での賃貸に移行されるというものであります。

要旨の1点目は、この制度の改正の理由と内容についてお知らせ願います。

要旨の2点目は、これに関わり、現行制度利用者に対する通知はどのようにするのかお伺いいたします。

理事者側の誠意ある答弁をお願いし、1回目の質問を終わります。

よろしく申し上げます。

○木村清一議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 尊富士関への化粧まわし贈呈の内容についてお答えいたします。

本市出身尊富士関が新十両へ昇進したことを受け、五所川原市スポーツ協会より化粧まわしと締め込みを寄贈したいので、費用の一部を助成してほしいとの要望がありました。

本市としましても、五所川原市特有の絵柄をあしらった化粧まわし等であれば、市のPRにもなると判断し、去る令和5年第6回定例会において補正予算を計上し、議決いただいたものでございます。

内訳は、化粧まわし200万円、締め込み150万円の合計350万円となっており、市が300万円、五所川原市スポーツ協会が残りの50万円を負担したものとなっております。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 尊富士関の市民栄誉賞表彰事業の経費の内訳についてお答えいたします。

市民栄誉賞表彰事業に要した総費用は474万6,565円であり、このうち市民栄誉賞の授与に要した経費が副賞代10万円のほか、賞状や花束などの経費を合わせ12万3,100円であります。

このほか凱旋パレードに要した経費についてですが、立佞武多運行用発電機の取付け、取り外し等に17万5,890円、立佞武多の館展示室ブリッジの開閉に27万5,000円、忠孝太鼓の監視業務に3万4,375円、凱旋パレードの運営委託料に413万8,200円、これらを合わせて凱旋パレードに要した経費は462万3,465円となっております。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 2018年減反政策廃止の内容についてお答えいたします。

国では、主食用米の年間消費量が減少していく中において、消費者ニーズに対応した米生産が行われるとともに、需要のある麦、大豆、飼料用米等の戦略作物や野菜、果樹等の高収益作物等への作付転換による水田フル活用を推進するため、2018年産から行政による生産数量目標の配分を廃止し、産地、生産者が中心となって需要に応じた生産、販売を行う米政策へと見直しを行っております。

これにより、生産数量目標に準じた減反に取り組んだ場合のみ受給できるといった減反政策時の交付金の受給要件がなくなり、各生産者が自身の経営判断で主食用米と交付金対象作物の作付面積を決定できる仕組みに変更となっております。

次に、市内の稲作生産者の戸数と減反政策廃止後も減反に取り組んでいる戸数及び転作の達成率についてお答えいたします。市または五所川原市農業再生協議会として所在を把握し、営農計画書の提出を依頼している稲作生産者は2,463戸となります。そのうち減反政策廃止後も減反に取り組んでいる戸数は1,693戸であり、これらの取組者における転作達成率は104.6%となっております。

なお、市内3地区における転作組合及び個人転作者による達成状況としましては、五所川原地区では転作組合が103.5%、個人転作者が83.5%、金木地区では転作組合が116.8%、個人転作者が102.8%、市浦地区は転作組合がございませんので、個人転作者で130.1%となっております。

また、金木地区の転作組合においては、目標を大きく上回る転作が実施されており、その中でも目標を達成した転作組合による平均達成率は1組合当たり130.8%と、市内で一番高い水準となっております。

○木村清一議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 農地貸借制度の制度改正の理由と内容についてお答えいたします。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、同法による農地の貸借である利用権設定等促進事業が廃止され、農地中間管理機構を経由した貸借に一本化されました。

しかし、現在は経過措置として、農地のある市町村においては地域計画が策定されるまで、または令和6年度末までは利用権設定を利用した貸借が可能となっております。

法改正の背景としては、高齢化、人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念があることから、地域の農業者や住民等により協議され、10年後に誰がどの農地を利用するかを一筆ごとに定めた地域計画に基づいて、農地の集約化等の機能を持つ農地中間管理事業により貸借を進めていくためとなっております。

続きまして、現行制度利用者に対する周知についてお答えいたします。農業者や農地所有者に対して、農業委員会だよりへの掲載や利用権設定の更新通知の際にお知らせ、また昨年と今年の地域農業の将来を考える集落座談会において説明するなど、周知を図っております。また、今後は市の広報1月号への掲載と市のホームページにおいても情報発信してまいります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。それでは、一問一答により再質問に移らせていただきます。

まず初めに、尊富士関への化粧まわしの贈呈でありますけれども、先ほどの答弁では、締め込みが150万円、化粧まわし代が200万円、合わせて350万円と。そのうち市からは300万円でスポーツ協会からは50万円というふうな持ち出しということでありました。私締め込みとか化粧まわし、角界の単価とかそういうの分からないのですけれども、この化粧まわしの単価とかそういうの妥当なものか、何を根拠にしたものか、それについてお知らせ願います。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 化粧まわし等の金額の妥当性についてお答えいたします。

化粧まわし等の金額については、既に県内において化粧まわしを贈呈したことがある市町に確認いたしまして、妥当な金額であると判断しております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。化粧まわしの図柄は、たしか立佞武多でしたよね。これ締め込みも送られたということで、締め込みの色は何色でしょうか。お願いします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 締め込みの色ですけれども、これ尊富士関の希望がございまして、紫色の締め込みを贈呈しております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 紫ということで、かなり高貴な色というふうになりますか。このほかに、夏用の羽織、袴の贈呈をされたというふうに聞いていますけれども、羽織、袴の話はありませんでしたでしょうか、お伺いいたします。

○木村清一議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 夏用の羽織、袴の贈呈に関しましては、スポーツ協会から要望はなく、尊富士関五所川原市後援会、そこで贈呈したと伺っております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。

続きまして、市民栄誉賞表彰事業の経費についてであります。事業経費に474万6,000円かかったというふうにありました。パレード当日は、たしか尊富士関、オープンカーでパレードしたと思います。ベンツだったような気がしますけれども、このオープンカーのレンタル料金や運転手の経費等は市で払っていないのでしょうか、お伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 凱旋パレードで尊富士関が乗車したオープンカーにつきましては、尊富士関五所川原市後援会側で用意しておりまして、市ではこの経費について支出しておりません。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。たしか当日オープンカーの助手席に市長乗られていまして、かなり御満悦な様子であったところで、これ市の経費から出たのかなと思っていましたけれども、後援会のほうで払っていたということです。経費の大半がFMごしょがわらの業務委託料というふうになっておりますけれども、これどんな理由からFMごしょがわらに委託をしたのか、そこお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 それでは、凱旋パレード実施に係る委託業務についてお答えいたします。

こちらは、株式会社五所川原FMと随意契約をしております。これは、五所川原FMがこれまでも市内のイベントを企画立案し、インターネットによる動画配信を手がけるなど、ノウハウや実績を持っていたほか、パレードの実施には安全の担保が何よりも重

要なことから、開催までいとまがない中で、地域の交通事情を熟知し、安全の担保を行うことができるというこれらの状況を満たすことができる五所川原FMとの契約をすることが最適と考え、契約に至ったものであります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 FMごしょがわらへの委託料のうち、パレードの警備等に315万3,000円でしたか、かかったというふうに聞き及んでおります。この警備等の内容についてお知らせ願えますか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 それでは、五所川原FMに委託した凱旋パレードに係る委託料のうち、315万3,700円が警備費等に係るものとなっております。このうち警備に係る費用が291万5,000円、残りの道路等に設置する交通規制の告知看板、その他費用が21万7,000円となっております。

なお、警備の内容についてでございますが、青森県警と事前に警備に係る計画を協議し、当日は警察官の配備の協力も得て実施しているところです。金木地区の凱旋パレードでは、交通規制に10名、オープンカー周辺に4名、各場所での雑踏警備に8名と、合計22名体制で警備を行っております。

次に、五所川原地区の凱旋パレードについてですが、交通規制に13名、オープンカー周辺に5名、各場所での雑踏警備に18名と、合計36名体制で警備を行っており、金木地区と五所川原地区を合わせますと延べ58名で警備を行っております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 この警備費の291万5,000円のうち警備員に対する根拠というんですか、お金というんですか、そこについてちょっとお知らせ願います。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 警備費291万5,000円のうち、人件費に係る部分につきましては153万1,200円となっております。当日の警備体制の人数で割り返しますと、警備1人当たり2万6,400円というふうになってございます。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 1人当たりで割り返しますということでありましてけれども、この警備費153万円については、1人当たりの単価とかそういうのは見積りには計上はなっていないのでしょうか、お伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 こちらは、1人当たりという形では取っておらず、一式という形

で取っております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 警察との警備計画の中で、先ほど人数的に金木が22人、五所川原が36人ということで、あらかじめその配置人員とか決まっていたようではありますが、それにもかかわらず見積りの中では具体的な単価が示されていなかったということでもあります。今聞き及んだ金額では、1人当たりの警備費が、割り返しますと2万6,400円ということでありました。私ちょっと高いなというふうに感じました。ちなみに、国の示す公共工事設計労務単価によりますと、青森県における交通誘導警備員の1日当たりの賃金単価が1万5,600円ということでもあります。パレードは午後のみでしたし、半日の単純な計算しますと、その労務単価の3倍以上になるというふうになります。また、延べ人数58人で割り返していましたので、金木からの22人のうち何人かは五所川原で来て警備に当たったと思います。聞き取りのときもそういうふうな話ししていましたので。内数では、その22人のうち何人かはまた2時間程度の警備で終わっている人もいるということで、それを考慮してでもかなり高額、要は高過ぎる額がかかっているのかなというふうに思います。これについてはいかがでしょうか。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 今議員おっしゃった金額というのは、実際警備の方に渡る金額というふうに理解してございます。こちらには、ほかにも事業主が負担する法定福利費等、費用もかかっております。また、当日5月1日というのが、ゴールデンウィーク中の祭り期間、県内各地、ほかの地区でも祭りが行われておりまして、警備員の人員確保が非常に難しい状況にあったことから、割高になったというふうに認識してございます。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 この警備について、最初から委託ありきで進んでいたのか、この表彰事業の経費支出を見ますと、市で手配しているものもあります。これ市での警備について、この警備会社と直接折衝する、そういう計画はなかったのかについてお伺いいたします。

○木村清一議長 総務部長。

○長谷川 哲総務部長 こちらにつきましては、今委託した会社のほうが、これまで当市で開催されるイベント運営等にも携わっておりまして、警察等の関係機関や警備会社との調整など、ノウハウを持ち合わせているということもありますし、パレードのイベント内容、警備と一体になって企画立案されたほうがより効果的であると私どもは判断したところでございます。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 分かりました。委託で全てを任せているからいいではなくて、見積りについてはしっかり検証されているのか若干疑問を持ちます。市の予算の使い方は、少ない予算で最大効果を得るのが最大の最優先課題だというふうに私認識しておりますので、財政の厳しい当市にあっては、なおさらということが言えるかと思えます。

何はともあれ、尊富士関、今場所10勝5敗という白星を2桁台に乗せました。今後の活躍に期待するものでありますし、市としても十分な支援をしていただきたいと思います。予算執行については、疑問、疑念を抱かれないようしっかり検証するとともに、透明性のあるものにしていただきたいと思いますというふうに思います。これは、今回の表彰事業のみならず、全てに言えることではないかと思えます。

次に、減反政策廃止に伴う当市の現状と生産者の認識についてであります。政府による減反政策は、6年前に廃止となり、個々の生産者が自ら経営判断、責任において主食用米と補助金の交付対象作物の作付を決定できる仕組みへと大転換されたわけですが、市としては減反政策廃止の中でどのような立ち位置にあるかお伺いいたします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 市がどのような立ち位置にあるのかということですが、当市では水田農業が主要産業であるため、国が見直した米政策の方針や現行の経営所得安定対策等の各支援制度の活用を推進していくこととなります。また、同時に主食用米の需給バランスの崩れによる急激な価格変動のリスクを抑えることを目的として、主食用米等の需給見通しに基づいた生産数量目標値等を示すなど、各生産者が米価や経営の安定に向けて需要に応じた米の生産に取り組むための周知活動や関係機関との連携、情報共有に努めていく役割を担っております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。今減反政策が廃止されても国が見直した各種支援制度の活用を推進していくと。また、生産者の米価や経営の安定に向け、需要に応じた米の生産に取り組むため、各関係機関との連携に努めていくとありますけれども、各関係機関の中に五所川原市農業再生協議会がありますが、この役割についてお知らせ願います。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 五所川原市農業再生協議会の役割と位置づけについてお答えします。

まず、五所川原市農業再生協議会の位置づけについてですが、当協議会は五所川原市

全域を区域として、経営所得安定対策の推進及びこれを円滑にするための行政と農業者団体等との連携体制の構築、戦略作物の生産振興や米の需給調整の推進、地域農業の振興を主目的としており、そのほか農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成確保等に資することを目的として設置しているものであります。

役割といたしましては、当市における作付作物推進方針となる水田収益力強化ビジョンを毎年度作成して周知を行うこと、また作物ごとの作付、需要動向把握のほか、経営所得安定対策等交付金の交付申請事務を担うものとなっております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 我々再生協と呼んでいる五所川原市農業再生協議会ですが、今部長から詳しく答弁ありました。かみ砕きますと、国からの様々な施策や対策の窓口となっているのが再生協議会と。手挙げ方式で実施する米の需給調整に関わる戦略作物、麦、大豆、ソバなどを作付した場合や加工米、飼料用米などの新規需要米に対する交付金となる経営所得安定対策の事務の窓口となっております。国では、国の指導による減反政策を廃止しました。それでも米の需給のバランスを図るため、各県の農業再生協議会は国の指針を基に、各市町村の実情を踏まえ米の生産目標数量となる目安を設定し、各市町村農業再生協議会に配分されています。あくまで生産目標数量での配分となっており、再生協議会でこれを市の作付面積で割り返して、生産調整面積として個々の生産者または転作組合に約50%の目標面積としています。先ほどの説明では、当市の営農計画書の提出を依頼している生産者2,463戸のうち7割近くの1,693戸が転作に取り組んでいると。転作の達成率は104.6%となっております。金木地区転作組合の平均達成率が130.8%と高い数値となっておりますが、その理由をお知らせ願えますか。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 金木地区では、大豆の生産を大規模に行っている集落営農組織や転作作物の生産管理作業を受託する法人等が複数あり、集落単位で一体的に取り組む機運や体制が整っていることが平均達成率の高い理由の一つではないかと推察しております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。一方、五所川原地区の個人の転作者の達成率が83.5%と、かなり低くなっていますが、この考えられる理由をお知らせください。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 五所川原地区における個人転作者の転作作物は、麦や大豆といった畑作物もありますが、耕作する水田の状態や経営コスト等の理由から、加工用米や輸出

用米、備蓄米といった水稲によるものが多い状況にあります。

これらについては、主食用米と同一品種で、本年産のように米の取引価格が高い状況では、転作作物としてではなく、主食用米として出荷するといった流動的な対応を可能とする構造を有しており、実際に主食用米として出荷する割合が多い個人転作者がいたことにより、達成率が83.5%となったのではないかと考えております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 まさに今個人転作者はそういう実情を知っていて、加工米よりも主食用米のほうがはるかに高いからそっちに移行したというふうなことであります。その五所川原地区の転作の受付を庁舎窓口で対応しておりますけれども、受付時に転作の割当てより少なくてもいいよとか、転作面積の決定は個人の任意である旨の対応をしているのか、それとも転作目標50%だよということで、50%をお願いしているのかお知らせください。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 窓口の対応であります。五所川原市農業再生協議会では米の需要に応じた生産に取り組んでいただくため、主食用米の生産数量及び作付面積の目安となる目標値を設定し、市内における各地区の転作組合や個人の生産者に対して情報提供を行うとともに、水田農業全体としての所得向上と農業経営の安定化を図ることを目的とした経営所得安定対策の制度説明を実施して受付対応しております。

その中において、経営所得安定対策における各交付金の需給には、目標の達成が要件ではない旨と目標値より過剰となる主食用米の生産は米価の下落を引き起こすリスクがある旨を説明し、営農計画はこれらの情報に基づいて生産者自身の判断で作成していただくことを伝えております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。個人の方が転作未達の場合、市、県、国の補助事業等申請時に何か不利なことあるのかお伺いいたします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 現状では、個人が目標未達成の場合において、市、県、国の補助事業等を利用する際に不利となるということはございません。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 転作組合が転作未達の場合、同様に市、県、国の補助事業申請等に不利になることはありますでしょうか。

○木村清一議長 経済部長。

- 川浪 治経済部長 転作組合においても、目標未達成により補助事業等の利用に際して不利となることはございません。
- 木村清一議長 13番、外崎英継議員。
- 13番 外崎英継議員 再確認になるかと思えますけれども、転作の未達または協力者でない生産者が市独自で実施する補助事業など利用できない事業はありますか。
- 木村清一議長 経済部長。
- 川浪 治経済部長 市が実施する補助事業等について、目標未達成及び転作非協力により利用を制限している補助事業は現在ございません。
- 木村清一議長 13番、外崎英継議員。
- 13番 外崎英継議員 転作未達または協力者でない生産者の米価を補填するナラシ対策や収入を保障する収入保険の加入に制限はあるでしょうか、お願いします。
- 木村清一議長 経済部長。
- 川浪 治経済部長 まず、ナラシ対策については、認定農業者、一定要件を満たした集落営農及び認定新規就農者であること、収入保険については、青色申告を行っている農業者であることが加入要件となっております。転作目標未達成または非協力者であっても、当該制度の加入要件を満たしていれば加入、利用が可能となっております。
- 木村清一議長 13番、外崎英継議員。
- 13番 外崎英継議員 ありがとうございます。まさに転作実施者と転作未実施者並びに転作未達者並びに転作に取り組んでいない方、生産者に対して、国、県、市は差別をつけられないことになっています。なぜなら、国での減反政策を廃止し、つくる自由、売る自由に転換し、責任は個々の生産者に任せたからであります。私が感じているのは、転作の協力者がしっかり現行制度を理解し、自己の責任の下に転作を実施しているのかということであります。自己の責任の下、冒頭申しました主食用米より1俵1万円前後価格の安い新規需要米である加工米や輸出用米の作付、出荷を選択しているのかということあります。質問ですけれども、減反政策廃止に伴う農家生産者が現行の制度に対する認識を個人転作者、転作組合の観点からどのように捉えているかお伺いいたします。
- 木村清一議長 経済部長。
- 川浪 治経済部長 減反政策廃止に伴う農家の制度に対する認識についてお答えします。

市といたしましては、米政策の方針や制度が変更となるタイミング、また毎年の営農計画書作成、受付前において、個人転作者、転作組合にかかわらず、生産者を対象にした制度説明会を開催しており、その後も営農計画書の受付時に作付意向等を生産者に認

識しているため、大方の生産者から理解が得られているという認識の下に、現行制度の推進を図ってきているところでもあります。

しかしながら、国が約半世紀にわたって進めてきた減反という米政策に協力してきた転作組合においては、生産調整の意義を当然とする生産者が集まった集団であること、また減反政策の廃止後も生産数量の目安となる目標値が示されていること等の理由により、生産数量の目標達成が義務であるという意識が現在も根強く残っているのではないかと考えております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。今部長の答弁にもあったとおり、最後には減反政策廃止後も生産数量の目安となる目標値が示されているとありましたけれども、目安という言葉、非常に優しい表現でいいとは思いますが、これ営農計画書にはそういう目安というのはいさか一切出てこないというふうに私認識していました。営農台帳には、主食用米の目標面積、生産調整目標面積、水稻作付面積、主食用水稻確定面積、主食用水稻確定数量など、各項目にはしっかりと個々の平米、キログラム数びつちりと数字が入っています。生産者は、個々への割当てだというふうにこれ認識しています。この件があって、転作組合の生産者や協力者の生産者もしくは転作組合の役員の方々にも私話聞きました。

先ほど部長からもあったとおり、生産目標数量の目標達成が義務であるという意識が現在もやっぱり根強く残っているんです。そして、転作をクリアしないと、国や県、市の事業を利用できないというふうに、またペナルティーがあるなど、大半の転作の実施者がそう思っているようでもあります。先ほどの金木の転作組合、集落営農組織ですか、経営所得安定対策を利用して大豆など大規模に集落単位で取り組んでいる、まさに長期的な展望の下、制度を理解して取り組んでいると思います。問題は、水稻のみの作付で、半分は主食用米で、残りの半分を価格の安い新規需要米である加工用米や輸出用米での協力をしている方です。今年は、特別な価格が出ましたが、過去においてもほとんどがこの新規需要米より主食用米のほうが少し高い単価で推移しています。

先ほど五所川原の個人転作の割合が83.5%というふうな報告ありましたが、個人転作者の中にはやはり先ほども申したとおり、現行制度を理解していて有利な主食用米に取り組んでいる結果だというふうに私認識しております。

一方、転作組合は、組織や構成員自体、過去からの義務であるという、そういう意識が現在も根強く残っていて、不満な中にも達成しなければという強い思いがあるため、達成率100%以上の数値となっていることが推測されます。

農家の方の経営は、決して楽なものではありません。この制度に対する認識は、生産者の収益に直接直結することであり、市の農業生産額にも大きく影響します。今年の五所川原市における輸出用米、加工用米合わせて新規需要米の作付面積は387ヘクタールというふうに伺っていました。これを1反歩10俵換算でいきますと3万8,700俵、主食用米との販売の価格差は4億8,000万円に上るわけです。

新規需要米から大きく主食用米の生産に移行すれば、米の需給に大きく影響し、価格の下落を招きかねないという考えもあるかもしれません。しかし、現行制度をよく理解している生産者とそうでない生産者の間に収益に大きな差が生じるのであれば、私はそれ以前の問題ではないかというふうに思います。現行制度に対する生産者の認識を深めるため、農家や転作組合に対する説明会、勉強会、チラシ配布など、これまで行ったかお伺いいたします。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 制度の周知のため市が行った取組についてお答えいたします。

先ほど申し上げた内容と重複する部分もございますが、市では2018年産から行政による生産数量目標等の配分が廃止となること、また経営所得安定対策に係る制度等について、2017年の2月上旬に市内生産者を対象とした説明会を開催しており、詳細な資料も配付するなど、情報提供を行っております。また、転作組合に対しましては、組合長を対象とした代表者会議の開催や各転作組合から総会への出席及び制度説明の要請があった際などに出向くなど、できる限りの機会を活用して周知を図っております。その後の対応につきましても、毎年開催している営農計画書の受付や制度に関する説明会を通して、生産者の認識が深まるよう随時説明に努めております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。他県で私今回この件があってちょっとネットを調べてみました。他県でもやっぱりこれネットにアップしている自治体もありまして、栃木県の真岡市、「まおかし」と書いてこれ「もおかし」と読むんです。今年の10月に更新アップされていまして、この中身を見ますと、「米農家のみなさまへ」とあって、これ10月の件です、今の10月、「減反政策の廃止とこれからの米づくりについて（主食用米の作付参考値の解説）」というふうに載せています。まさに真岡市でも、この秋の収穫が終わってから更新アップされたのは、やはり今回の米価の高騰によってで、減反政策の廃止に対する認識を促すためというふうに私思っています。これ当五所川原市においてもこの説明会等再度行うべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○木村清一議長 経済部長。

○川浪 治経済部長 制度の再周知についてお答えいたします。

市といたしましては、現行制度の認識、理解が全生産者に行き渡っていない、また生産数量の目標達成が義務であるという意識が現在も一部生産者に残っていると思われることから、令和7年産に向けた制度の説明会時や生産者に向けての通知、また転作組合や個人転作者等の求めに応じて、制度の再周知と需要に応じた米の生産に係る説明を行っていく必要があると考えております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

最後に、農地賃貸借制度の改正についてであります。農業委員会による利用権設定がなくなり、農地中間管理機構を通しての賃貸借に移行されるということでもありますけれども、現在利用権設定で賃貸借している件数は何件に上るでしょうか、お願いします。

○木村清一議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 利用権設定による貸借の件数についてお答えいたします。

利用権設定による貸借は、令和5年度が433件、令和6年度は11月末時点で125件となっております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 この農地中間管理機構の今後の手続の窓口となる場所はどこでしょうか、お願いします。

○木村清一議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 今後の手続の窓口についてですが、現在は農地中間管理機構の貸借については農林政策課で手続を行っておりますが、令和7年4月1日からは農地の全ての貸借については農業委員会が窓口となる予定です。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 農地の貸し借りというのは、私もそうですけれども、大概の農家の方は1反歩当たりで賃料決めています。その1反歩当たりの賃料は、例えば1万円の定額もしくは1俵とかの、その年の米価に変動した1俵当たりの価格というふうになってはいますが、これ中間管理機構を利用した場合、それら利用できるか、お伺いいたします。

○木村清一議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 中間管理機構を通しての貸借の賃料の決め方についてお答えいたします。

農地中間管理事業による賃料は、農地の出し手と受け手の同意の下、面積当たりの定額または面積当たりの一定量の米穀を金銭に換算した額で契約する方法の2つの契約方法があります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 2つの契約方法があって、農地中間管理機構によってで、例えば今現在1反歩1万円というふうな決め方はいいんですけども、1反歩1俵となったときに、そのときの概算払いというふうな契約になりますか、お伺いいたします。

○木村清一議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 米穀に換算する場合は、本県の品種銘柄の県産米平均相対取引価格を用いることになっております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 その年の概算金の1俵当たりの単価でなくて、その相対取引価格という答弁でしたけれども、この相対取引価格というのをちょっと詳しくお知らせ願います。

○木村清一議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 相対取引価格とは、JA全農などの出荷団体が米卸会社等に販売するときの価格で、運賃、包装代、消費税相当額が含まれる1等米の価格になります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 そうすれば、その相対価格、例えば今年の価格は、たしか局長から聞いたときには2万6,350円というふうに伺っていました。この額が来年の賃貸借の契約の基準というふうになるわけですか、お伺いいたします。

○木村清一議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 米穀を金銭に換算する場合は、農林水産省が毎年5月頃公表する前年産の相対取引価格である主食用米1等60キロを用いることとしておりまして、本県の品種銘柄の加重平均価格から包装代のみを除いた価格を用いることとなっております。こちらのほうが県産米の平均相対取引価格となることとなっております。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 これまでやってきた1万円とかの単価での契約は、これまでと関係なく農地中間管理機構でできるんですけども、1反歩当たり1俵とか2俵でやっている方については、その相対取引価格でなるということで、多分来年の価格について、通常農家の方々がやっている1俵換算というのは、その年の概算払いでやっていると思

うんですけれども、これその年の概算払いでやれなくなるということの認識でいいですか。

○木村清一議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 中間管理機構では、1反歩当たり1俵の概算払いをできないかということの問いでよろしいかと思えますけれども、米の概算金は農協との集荷業者が、生産者が出荷した際に支払う仮渡金であり、全農県本部、経済連が独自に決定した価格であるためできないとのことでありました。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 そうすれば、1反歩1俵の概算払いでやる場合はどのような契約になりますでしょうか。

○木村清一議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 今のところ農地法第3条の賃貸借でやるしかないかと思えます。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 この農地法3条に基づく貸借とするのは、非常に縛りがあってで、契約するには双方、貸主、借主もかなり制約があるというふうに聞いていますけれども、この3条についてちょっと簡単に御説明願います。

○木村清一議長 農業委員会事務局長。

○一戸武二農業委員会事務局長 農地法第3条に基づく賃貸借についてお答えいたします。

農地法第3条の許可を得た賃貸借は、貸付期限が終了しても賃貸借は終了せず、農地法第17条の規定により、法定更新がされ、都道府県知事等の許可や賃借人の同意がないと賃貸借の解約ができないこととなっております。また、農地法第3条の許可を得た使用貸借については、使用貸借期間が終了すれば解約となります。

○木村清一議長 13番、外崎英継議員。

○13番 外崎英継議員 ありがとうございます。今までの利用権設定、これがなくなることによって、今までの答弁によりますと、利用者側にすると制度の改正によって、賃料の契約でいろいろな不都合が何か生じるような、そういう感じがしています。中間管理機構での契約にするのか、または農地法3条に基づく賃貸にするのか、しっかり説明して、貸し手、作り手との間に賃料によるトラブルのないよう、両者が納得できるような契約を進めることをお願いします。

これで一般質問を終わります。

答弁ありがとうございました。

○木村清一議長 以上をもって外崎英継議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時58分 休憩

午後 1時11分 再開

○木村 博副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

17番、桑田哲明議員の質問を許可いたします。17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 市民の声を聴く孝志会の桑田でございます。今日はひとつよろしくお願いたします。それでは、早速質問のほうに入らせていただきます。

まずは、金木公民館についてであります。3月8日、天井梁のコンクリート片の落下によりまして、大ホールが全面禁止になっております。去る11月2日、3日、両日行われました金木文化まつり、これに対しては参加した団体、あるいは見に来た町民も、メイン会場が使われないということであって、大変不便な思いをいたしました。しかし、それぞれ皆さんの御協力でもって文化まつりそのものは盛況のうちに終わったということでございましたので、何よりでございました。

それでは、この金木公民館建設場所についてでありますけれども、はっきりと決定、確定したのか、その場所はどこなのか、まずはお伺いしたいと思います。

次に、今後の建設の計画についてでございます。供用開始までのスケジュール、このことについて伺いたいと思います。

3点目として、名称を今までどおり公民館として建設するのか、それともコミュニティセンターに移行して建設するのかお伺いしたいと、こう思います。

2番目として、当市におけるいじめや暴力行為、不登校の実態についてであります。当市におけるいじめ、暴力行為、不登校に関しては、昨日答弁をいただきましたので、結構でございます。この2つのそれぞれの件数についてお伺いいたします。また、前年度と比較して増えているのか、その辺もお伺いしたいと思います。

2番目として、児童生徒への支援ということで、学校へ行かないということは学習の機会を失うわけでございます。その学びをどう確保するのか、現在手をつけていることがございましたらそれをお願いしたいと思います。また、不登校の児童生徒を持つ親御さん、保護者が専門家らへ相談のできる体制、この体制づくりがしっかりとできているのかも伺いしたいと思います。

3番目として、国民健康保険証の廃止についてであります。このことについては、連日新聞各社が報道されております。また、朝のワイドショーの番組を見ておりましたも、かなり多くの各社が取り上げております。それで、このマイナ保険証、そして今までの保険証の使えなくなるのは、報道等で皆さん明らかになっているかと思っておりますけれども、再度お聞きいたします。そして、使えなくなった後、これがどうなるのか、その対応についてお伺いしたいと思います。

2点目として、当市のマイナンバーカードの持っている方の人数と、そのマイナンバーカードに保険証の機能を登録した人の人数、またマイナ保険証の利用率について、分かっているのであればお伺いしたいと思います。

3点目として、マイナンバーカードを持っていないという人、あるいはマイナ保険証をつくっていない人、この人たちが今後どうしたらよいのか、その対応についてもお聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○木村 博副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長。

○藤原弘明教育部長 それでは、金木公民館の建設場所についてお答えいたします。

現在芦野公園内にある金木自然休養村管理センター等を取り壊し、その跡地に建設する計画としております。

続きまして、供用開始までのスケジュールについてお答えいたします。令和7年度は、既存建物の解体に伴うアスベスト事前調査と解体設計、令和8年度は解体及び建物の実施設計、令和9年度に建設工事を発注し、令和10年度中の供用開始を見込んでおります。

続きまして、建設する建物の名称についてお答えいたします。建設する建物につきましては、今後地域住民の意見を聞きながら、用途に応じた建物を建設する予定としており、名称につきましてはその後決定することとしております。

続いて、市内小中学校の暴力行為及びいじめの件数及び発生率についてお答えいたします。昨年度において、本市の小学校での暴力行為は4件であり、児童間暴力が2件、器物破損が2件でした。中学校は2件で、生徒間暴力が1件、対人暴力が1件でした。児童生徒数に対する暴力行為の割合で比較すると、小学校は国が1.2%、県が2.2%、本市は0.2%となっております。中学校では、国が1.0%、県が1.9%、本市が0.2%となっており、小中学校とも国や県よりかなり低くなっております。

次に、小中学校のいじめの認知件数についてお答えいたします。昨年度において、本市の小学校は171件、中学校は72件となっております。いじめの認知件数の割合で比較す

ると、小学校は国が9.7%、県が8.1%、本市が8.4%となっております。中学校では、国が3.8%、県が5.1%、本市が6.7%となっており、小学校は国より低く、県よりは高くなっております。中学校では、国や県より高くなっております。

続いて、不登校児童生徒数の学校以外、この学びの場というのがどのように確保されているかについてお答えいたします。昨日もお答えいたしました。本市では学校教育支援センターで学習支援を行っております。また、コロナ禍で活用されるようになったICTを活用したオンラインでの学習支援も行っております。

続いて、スクールカウンセラー、これの人数、学校での相談日の日数及び小中学校での相談件数、それについてお答えいたします。当市のスクールカウンセラーは7名、県のスクールカウンセラーは6名となっております。学校の規模や実態、学校の希望に応じて県のスクールカウンセラーの相談日は月1日から4日、市のスクールカウンセラーの相談日は週1日から3日と設定されております。保護者の相談件数は、小学校79件、中学校30件となっております。

以上です。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 従来の保険証の廃止日と有効期限が切れた後の対応についてお答えをいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバー法等の一部改正によりまして、現行の従来の被保険者証はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とするマイナ保険証に移行し、令和6年12月2日から従来の被保険者証は新しく発行されなくなりましたが、令和6年12月1日までに発行された被保険者証は、最長で令和7年7月31日まで御利用いただけることとなっております。

次に、有効期限が切れた後の対応につきましては、マイナ保険証の持っているか持っていないか、保有状況によって対応が分かりますけれども、マイナ保険証の未保有者、持っていない方の場合は、カード型の資格確認書を、一方マイナ保険証の保有者、持っていない方にはA4サイズの資格情報のお知らせを交付することとしております。

続きまして、当市のマイナカード保有数とマイナ保険証の利用登録を済ませた人数、またその利用率のお尋ねがございました。令和6年10月末現在の数値になりますけれども、当市のマイナカードの保有枚数は4万439枚で、令和6年1月1日現在の人口5万624人に対する保有率は79.9%となっております。

次に、当市の国民健康保険加入者のマイナ保険証の登録者数は8,198人で、加入者1万1,856人に対する登録率は69.1%となっております。

最後に、当市の国民健康保険加入者のマイナ保険証利用率でございますが、こちらは10月分の実績となりますが、15.1%となっております。

3つ目の質問になりますが、マイナ保険証がない市民に対しての、市民といいますか、被保険者に対しての対応ということであります。マイナ保険証の未保有者である国民健康保険加入者に対しましては、現行の被保険者証の有効期限が切れるタイミングでカード型の資格確認書を職権交付することとしております。これは、市が全ての交付手続を行うもので、この場合に被保険者の皆様が何らかの手続をしなければならないということは一切ございません。今後は、周知を図って、マイナ保険証の普及率をさらに高めていきたいと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、この後一問一答方式で質問したいと思います。

金木公民館の建てる場所、これは今の芦野公園の中にある自然休養村センターの跡地ということで理解してよろしいでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 現状の建設場所は、芦野公園の自然休養村保養棟を予定しております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 この自然休養村の周りには、隣接に金木歴史民俗資料館、そして自然休養村の後ろのほうには芦野集会所があるわけですがけれども、この2つの建物に対してはどのような方向を考えていますか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 いずれの2施設も、一応解体する予定としております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 この施設に関しては、今まで国からの起債とかいろいろな、その足かせになるものはございませんか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 ないものと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 令和7年から供用開始が10年ということで、大変金木町民にとっては長いという感があるわけでございますけれども、いずれにしてもこのスケジュール

どおり進めていただきたいと思います。

次に、2点目として、この公民館の建設資金、これはどのような建設資金を予定しておりますか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 起債を予定しております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 起債ですと、全額市の負担ということよろしいでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 交付税が算定予定となる過疎債等を計画しております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 この建設予定の若松町、この地区には、一応屯所も存在しております。若松町ですから、第1分団に所属するかと思いますけれども、この若松町の第何部が知りませんが、屯所がございます。この屯所も今見ていると大変やつれてというか、古くなっているということで、もし有利な建設資金等を国のほうから引き出せるのであれば、地域防災ということも含めて、この屯所もつけるというか、一緒にやったら起債のほうも軽くなるというのであれば、その辺も考えてほしいなど、こう思っております。

また、これ私も質問事項上げてからいろいろ町民から言われたんですけども、現在川倉の湯っこが運営しているわけがございますけれども、何か話に聞きますと、この川倉の湯っこも昭和55年の建設でございますので、既に45年が経過していると。かなり湯つぽ本体そのものは、改修でもって今現在どうということもなくお湯に入れる状況でありますけれども、その設備、例えばボイラー。話を聞くところによりますと、このボイラーももし壊れたら何百単位の問題じゃなくて何千万単位かかるというような話も聞かえてきます。もし市浦のような健康増進施設、これとの加味を公民館もできるのであれば、これは多分管轄も違いますので、いろいろ調べてみなけりゃ分からないかと思いますけれども、これは地域防災、あるいは健康増進施設それも一緒にセットの形となれば、より起債が軽く済むのであれば、その辺もこれから検討材料の一つとして考えていただきたいと思います。

3点目として、今全国の自治体、やはり公民館からコミセンへ移行するのが目立っているというか、そういうのが増えてございます。当青森県においても、黒石辺りは幾つか地域ごとにある公民館をコミュニティセンター、コミセンに移行するというのを各町内でもって説明して歩いているようでございます。公民館とコミセン、この違いは何か、

メリット、デメリットについてお伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 公民館とコミュニティセンターのメリット及びデメリットについてお答えいたします。

まず、公民館ですけれども、これ社会教育法に基づく生涯学習施設、社会教育施設になります。メリットとしましては、社会教育法の適用により、営利を目的としない講座を受講できること、住民の身近な場所で学習機会が得られる、そういった点が考えられます。デメリットといたしましては、その反対に営利を目的とした活動が禁止されております。また、資格取得を目的にした講座ができない、そういったこともデメリットとして挙げられます。

コミュニティセンターに関しましては、メリットは地域づくりに係る特産物の有償提供など、多用途利用が可能となっております。また、学習事業に加え、住民の自主的な地域づくり活動など、利用の幅が広がることとなります。また、住民交流の場の提供など、地域の実情に合った利用が可能となります。さらに、住民の身近な場所で学習機会が得られる、そういった利点もございます。反対にデメリットですけれども、名称を変更することで、これはあんまり考えられないと思いますけれども、住民に不安感、これが生ずる可能性がある、そういったデメリットがございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは次に、規模の観点、公民館あるいはコミュニティセンター、コミセン、この規模の大きさというのは、上限は決められているのでしょうか、お聞きいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 はっきりとは分からないんですけれども、この場でお答えできないんですけれども、規模に関してはそれほど制限というのはないものと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 もう一点ですけれども、これ県立の芦野公園の中に建てるということで、前回も県に問い合わせれば、建物の高さの制限をクリアすれば、これは建物を建設するのは妥当であるというか、できるというような答弁でございましたけれども、今もそれについては変わりありませんか、お伺いします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 高さ制限、それさえクリアされれば建設は可能と考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、やはりよりよい公民館、あるいはコミセンをつくるためにも、今までこの公民館をずっと使っておりました琴声会、あるいは金木さなぶり荒馬保存会、チェリーコール、あるいは健康ダンス、木花咲耶やっぴり会、それから金木グラウンドゴルフ協会、あとは発表会あたりで定期的に使っております金木幼稚園、みどりの風こども園かなぎ、あとそれから婦人会、老人クラブ、あるいは文化まつりの実施団体、これらと幅広く意見を聞いて、やはりきちんとした建物を建てていただきたいと、こう思います。また、私のところにも町民からいろいろ要望がございまして、やはり建物を建てるんだったら、これから高齢化社会にも向けてバリアフリーはもちろんのこと、平家建てにしてほしいという御要望がございました。あと、それから健康維持、増進のためにも、トレーニングルームみたいなのも併設していただきたい。あるいは伝統料理、あるいは食育継承のためにも、調理室の充実、これも図ってほしいという等々の御意見がございましたので、いろいろ各町民からでも幅広い意見を聞いて、しっかりとしたものを建てるのであれば、しっかりとした、使い勝手のよいものを建ててくださるよう御要望いたします。

そこで、市長に答弁求めるわけでございますけれども、今まで10月にはチェリーコールの発表会がございました。そして、11月2日、3日、文化まつり、この際には当然市長がまずもって挨拶を語るわけでございます。当然今大ホールが使えないということで、その挨拶文の中においても、まずは最初からおわびから入る、この状況は建設するまで続くんですよ、市長、これ。やっぱりそういう観点からいって、金木町民を納得させるためには、一刻も早い建設と金木町民の声を十二分に生かした、使い勝手のよい、癒やしの空間、場所をつくってあげなければならないと、こう思っております。

市長、ここで私金木町民は、口約束ではございますけれども、過去に2回建設というものに関してはほごにされた経緯がございまして、いまだもって行政に対しては不安感もございまして。

そこで、市長、この揺るがない建設ということに対して、強い決意を金木町民に向かって発進していただければと思いますけれども、どうでしょうか。

○木村 博副議長 市長。

○佐々木孝昌市長 今金木の公民館、期せずしてあちらの大きい体育館のほうが使えなくなったということで、非常に金木の住民の方には御不便をかけていることと思います。実際11月2日、3日、文化まつりがあった際も、やはり文化まつりの会長から冒頭挨拶というよりも、金木の公民館の早い建設を要望される場面がありました。当然住民懇談会にも同じ話が多々出ております。場所的には、今示したとおり、金木の休養村地、あ

そこをやると。あそこでやりますと、少なからず高いほうに、今の公民館よりは高い位置にあるということで、桑田議員が言ったように、やはり地域の防災というものも考えなければならぬだろうし、特に先ほど言った川倉の湯っこ、昭和60年に建設ですので、もう既に四十数年です。ですから、温泉の状況も今調査をしながら、今後あの場所でどれだけの年数が安全に運営できるかということも、そういう観点もしっかり調べていかなければならないと思っています。

何にしろ、やはり今回の建設に当たっては、住民に対して年度はやはり示さなければいけないということで、桑田議員にしてみれば、もっと早い時期にという思いはあるかも分かりませんが、まずは金木の住民の方にしっかり必ずやるんだということで令和7年度から令和10年度までしっかり示して、この時期というものは絶対変更させないということはこの場でお約束はしておきたいと思っています。その上で、いかにこれからの高齢化、そして人口減少の中において、今のこの場所にできる限りいろんなものを複合化させながら、住民がもっともっと利便性を感じるような施設にやはり変化させていければ、これに勝るものはないと思っていますので、その辺は各団体、住民の方々の意見を聞きながら、その意見を生かしながら建設に当たっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 公民館並びに川倉の湯っこ、その辺も加味した大変力強いお言葉をいただきました。よろしく願いしたいと思います。

次に、いじめあるいは暴力行為、不登校についてでございます。いじめ、それから暴力行為に対しては、県ときほどパーセンテージで上がっていないということで、不登校の1点に関して御質問をしたいと思っています。不登校においては、昨日の理事者側の答弁にもあったとおり、うちほうでも増えていると。これは、全国的にも、あるいは県自体においても増えている状況にあると。それを聞いて、当市でも何か不登校に対しては多くなっているという昨日の答弁でございました。

そして、児童生徒が学校に行きたくない理由ということで、やる気が出ない、あるいは不安、抑うつ病、うつ病です、それから体調の不良というのが原因ではないかと、そういうお答えがあったわけでありましてけれども、これ以外にも保護者の観点からいきますと、いろいろな新聞等の報道によりますと、やはり通学を無理強いしない、この環境、あるいは保護者が増えたということも増加の原因になるかと、これは私もそう思っております。確かに件数だけを見れば多いかと、教育委員会何しているんだということになるかと思っておりますけれども、やはり増えたということは、裏を返せばそれぞれ教職員が個

々の生徒、あるいは児童生徒を見ていると、そういう感じで増えているということもございまして、これは暗にただ件数が増えただけなのでどうするんだと、どうしたんばと、何かやれというふうじゃなくて、やはり増えたことに対しても、その裏を返せば、やはりよいことも出てきているというふうに思っておりますので、ただ件数については悲観していない立場でございます。

そして、昨日の答弁の不登校の児童生徒の数でございましたけれども、令和5年の中での調査の中で、小学校が37名、中学校が83名、合計で120名という答弁があったわけですが、これ小学校が11校、中学校が6校あるわけですけれども、この各学校というのはなかなか答弁しづらいと思いますので、この学校によつての偏りはございませんか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 各学校における不登校の発生率、それに偏りがあるかないかについてお答えいたします。

年度によって少数校、それに関してはやはり1人、2人増えることで発生率というのは高くなりますけれども、全体を通して見ますと、それぞれの学校において、言い方悪いですが、均等に発生して、偏りというものはあまり見られない状況となっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、学年別の不登校の児童生徒の数はどうなっておりますか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 その学年別の児童生徒の不登校率というのは、当市のほうとしては調査しておりません。あくまで学校から上がってくる発生数、人数のみを調査の対象としているためであります。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今答弁によりますと、スクールカウンセラーが県から6人の派遣ということで、市独自に7人お願いしていると。この今の人数の百二、三十名という中で、スクールカウンセラーあるいは市独自でお願いしているカウンセラー、この数で間に合っているんでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 現状それぞれの学校に週1から4回、市のほうのカウンセラー派遣しておりますけれども、それによって相談のほうというのは間に合っていると思います。

また、緊急の際のスクールカウンセラーというのも随時派遣しておりますので、それに対する対応というのも十分なされていると感じております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、このカウンセラー、これ何か資格を持った人でなければできないものでしょうか。

あと、それから市独自にお願いしているということでもありますけれども、この方たちの経歴といいたいでしょうか、それをお伺いしたいと思います。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 スクールカウンセラーの資格に関しては、市で派遣しているスクールカウンセラーに対しては特に資格のほう要件持っておりません。

すみません、もう一度質問のほう、すみません。

（「市独自に派遣しているカウンセラーありますけれども、前までの職業といいたいでしょうか、経歴というのはどのような方がなされているのかお伺いしたいと思います」と呼ぶ者あり）

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 主に退職された教師、それが多くなっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、次の問題に入りたいと思います。

児童生徒のケアについてでございますけれども、教育委員会の学校教育課、これを中心に不登校に対しては対処していると思うんですけれども、このほかにも本市によりますといじめ相談室、これ2022年に開設したいじめ相談室もございます。あと、それから福祉部の中にもこども家庭センター、この課は子供が生まれてから高校を卒業するまでの子供やその家族をサポートする、その課でございます。あと、それからいじめ防止出前教室のほうにも相談員を派遣されております。あと、また福祉部の中においては、子育て支援課もございます。子育て支援課の中で、児童福祉の中で放課後児童健全育成事業、あるいは五所川原ファミリー・サポート・センター、あるいは幼保未就学児のほうまでケアしていると聞いております。この4つの関係、不登校に対してこの4つの関わり合い、特に不登校に関しては当然教育委員会がリーダー的立場を取るかと思っておりますけれども、この4つの関わり合い、どのような関わり合いでもって不登校の児童生徒に対応しているのか、お聞きしたいと思います。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 まず、学校での不登校に対する対応ですけれども、昨日お答えした

とおり、まず学校においては、初期の段階、もう不登校の傾向が見られる子供たちに対して、まず欠席が続くようであれば電話連絡、3日目には家庭訪問等を通じて不登校の早期解消、それに対して努めております。不登校に関して、ある程度不登校というのが続くような子供たちに対しては、学校へ行けない環境から学校教育支援センター、そちらのほうに行くように進めております。

福祉部とのつながりですが、まずいじめ相談室というのが教育委員会から現在子育て支援課のこども家庭センター、その中にいじめの相談室があるんですけども、それをすることによって、従来教育委員会ですとなかなか保護者とか子供たちにとって敷居が高いというイメージがあるのか分からないですけども、現在こども家庭センターのほうにその相談場所を移したことによって、やはり相談件数、そういったのも増えておりますし、その相談件数の中には学校で気づいていない事象というのも多々あり、それに関してはこども家庭センターのほうから教育委員会のほうに連絡が行き、教育委員会から学校へ適切な指導というのをやっている状況となっております。ただ、どうしても不登校1点で限りますと、なかなか家庭にそれぞれの分野というか、特に学校では家庭のほうに介入というのがなかなかできない状況ですので、やはりその部分に関しましては福祉部、あとは関係機関、児童相談所ないしは警察等と連携を取りながら、やはり保護者ないしは児童への対応をしていきたいと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、当市においては、不登校に関してはホームページ等でもいろいろ出ているかと思うんですけども、不登校があった場合はどこにまず最初に連絡するというふうな体制を取っておりますか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 まずは、学校に相談していただければと思うんですけども、それでなかなかうまくいかない場合、教育委員会のほうに相談していただければと思います。また、教育委員会に相談しづらいようであれば、こども家庭センター等に相談していただく。学校教育支援センター、そういったところにも相談体制整っておりますので、そうした場所に相談していただければと思います。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今の答弁ですと、相談していただければということでございませうけれども、この相談する入り口がはっきりとしねば、どこに相談するか分からないでばな、まず。教育委員会は敷居が高いということで、そうすればこども家庭センター、あるいは子育て支援センターが果たして真っすぐに電話かけては受けるか受けないか、そ

の辺も悩んでいる保護者にとっては不安で、どこに電話かければ、これ迷うわけです。はっきりとこういう精神的にも参っている人が電話するのでありますから、やはり入り口はここだから、教育委員会でもいいですよ。教育委員会がちょっとまずいのであればこども家庭センター、それか子育て支援課の何々、あるいはいじめ相談室でも対応はできますよとか、やはり間口を広げた相談体制を取ってやらなければ、これなかなか解決しないと思うんですけれども、その辺の入り口、これははっきりさせていただきたいと思うんですけれども、今後のことをお伺いしたいと思います。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 やはり学校の不登校という問題ですので、まずは学校のほうに御相談していただければと思います。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 部長だけ答弁しているわけですが、教育長においては、校長もやっておるわけでありますから、うちから、そして教育委員会にもいたと、外からも学校のいろんな事情は分かっているはずでございます。この件に対して、不登校のいろいろな相談、窓口、この件に対してはどこがやはりベターなのか、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○木村 博副議長 教育長。

○原 真紀教育長 まず、不登校というの学校に行けない状態にあるということですので、やはりそれは学校の設置者である教育委員会で対応することがまず基本になると思います。ただ、以前教育委員会内に設置しておりましたいじめ相談室、これ確かにいじめの相談もあるんですけれども、いじめということに限定されているように聞こえるんですけれども、実は不登校というケースも非常に多くて、その不登校の相談を見ると、いわゆる学校で対応できる範疇に入るものと、あるいは登校できないような家庭事情にあって、家庭そのものを支援していかなければならないというような状況もあると。そういうことで、発展的という言葉が該当するかどうかは分からないんですけれども、子ども家庭相談室、そちらのほうのところといろいろ集約してということで、窓口が1つはつきりしていることがよいということもあるんですが、窓口がたくさんあって、そのたくさんの窓口をうまく周知してやるということがこれから私たちに大事なんでないかなと思っております。

そういう意味では、どこが教育委員会、どこが福祉部でということの整理も大事なんですけれども、今まで以上に教育委員会が福祉部等関係部局と連携していくことが何より大事であって、そのことをしっかり市民あるいは保護者の方に伝えていくことが大事

だというふうに考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今後教育委員会のほうでしっかりと議論の上、よろしくお願いたいと、こう思います。

次に、児童生徒への支援でございますけれども、これ学びの確保は最も大事だと、こう思っております。不登校に関しては。保護者、親ならずとも、同じ家族であれば、じいちゃん、ばあちゃんも、やはりうちの孫、あるいは子供、学校に行かねば、これ勉強遅れ取ってしまうんでねえかと、そういう学びの確保、これが一番気になるかと思っておりますけれども、これに対してやはり各家庭においてもオンライン学習、これが一番手っ取り早い方法だと思うんですけれども、その辺の整備は小中学校できているんでしょうか、お聞きいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 先ほどお答えいたしましたけれども、コロナ禍において1人1台端末、それが整備されておりますので、各家庭においてもオンライン学習、そういう体制は学校において整備されております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 今後オンライン学習ばかりではなく、違う方法として学びの確保ということはお考えでしょうか、お伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 先ほどお答えいたしましたとおり、教育委員会としては不登校の児童生徒に対して学校教育支援センター、そこを通じて学びの確保というのをしております。また、国のほうで今推進しております校内支援センター、そういったものの設置に向けても推進していきたいと考えております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 学びの確保として学習支援センター等がございますけれども、全国的に見ますとやはりフリースクールなるものがあるということでもありますけれども、当市においてフリースクールなるものは存在しておりますか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 今現在存在しておりません。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 このフリースクールというのは、大変中身はいいんですけれども、そこにおいてはやはり授業料も発生しますし、そういう関係で保護者にはお金の問題で

大変負担になるということで、これもなかなか当市としてはやはりいろいろな事情を考えますと厳しいフリースクール、もしあってでも通わせる親に対しては大変経済的な面が負担になると思いますので無理かなと、こう思っております。

そこで、学校教育支援センターでありますけれども、昨日の答弁によりますと、中央公民館において2部屋借りて13名の児童生徒が通っているという答弁でございましたが、これがまた立佞武多の館がリニューアルされた場合、その4階あるいは5階に持っていくという構想があるようでございましたけれども、これというのはやっぱり地域間格差、これ不平等じゃありませんか。例えば金木、市浦、この不登校の場合は、今現状どうなっておりますか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 昨日お答えしておりますけれども、金木、市浦に関しましては、金木の公民館、あと市浦のコミセンを利用したサテライト事業というのを行っておりますので、御了解願います。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 それでは、それぞれの公民館、サテライト学習に通っている人数をお聞きしたいと思います。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 現在金木、市浦ともに通っている児童生徒はおりません。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これは、ただ開いているという実績だけで、やはりないということとは、金木あるいは市浦に不登校がないということではないのでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 今年度はいないというふうに述べたつもりなんですけれども、昨年度1人、金木のほうには通っております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 この13名というものの内訳は、これ全部市内の方ということでしょうか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 市内が11名、あと市外から2名通っております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 やはり前年度見ても1名ということで、これはやっぱり周知不足です。しっかりと学校の教育参観、あるいはいろいろ保護者の集まる段階において、き

ちんと周知徹底して、不登校の場合はこういうことも開いているんだと、開設しているんだということをやっぱり広く知らせなければ、これもし保護者の中でも分かっていない人もいますかと思えます。しっかりとやっぱりこうやって困っている人も五所川原ばかりというのは考えにくい話です。市浦、金木にも多分いると思えますんで、その辺に関してはやはりきちんとした説明でもって、こういうのもやっているんだということを強く発信していただきたいと、こう思います。

あと、それから先ほど部長の答弁にもあったとおり、今政府あたりでは、校内に教育センターの設置ということでありますけれども、確かに学校に行けないで不登校になっているわけであって、教室が変わったからといって、その児童生徒は学校に行く気持ちとか、そういうのなれるんでしょうか、大変難しい回答になるかと思うんですけれども、その辺どうお考えでしょうか。

○木村 博副議長 教育長。

○原 真紀教育長 確かに御指摘のとおり、教室に行けないのに学校にその子が登校できるのかという当然の疑問だと思うんですけれども、事例を申しますと、やっぱり教室のほうには入れないんだけど、保健室であったり、またその他の別室であれば学習ができるということで、そういうことも含めて国のほうでは校内に子供たちの居場所をつくって、そうした場合には改善が見られたときの校内復帰が早いという傾向もあるので、そういったことから別室登校というのは重要な手段の一つだなと。ただ、学校のほうにもマンパワーというのがございますので、別室を設けたとしても学校の体制だとか規模によってはこれから課題もかなり大きなものがあると思えますけれども。

以上です。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 この辺公民館に開設するのか、それとも校内に教育センターなるもの、校内のフリースペースで空き教室を利用してその教育センターなるものを設置するのか、これやっぱり教育委員会のほうでしっかりと話合いを持っていただきたいと、こう思っております。

そして、校内教育センターあるいは学習支援センター、その中において学習支援員等が携わるかと思うんですけれども、この学習の支援員というのは、教職の免許を持っていないとか、何か研修を受けていなければならないとか、そういうことはありますか、その辺についてお伺いいたします。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 学校教育支援センターの教育指導員のことでしょうか。教育指導員

に關しましては、資格のほうは元教員の方に今やってもらっていますので、資格として教員免許の所持が必要となっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これ私提案なんですけれども、不登校が増えていると。これやっぱり不登校のこの問題を解決するためにはマンパワー、やはり1対1のほうが全く私は望ましいと思っております。しかし、教育長の話では、今マンパワー、結局人手が足りていないということでございました。しかし、学習支援の指導員になるための資格はどうかという問合せしたところ、別に資格は持っていなくてもよいというような回答……資格持ってなければ駄目ですか。

○木村 博副議長 教育長。

○原 真紀教育長 ちょっと行き違いがあったかもしれないんですけれども、教育支援センターにおいては授業をすることになっておりますので、その授業をするためにはやはり教員免許が必要ですので、今やっている方たちは教員免許を持っている方で、主に退職した教職員となっております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 じゃ、もし学校の中に校内教育センターを設置する場合、これもやはり教員の免許を持っている人が在中というか、これをやはり張りつけなきゃいけないんでしょうか。

○木村 博副議長 教育長。

○原 真紀教育長 校内支援センターについては、これから本格的に動き出すわけなんですけれども、そこで授業をするようになった場合には当然教員免許が必要になると思います。そこで、授業に臨む前の段階としてのカウンセリングが必要だというのであればスクールカウンセラーなり、そういった方が対応するというのも当然また出てくると思うんですけれども、授業が行われるというのであれば教員免許が必要になるかと思えます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 分かりました。ありがとうございました。

時間も押しておりますので、次の問題ですけれども、これ不登校になった場合、やはり子供の教育、学びの場は確保されていると。あとは、保護者、親の問題なんであるわけです。親もやはり子供が毎日学校へ行けないと、そういう状況であれば、どう対応していいか分からないと思います。多分毎日家にいるのであれば、結局勉強も遅れる、そうなれば高校にも入れるのか、高校終わった後の就職にも就けるのか、自分たちが生きている間はいいいだけども、その後どうするのかという、負の頭ばかり持って、マイ

ナスのイメージしか湧かなくなると思います。その点、しかし親としても、保護者としても、どう今自分の子供に対応すればいいのか分からないと。今言っていること、やっていることが本当にこの子にとって、これからにとっていいのかも分からないということで、やはり不登校の場合は、親御さんにしっかりとしたアドバイスのできる相談員、この確保が大事だと思うんですけども、その点、今の現状はどうなっておりますか。

○木村 博副議長 教育部長。

○藤原弘明教育部長 親に対する相談体制ですけども、やはり学校におけるスクールカウンセラー、あと教員、そういった形で相談を受け付けております。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 先ほどにもかぶるわけですけども、やはりその辺は福祉部の中の、それらともいろいろ共有するものが同じなものもあるかと思っておりますので、その辺は横の連携を密にして、親のほうのいろいろな相談、このほうも着実に整備をしていただけるようお願いしたいと思います。以上でございます。

あと、3番目のマイナカードの問題でございますけれども、これなかなか新聞報道、あるいはテレビの報道を見ても、やはり病院へ行っても顔認証がちょっとできないとか、暗証番号を忘れたとか、そういうことで大変窓口の業務が滞っている現状だという報道もございました。そこで、うちのほうは、令和7年7月31日をもって有効期限が切れるとございましたけれども、この保険証、有効期限が切れるの7月31日で、ほとんどの当市の市民の方が切れるということでよろしいでしょうか。

○木村 博副議長 民生部長。

○三橋大輔民生部長 氏名、それからお住まい等、保険上登録している事項に移動がない方に関しては、来年の7月31日まで今の現行の保険証の有効期間がありますので、新たに発行することはありませんけれども、今発行されているものは使うことができるということでございます。

○木村 博副議長 17番、桑田哲明議員。

○17番 桑田哲明議員 これ市民の方たちもやはり高齢者、これ対象に持って周知の徹底等もやらなければ、これはやはり窓口に対してもいろいろな苦情、あるいは問合せの件数が私は増えると思います。前回の「こくほ」という五所川原広報の中においても、冊子が入ってきたわけでありましてけれども、A3の中で4分の1を占めておりますけれども、この中でのあの周知の中では、到底足りないというふうに私は判断いたしました。やはり新しい取組に対しては、Q&A、質問に対して答え、結局どうするのが市民が不安に思っているのか、聞きたいのか、それを質問あるいは回答、この繰り返しであって、

分かりやすく説明あるいは周知の徹底、これはやっぱり足りなかったと、こう思っております。

特に先ほど申したとおり、高齢者に関しては、廃止になるんだよという、もうそればかりしか頭に入りません。7月31日まで使えるというのも頭に入っていないです。もう12月に入れば使えないよという、それ頭にあるんで、何人か私にも年寄り聞いてきたんだけど、市役所から何も来ないと。今12月に使えなくなるとテレビでも何でもしゃべっちゃあばって、市役所から何も来ない、わあさ来ないつっちゃあわけずや。

なので、もう少しそういった高齢者、弱者の立場に立った広報の仕方というものも考えてもらわなければ、やはりこういう問題も起きてくるし、暗証番号にしても3回、それは間違えばもうそこで使えなくなるわけです。そういう点も、便利なのは便利だけれども、その裏側にはそういうリスクもあるんだというふうにもやはり市役所そのものが、担当課そのものがもう少しきめ細かい周知の徹底をしていただきたいと、こう思っております。もう廃止が決まって、今走り出しておりますので、今後こういういろいろなトラブル、あるいは問合せ件数等においても、やはり市民が何を知りたいのか、どういう情報が知りたいのかというのをやっぱり頭に描いて周知の徹底を図っていただきたいと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして私の質問を終わりたいと思います。

御答弁ありがとうございました。

○木村 博副議長 以上をもって桑田哲明議員の質問を終了いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

◎散会宣告

○木村 博副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

明日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時09分 散会

令和6年五所川原市議会第7回定例会会議録（第4号）

◎議事日程

令和6年12月4日（水）午前10時開議

- 第 1 議案第135号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第136号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第137号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第114号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第5号））から議案第134号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてまで
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

◎出席議員（21名）

1番 花田勝暁 議員	2番 和田祐治 議員
3番 伊藤雅輝 議員	4番 木村清一 議員
5番 高橋美奈 議員	6番 藤田成保 議員
7番 金谷勝 議員	8番 秋田幸保 議員
9番 藤森真悦 議員	10番 黒沼剛 議員
11番 松本和春 議員	12番 成田和美 議員
13番 外崎英継 議員	15番 木村慶憲 議員
16番 平山秀直 議員	17番 桑田哲明 議員
18番 鳴海初男 議員	19番 山田善治 議員
20番 木村博 議員	21番 伊藤永慈 議員
22番 山口孝夫 議員	

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（25名）

市 長	佐々木 孝 昌
総務部長	長谷川 哲
財政部長	鎌田 寿
民生部長	三橋 大 輔
福祉部長	片山 善一朗
経済部長	川浪 治
建設部長	赤城 一
上下水道部長	平野 聡 史
会計管理者	中谷 吉 範
教育 長	原 真 紀
教育部長	藤原 弘 明
選挙管理委員会 委員長	中谷 昌 志
選挙管理委員会 事務局 長	鳴海 新 一
監査委員	小田桐 宏 之
監査委員 事務局 長	岡田 正 人
農業委員会会長	森 義 博
農業委員会 事務局 長	一戸 武 二
総務課 長	川浪 生 郎
財政課 長	佐々木 崇 人
市民課 長	小林 益 代
福祉政策課長	鎌田 郁
農林政策課長	川口 均
土木課 長	外崎 経 明
経営管理課長	飛鳥 順 一
教育総務課長	須藤 淳 也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局 長 工 藤 義 人
次 長 今 智 司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第4号により進めます。

◎日程第1 議案第135号から

日程第3 議案第137号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第135号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第3、議案第137号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

それでは、本日追加提案いたしました議案の提案理由を説明いたします。

議案第135号は、五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第136号は、五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市長等の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであります。

議案第137号は、五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じ、職員の給料月額並びに初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の額等を改めるため提案するものであります。

以上が本定例会に追加提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○木村清一議長 次に、ただいま議題となっております議案に日程第4、議案第114号 専

決処分承認を求めることについてから議案第134号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更についてまでの21件を加えた24件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。議案第114号 専決処分承認を求めることについてから議案第123号 令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第2号)までの10件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員は、議長において指名いたします。

予算特別委員会の委員に、

2番 和田 祐 治 議員	5番 高 橋 美 奈 議員
6番 藤 田 成 保 議員	7番 金 谷 勝 議員
8番 秋 田 幸 保 議員	9番 藤 森 真 悦 議員
10番 黒 沼 剛 議員	12番 成 田 和 美 議員
13番 外 崎 英 継 議員	16番 平 山 秀 直 議員
17番 桑 田 哲 明 議員	

以上の11名を指名いたします。

予算特別委員会は、本日の会議終了後、直ちにこの議場において正副委員長互選を行うよう口頭をもって通知いたします。

次に、ただいま付託いたしました10件を除く14件については、お手元のタブレット端末に配信しております議案付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

◎休会の件

○木村清一議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明5日及び6日の両日並びに9日から11日までの都合5日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、以上の5日間は休会することに決しました。

なお、7日及び8日の両日は、会議規則第10条第1項の規定により休会とし、次回は12日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○木村清一議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時08分 散会

令和6年五所川原市議会第7回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

令和6年12月12日（木）午前10時開議

- 第 1 議案第124号 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第125号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第132号 五所川原市基本構想の策定について
- 第 4 議案第133号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 5 議案第134号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 6 議案第135号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第136号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第137号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第 9 議案第126号 五所川原市認知症の人とともに生きるまちづくり条例の制定について
- 第10 議案第127号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第128号 五所川原市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(民生文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第12 議案第129号 工事請負契約の締結について
- 第13 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市民学習情報センター）

- 第14 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（金木観光物産館）
（経済建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第15 議案第114号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度五所川原
市一般会計補正予算（第5号））
- 第16 議案第115号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算（第6号）
- 第17 議案第116号 令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予
算（第2号）
- 第18 議案第117号 令和6年度五所川原市国民健康保険医科診療施設勘定特別会
計補正予算（第2号）
- 第19 議案第118号 令和6年度五所川原市国民健康保険歯科診療施設勘定特別会
計補正予算（第1号）
- 第20 議案第119号 令和6年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）
- 第21 議案第120号 令和6年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第121号 令和6年度五所川原市高等看護学院特別会計補正予算（第1
号）
- 第23 議案第122号 令和6年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第123号 令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）
（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第25 発議第 4号 官製談合事件調査特別委員会設置に関する決議

◎本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

◎出席議員（21名）

1番 花田勝暁 議員	2番 和田祐治 議員
3番 伊藤雅輝 議員	4番 木村清一 議員
5番 高橋美奈 議員	6番 藤田成保 議員
7番 金谷勝 議員	8番 秋田幸保 議員
9番 藤森真悦 議員	10番 黒沼剛 議員
11番 松本和春 議員	12番 成田和美 議員
13番 外崎英継 議員	15番 木村慶憲 議員

16番 平山秀直 議員
18番 鳴海初男 議員
20番 木村博 議員
22番 山口孝夫 議員

17番 桑田哲明 議員
19番 山田善治 議員
21番 伊藤永慈 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（25名）

市 長	佐々木 孝 昌
総務部長	長谷川 哲
財政部長	鎌田 寿
民生部長	三橋 大 輔
福祉部長	片山 善一朗
経済部長	川浪 治
建設部長	赤城 一
上下水道部長	平野 聡 史
会計管理者	中谷 吉 範
教育 長	原 真 紀
教育部長	藤原 弘 明
選挙管理委員会 委員長	中谷 昌 志
選挙管理委員会 事務局 長	鳴海 新 一
監査委員	小田桐 宏 之
監査委員 事務局 長	岡田 正 人
農業委員会 会長	森 義 博
農業委員 事務局 長	一戸 武 二
総務課 長	川浪 生 郎
財政課 長	佐々木 崇 人
市民課 長	小林 益 代
福祉政策課 長	鎌田 郁

農林政策課長	川口均
土木課長	外崎経明
経営管理課長	飛鳥順一
教育総務課長	須藤淳也

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	工藤義人
次長	今智司

◎開議宣告

○木村清一議長 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員21名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第1 議案第124号から

日程第8 議案第137号まで

○木村清一議長 日程第1、議案第124号 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第137号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○桑田哲明総務常任委員長 一登壇一

おはようございます。それでは、私のほうから令和6年第7回定例会総務常任委員会委員長報告をいたします。

本定例会で総務常任委員会に付託されました議案8件について、去る4日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第124号 五所川原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件はマイナンバー法の改正による関係条項の改正及び情報連携の範囲の追加について議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、今回挙がった4項目以外も今後追加されていくのか、予算は伴うのか、生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う生活保護の措置に関する事務に該当する人物はいるかとの質疑があり、今後も追加される見込みである、予算は伴わない、該当する人物はいないとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は津軽鉄道株式会社

の鉄道の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税免除の適用期間を1年間延長するため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第132号 五所川原市基本構想の策定についてであります。本件は五所川原市基本構想を五所川原市総合計画案のとおり策定するため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、五所川原らしさとは何か、総合計画の期間を10年から5年に変更したことによって体制の変化はあるのか、基本構想には人口減少だけでなく将来の夢や希望があってもいいのではないかな等の質疑があり、豊かな自然や歴史文化資源、農林水産物、伝統ある祭りや産業といった個性豊かな魅力がある、今後予算や個別の計画で詳細を示していくことになる、現実をしっかりと受け止めた上で、市民と課題を共有しながら一緒に取り組んでいくという土台づくりも重要と考えている等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第133号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について及び議案第134号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてであります。提案理由として、議案第133号は青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から西北五環境整備事務組合が脱退することから削除するため、議案第134号は青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体から西北五環境整備事務組合が脱退することから削除するため議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、財産や起債、職員の退職積立て等もつがる西北五広域連合へ引き継がれるのかとの質疑があり、そのまま引き継がれるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第135号 五所川原市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第136号 五所川原市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由として、議案第135号及び議案第136号は、市議会議員及び市長等の特別職の期末手当の支給割合を改めるため提案するものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第137号 五所川原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由として、人事院及び青森県人事委員会の勧告に準じて、職員の給料月額並びに初任給調整手当、期末手当及び勤勉手当の額並びに寒冷地手当の額等を改定し支給するため提案するものであるとの説明に対し、再任用職員以外と再任

用職員とで違いがあるのはなぜか、今回のベースアップの理由について、ベースアップに見合うだけの税収はあるのか、令和6年4月1日から適用ということは給料や期末手当など遡るのかとの質疑があり、人事院及び人事委員会の勧告を基としているため、民間との給与の差を埋めるため、税収だけで賄っているわけではなく国からの交付金も使用する予定である、遡って給与改定し差額として支給することとなるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告とさせていただきます。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第 9 議案第126号から

日程第11 議案第128号まで

○木村清一議長 次に、日程第9、議案第126号 五所川原市認知症の人とともに生きるまちづくり条例の制定についてから日程第11、議案第128号 五所川原市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題といたします。

本件に関し、民生文教常任委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員長。

○黒沼 剛民生文教常任委員長 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生文教常任委員会に付託されました議案3件について、去る4日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第126号 五所川原市認知症の人とともに生きるまちづくり条例の制定についてであります。本件は認知症の方やその家族が地域で安心して暮らせる社会を目

指し、市民が共に支え合って生きるまちづくりを進めるため提案するものであり、施行日は令和7年4月1日である等の説明があり、認知症の方の参画について、市内の認知症の方の人数についての質疑に対し、現時点で認知症の方は参画していないが、今後一緒に取り組んでいきたい、認知症の方の人数は把握が困難なため、国で示している65歳以上の高齢者の5人に1人という割合で推計しているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第127号 五所川原市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は令和5年度から西北五圏域権利擁護センター協議会が新たに設置されたことに伴い、既存の市長の附属機関として設置されていた五所川原市成年後見制度利用促進委員会を削除するため提案するものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第128号 五所川原市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本件は令和6年4月1日より介護保険法施行規則が改正されたことに伴い、地域包括支援センターの職員配置の要件の緩和を目的とした改正をするため提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり決しました。

◎日程第12 議案第129号から

日程第14 議案第131号まで

○木村清一議長 次に、日程第12、議案第129号 工事請負契約の締結についてから日程第14、議案第131号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの3件を一括議題といたし

ます。

本件に関し、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○木村慶憲経済建設常任委員長 一登壇一

本定例会で経済建設常任委員会に付託されました議案3件について、去る4日、理事者側の出席を求め、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

議案第129号 工事請負契約の締結についてであります。本件は立佞武多の館大規模改修工事について、地方自治法第96条第1項第1号及び五所川原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明に対し、補助事業を適用するのか、市の一般財源の支出割合は幾らか、随意契約の理由は何か、追加工事の予定はあるのか、立佞武多の館建設時の設計図面はあるのか、大規模改修を終えて例えば20年後に同様の不具合が生じた場合の対応はどうするか、建物の基礎等は残すのか、指定管理者の公募時期はいつで、公募の要件はあるのか、休館による中心市街地への経済的影響はあるのかとの質疑があり、過疎債を財源充当し元利償還の7割が交付税措置されるため実質3割が一般財源からの支出である、E C I方式を採用し技術提案を公募の上、選定した施工予定者と協議し価格の交渉が調ったためである、壁等の内部に関する改修については追加工事の可能性はある、立佞武多の館建設時の設計図面はある、改修後に不具合が生じた際はその都度改修していく、改修工事の内容は設備関係の工事が多く、基本的に建物の躯体には手を加えない、4月から指定管理を開始する場合、例年であれば前年の9月頃に募集しているが、従業員の募集等に時間を要することを想定し9月よりも早い時期の募集を検討している、募集の要件は施設ごとに定めている、中心市街地の経済的影響調査は困難であるが、工事の周知をする段階で聞き取り等を考えているとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第130号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は令和7年度から令和9年度までの3年間、五所川原市民学習情報センターの指定管理者として公益社団法人五所川原市シルバー人材センターを指定するものであるとの説明に対し、使用料と利用率はどうなっているのかとの質疑があり、後ほど資料を提出して説明するとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第131号 公の施設の指定管理者の指定についてであります。本件は令和7年度から令和9年度までの3年間、金木観光物産館の指定管理者として株式会社かな

ぎ振興舎を指定するものであるとの説明に対し、公募期間及び周知方法について、指定管理料はどのように算定しているのかとの質疑があり、公募期間は8月9日から9月11日で、市ホームページ及び市広報で周知を図った、直近の実績等を勘案し算定したとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第15 議案第114号から

日程第24 議案第123号まで

○木村清一議長 次に、日程第15、議案第114号 専決処分の承認を求めることについてから日程第24、議案第123号 令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算(第2号)までの10件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○和田祐治予算特別委員長 一登壇一

おはようございます。去る4日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、和田祐治が、副委員長に金谷勝委員が選任され、翌5日に付託されました議案10件の審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第114号 専決処分の承認を求めることについては、質疑もなく、全員異議なく承認すべきものと決しました。

次に、議案第115号 令和6年度五所川原市一般会計補正予算(第6号)については、歳出第2款、戸籍住民基本台帳費及び選挙管理委員会費の職員人件費が減額になってい

る理由についての質疑に対し、令和6年度当初予算を策定する段階で令和5年度の人員配置状況を基本としているが、想定より人件費の低い職員が配置となったことから減額になった、また選挙管理委員会費の人件費は、人事異動の際、職員が2名減少となったことが主な要因となっているとの答弁がありました。

次に、歳出第7款、公園管理費の職員人件費の内容及び先日、芦野公園の樹木倒木に伴い、今後伐採する経費等の捻出についての質疑に対し、草刈りをする職員の任用により増額補正をした、芦野公園の樹木伐採の経費は、管轄が金木総合支所であるため金木総合支所の予算から捻出するものだが、今回の伐採は安全上に関わる問題であり、年内に早期対応するため補正ではなく流用等で対応しているとの答弁がありました。

次に、歳出第8款、住宅建設費の人件費の内容についての質疑に対し、人事異動により職員3名が増加したためとの答弁がありました。

次に、歳出第9款、常備消防費の補正内容についての質疑に対し、五所川原地区消防事務組合の運営費や職員人件費に要する経費は、一部事務組合を構成する五所川原市、鶴田町、中泊町で負担するものであるが、今回の補正は給与改定の増額のほか、令和6年度納入予定だった車両の納期延長に係る債務負担行為の設定によるもの、また令和5年度の五所川原地区消防事務組合予算繰越金が生じたことから減額補正するとの答弁がありました。

次に、歳出第10款、事務局費の公用車運行管理費の内訳についての質疑に対し、金木地区及び市浦地区のスクールバス運行に係る補正であり、昨年度の運行実績を基に不足すると思われる燃料費、また児童生徒の校外学習、宿泊学習などに対応するため、運転手の民間委託費が主な増額理由となっているとの答弁がありました。

同じく歳出第10款、学校給食費の給食センター管理運営費の修繕料の内訳についての質疑に対し、ダンパーモーター交換修繕に64万200円、シャッターのオーバースライダー非常電源装置のバッテリー交換修繕に88万円、ボイラー室スチームトラップ交換修繕に70万6,200円、小荷物昇降機の部品交換に24万7,500円の修繕料を計上しているとの答弁がありました。

審査の結果、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号 令和6年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)から議案第119号 令和6年度五所川原市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)までの4件については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号 令和6年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳出第5款、償還金及び還付加算金の過誤納還付金20万円計上の内容についての質疑に対し、過誤納還付金は前年度以前に納めていた介護保険料が過去に遡って住民税の申告や失踪届を受けた事例などにより還付されるもので、例年に比べ金額が多めに還付されている状況であるとの答弁がありました。審査の結果、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号 令和6年度五所川原市高等看護学院特別会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第122号 令和6年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）については、債務負担行為を設定した冷房設備設置工事設計業務及び冷房設備設置工事の内容についての質疑に対し、旧上下水道部庁舎の冷房設備が故障したため、浄水管理室がある3階部分のみ新規で冷房設備を設置することになり、この際つり天井型の冷房設備にすることが妥当であると専門業者からの提案があったが、天井の強度に対する調査等も必要であることから、何社かに確認し、見積額が最も高い価格を限度額に設定したとの答弁がありました。審査の結果、答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第123号 令和6年度五所川原市下水道事業会計補正予算（第2号）については、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

○木村清一議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、議案第114号は承認、議案第115号から議案第123号までの9件は原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり決しました。

◎日程第25 発議第4号

○木村清一議長 次に、日程第25、発議第4号 官製談合事件調査特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、19番、山田善治議員及び21番、伊藤永慈議員の除斥を求めます。

(1番 花田勝暁議員 退場)

(19番 山田善治議員 退場)

(21番 伊藤永慈議員 退場)

○木村清一議長 本件については、12月11日、木村慶憲議員から官製談合事件調査特別委員会設置に関する決議が提出されております。

提出者より提案理由の説明を求めます。

15番、木村慶憲議員。

○15番 木村慶憲議員 一登壇一

発議者、自民公明クラブの木村慶憲でございます。提案理由を述べさせていただきます。

令和6年9月27日、当五所川原市前副市長ら3名が官製談合防止法違反と公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されました。この事件において、前副市長が複数の業者との談合を認めていたことが明らかとなり、市民の信頼を著しく失墜させる結果となっております。その後市長は、関係職員への調査や説明責任を十分に果たさないまま、疑惑解明の進展を怠っています。市職員への指示や職務執行において、一貫性を欠く対応が続き、結果的に市民への信頼回復が妨げられている状況です。

これらの事実を踏まえ、地方自治法第100条に基づき、事件の全容解明と再発防止策を講じるために百条調査特別委員会の設置が必要であると判断いたしました。五所川原市における信頼性や透明性を回復するため、以下の要請を行います。

1つ、地方自治法第100条に基づき、第三者も含めた五所川原市官製談合事件調査特別委員会を設置すること。

2、本委員会を通じて、関係者の証人喚問や資料の精査を含む詳細な調査を速やかに行うこと。

3、市民への報告を通じ、信頼回復に努めること。

議員として、市民の代表として、この委員会設置により真相究明と信頼回復を図ることが最大の使命であると確信しています。市民の負託に応えるため、議員の皆様にはこの提案に対する速やかな承認をお願い申し上げます。多数の議員の御賛同をお願いいたします。

◎委員会付託省略の議決

○木村清一議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号 官製談合事件調査特別委員会設置に関する決議については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

○木村清一議長 質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

9番、藤森真悦議員。

○9番 藤森真悦議員 一登壇一

改めまして、おはようございます。市民の声を聴く孝志会の藤森真悦でございます。発議第4号について反対の立場から発言させていただきます。

この発議における調査事項は、市が発注した市営住宅の工事をめぐり、前副市長ら3名が逮捕、起訴された事件であります。本事件の裁判はいまだ始まっておらず、今後司法の場で事件の全容が明らかになっていくものと思われれます。たとえ捜査中、裁判中における地方自治法第100条に基づく調査は可能だとしても、議会による調査は慎重を期すべきと考えます。

また、必要があるのであれば、まずは常任委員会や地方自治法第98条第1項に基づく調査権による特別委員会を設置するなど通常の調査を行い、それでは解明できない場合において初めて刑事罰を科すことのできる地方自治法第100条に基づく調査を行うべきだと考えます。

以上の点から、発議第4号による特別委員会の設置は時期尚早と考え、反対いたします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「市民の声かい、よく聞いているのか」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 静粛に。

次に、5番、高橋美奈議員。

○5番 高橋美奈議員 一登壇一

自民公明クラブの高橋美奈です。五所川原市官製談合事件調査特別委員会設置の議案に賛成の立場から討論を行います。

まず、令和6年9月27日に発覚した前副市長ら3名の逮捕は、市民の皆様の信頼を大きく揺るがす深刻な事態であることを強調しなければなりません。本市の行政が市民の信頼を裏切る形となったことは、決して軽視できるものではございません。

前副市長は、複数の業者と談合を行っていたことを認めており、これにより公正な契約手続がゆがめられました。さらに、その後の市長の対応についても、関係職員への調査や説明責任を十分に果たしているとは言い難い状況が続いております。これでは市民の信頼を回復するどころか、さらなる不安と不信を招くばかりです。

こうした中、地方自治法第100条に基づく官製談合事件調査特別委員会の設置は、真相究明と再発防止に向けた不可欠な一歩であると考えます。警察の捜査は、犯罪であるか否かのものであって、犯罪事実以外のその詳細については知り得ることができません。百条委員会は、現状を把握することから始まり、犯罪ではなく不正や不正疑惑があったか否かや、不正や不正疑惑があれば、それを解明し、ただしていくものであり、警察の犯罪捜査とは別物であります。

この委員会の設置には、以下の3つの重要な意義があります。第1に、真相の徹底的な解明です。特別委員会では、関係者の証人喚問や資料の精査が可能となります。これにより、前副市長が行った一連の不正行為の全容を解明し、今後の不正を未然に防ぐ教訓を得ることができます。

第2に、市民への説明責任の履行です。不透明なままでは、市民の信頼は回復しません。特別委員会の設置によって、調査の進捗や結果が市民に共有され、透明性の確保が図られます。市民の負託を受けた我々議員は、市民に対し誠実に事実を示す責務を負っています。

第3に、再発防止策の策定です。今回の事態は、個人の不正行為にとどまらず、組織としてのガバナンスの欠如が根底にあると考えられます。特別委員会を通じて、業務の見直しやガバナンスの強化に向けた具体的な再発防止策が示されることを期待します。

これらの3つの意義を踏まえると、特別委員会の設置は不可欠な取組であると言えます。市民の信頼を回復するためには、徹底した調査と透明性の確保が必要です。私たち議員は、市民の負託を受けた者として、この問題に対して、知らなかった、関与していないでは済まされません。行動し、結果を示すことが我々の使命です。だからこそ、今回の特別委員会の設置を速やかに決定し、真相究明と信頼回復に向けた一歩を踏み出す

べきだと強く訴えます。

議員の皆様、ここで問われているのは、党派や会派を超えた一議員としての判断です。市民の信頼を回復するため、そして市政の透明性を確保するために、我々議員一人一人が行動しなければなりません。

最後になりますが、五所川原市の市政を根底から揺るがす事件であります。党派、会派を超えて、一議員としての個々の判断をお願いして賛成討論といたします。

○木村清一議長 討論を終結いたします。

採決いたします。

反対討論がありましたので、会議規則第74条の2第1項の規定に基づき、電子表決システムによる投票により採決いたします。

ただいまの出席議員は17名であります。

念のため申し上げます。

発議第4号 官製談合事件調査特別委員会設置に関する決議について、可決することを可とする議員は賛成のボタンを、否とする議員は反対のボタンを押して投票してください。

なお、会議規則第74条の2第3項の規定により、賛否を明らかにしない場合は否とみなします。

それでは、投票を開始します。

(投票)

○木村清一議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○木村清一議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

投票の結果を報告いたします。

賛成8票

反対9票

以上のおり賛成が少数であります。

よって、本件は否決することに決しました。投票状況をディスプレイに表示します。

発議第4号を可とする議員の氏名

2番 和田 祐 治 議員

3番 伊 藤 雅 輝 議員

5番 高 橋 美 奈 議員

11番 松 本 和 春 議員

12番 成田和美議員

13番 外崎英継議員

15番 木村慶憲議員

16番 平山秀直議員

否とする議員の氏名

6番 藤田成保議員

7番 金谷勝議員

8番 秋田幸保議員

9番 藤森真悦議員

10番 黒沼剛議員

17番 桑田哲明議員

18番 鳴海初男議員

20番 木村博議員

22番 山口孝夫議員

○木村清一議長 19番、山田善治議員及び21番、伊藤永慈議員の入場を求めます。

(1番 花田勝暁議員 入場)

(19番 山田善治議員 入場)

(21番 伊藤永慈議員 入場)

○木村清一議長 以上をもって当定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

◎市長挨拶

○木村清一議長 市長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。
市長。

○佐々木孝昌市長 一登壇一

令和6年第7回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

木村議長をはじめ、和田予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。審議の過程において賜りました御意見、御提案につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映させてまいる所存であります。

本定例会では、五所川原市総合計画の指針となる基本構想を議決いただき、誠にありがとうございます。新たな総合計画では、福祉、経済、教育、まちづくりの4分野を柱とし、具体的な施策を展開することとしております。

また、その一環として、本定例会で議決いただいた五所川原市認知症の人とともに生きるまちづくり条例により、認知症の方やその御家族が安心して暮らせる社会の実現を目指し、取組を進めてまいる所存であります。

本年を振り返りますと、本市出身の尊富士関が110年ぶりとなる新入幕内優勝を成し

遂げ、私たち市民に大きな感動と郷土への誇りを与えてくれました。一方で、本年は物価高騰により、市民生活や事業者の経済活動に多大な影響が及んだ年でもありました。そのような状況下においても、市民生活を守るべく、引き続き各種施策に取り組んでまいりまいる所存でありますので、議員各位の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

結びに、寒さも一層増してまいりました。皆様方におかれましては、御自愛の上、よい年を迎えられますよう、また来る年が希望に満ちた幸多き年になりますよう心よりお祈り申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

◎閉会宣告

○木村清一議長 これにて令和6年五所川原市議会第7回定例会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年12月12日

五所川原市議会議長 木 村 清 一

五所川原市議会副議長 木 村 博

五所川原市議会議員 伊 藤 永 慈

五所川原市議会議員 山 口 孝 夫

五所川原市議会議員 花 田 勝 暁

